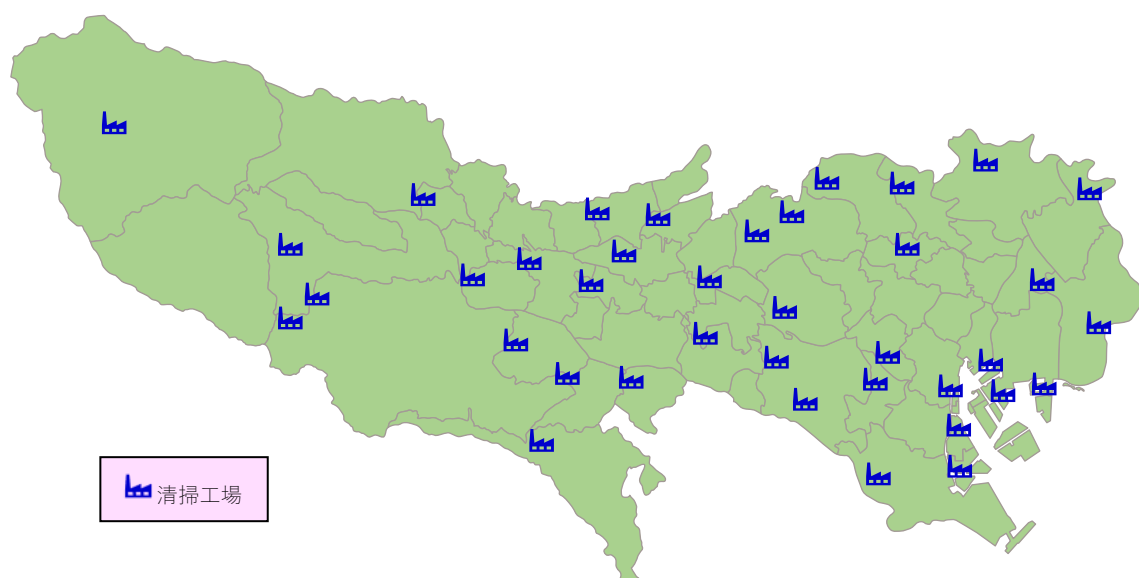


東京都基礎自治体の廃棄物処理の現状と 今後の施策に関する調査報告書



23区南生活クラブ生活協同組合
松葉で環境を考える会

はじめに

23区南生活クラブ生活協同組合(以下、23区南生活クラブ)は、大気中のダイオキシン類濃度の監視活動として、1999年の全国調査より松葉によるダイオキシン調査を23区南生活クラブの配送エリアで計6回実施してきた。

東京23区内には21か所の清掃工場があり、その内23区南生活クラブ配送エリアには12か所、市民が住むすぐそばに清掃工場が立地している。東京23区は不燃ごみとして埋め立てていた廃プラスチックを2008年から可燃ごみとして焼却する分別変更を決定し、それまで以上に有害化学物質の大気への排出が懸念されたため、廃プラスチックを燃やすことによる環境影響を市民が独自に調査することにした。2007年の調査の前後には、23区南生活クラブの配送エリア管内の自治体のごみ処理について調査したり、廃プラスチック焼却中止の陳情などを行ったりもした。

ごみ問題は地域の公衆衛生や環境保全の問題だけではなく、気候危機による災害が世界中で起こっている今、地球規模のエネルギーや環境問題にもつながっている。さらに国連加盟国が2016年から2030年までに達成するためにかかげた目標SDGs(持続可能な開発目標)17の目標のうち、「11.住み続けられるまちづくりを、12.つくる責任 つかう責任、13.気候変動に具体的な対策を、14.海の豊かさを守ろう、15.陸の豊かさを守ろう」の5つの目標に関連しており、ごみ問題の解決は持続可能な社会に不可欠だ。

わが国では廃棄物処理に関するさまざまな法律が制定され、法律に則って政策が行われている。松葉によるダイオキシン調査を継続していくにも、大気汚染の原因の一つである清掃工場におけるごみ焼却と自治体によるごみ処理の実態を知るために、今回のアンケート調査を実施し、調査報告書としてまとめた。このアンケート調査からみえてきたことについて、広く伝え、課題解決にむけて私たち市民も参画していくことが大切だと考える。

今回のアンケート調査について、各自治体、東京・生活者ネットワーク及び33の地域・生活者ネットワーク、(株)環境総合研究所に協力をいただいたことについて心より感謝の意を表したい。

2023年2月吉日

23区南生活クラブ生活協同組合 松葉で環境を考える会

目 次

I. 調査概要	3
1. 調査概要	4
①調査目的 ②実施主体 ③調査対象 ④調査内容	
⑤調査方法 ⑥調査期間	
2. 調査結果	4
II. 調査結果のまとめと考察	5
1. 問いごとのまとめと考察	
問1	6
問2	21
問3	29
問4	33
問5	35
問6	38
問7	42
問8	44
2. 全体を通してのまとめ	46
III. 提 言	49
1. 提言	50
2. ごみ・廃プラスチック問題とダイオキシン等への国の動きと市民の取り組み年代史	52
IV. 資 料	59
1. アンケート回答集約表	
東京都基礎自治体アンケート調査対象一覧	60
アンケート調査票見本(縮小版)	61
問1	63
問2	69
問3	75
問4	83
問5～問8	87
編集後記	95

I. 調査概要

1. 調査概要

- ①調査目的：廃棄物処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により自治体の責任であり、自治体に裁量権がある。自治体は廃棄物処理による環境負荷を削減し、環境保全を推進する責任と役割を担う。本調査は、東京都の自治体の廃棄物処理の状況やその方針についてアンケート調査を行い、その状況を可視化することを目的として実施した。
- ②実施主体：23区南生活クラブ生活協同組合「松葉で環境を考える会」
- ③調査対象：東京都内53市区町村(島しょを除く)の担当部署
- ④調査内容：東京都基礎自治体における廃棄物処理の現状と施策
- ⑤調査方法：アンケート調査
調査票を各自治体の担当部署へメールやFAX送信または郵送、33の自治体については東京・生活者ネットワーク及び33の地域・生活者ネットワークへ依頼
- ⑥調査期間：2020年10月～2020年11月

2. 調査結果：回答率94%

東京都内53市区町村（島しょを除く）の内50の市区町村からの回答

Ⅱ． 調査結果のまとめと考察

1. 問いごとのまとめと考察

問 1 2015 年～2019 年度の、各年度のごみの総排出量及び 1 日当たりのごみの排出量はどれぐらいですか。その内、焼却施設で焼却したごみの総量はどのくらいですか。その中で、事業系持ち込みごみの総量はどのくらいですか。また、ごみ処理事業経費と 1 人当たりのごみ処理経費はどのくらいですか。

(1) ごみ総排出量について

ごみの総排出量 5 年間の平均では、世田谷区が年間約 22 万 t で一番多く、足立区、江戸川区、八王子市、新宿区の順である。少ないのは檜原村が年間約 831 t、次いで奥多摩町、日の出町、瑞穂町となっている。5 年間の推移をみると、年度を重ねるごとに中央区はわずかに増加傾向であり、中野区、立川市、国立市は減少傾向になっているが、他の自治体では、多少の増減があるもののほぼ同じ総排出量となっている(図 1-1, 2、*練馬区は家庭系ごみの総排出量)。

【追調査】

- 各自治体の回答について、23区は東京二十三区清掃一部事務組合(以下清掃一組)公表の「清掃事業年報平成27(2015)年度」、多摩部は多摩地域ごみ実態調査2019年度統計「総ごみ量」と一致するはずだが、23区において最大で 8 万 t の差がある自治体があったため突き合わせてみた(表 1-1)。
- 環境省が毎年まとめている「日本の廃棄物処理」の最新版2019年度の11pの注)に『平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量)」と同様とした。』とあり、つまり、ここには書かれている「直接搬入量」とは、行政回収せず、直接清掃工場に持ち込むことで、清掃一組でいうところの、「臨時持込」「継続持込」のことである。さらに、「資源ごみの集団回収量」も「一般廃棄物の排出量」に含めている。各自治体がとりまとめ公表する数字は、環境省の指針に基づいた統計方法により算出することによって、清掃一組が出す数字と一致するはずである。

表 1-1 ごみ総排出量：2015年度アンケート回答と清掃事業年報との差

自治体	アンケート回答	清掃事業年報	差	自治体	アンケート回答	清掃事業年報	差
千代田区	86,527	16,441.01	7 万 t	新宿区	153,599	72,677.97	8 万 t
文京区	65,993	43,608.70	2 万 t	北区	105,566	67,431.44	4 万 t
台東区	79,529	44,627.24	3 万 t	板橋区	140,403	110,762.46	3 万 t
墨田区	91,109	55,303.49	3 万 t	葛飾区	110,522	87,497.46	2 万 t
世田谷区	223,894	178,277.01	4 万 t	江戸川区	170,765	133,014.89	4 万 t

(清掃事業年報東京二十三区清掃一部事務組合平成27年度 8 p[ごみの収集運搬 1-2 区別・ごみ種別収集持込量]単位t)

図 1 - 1 23区ごみ総排出量(t/年)

家庭系事業系持ち込みごみも含む

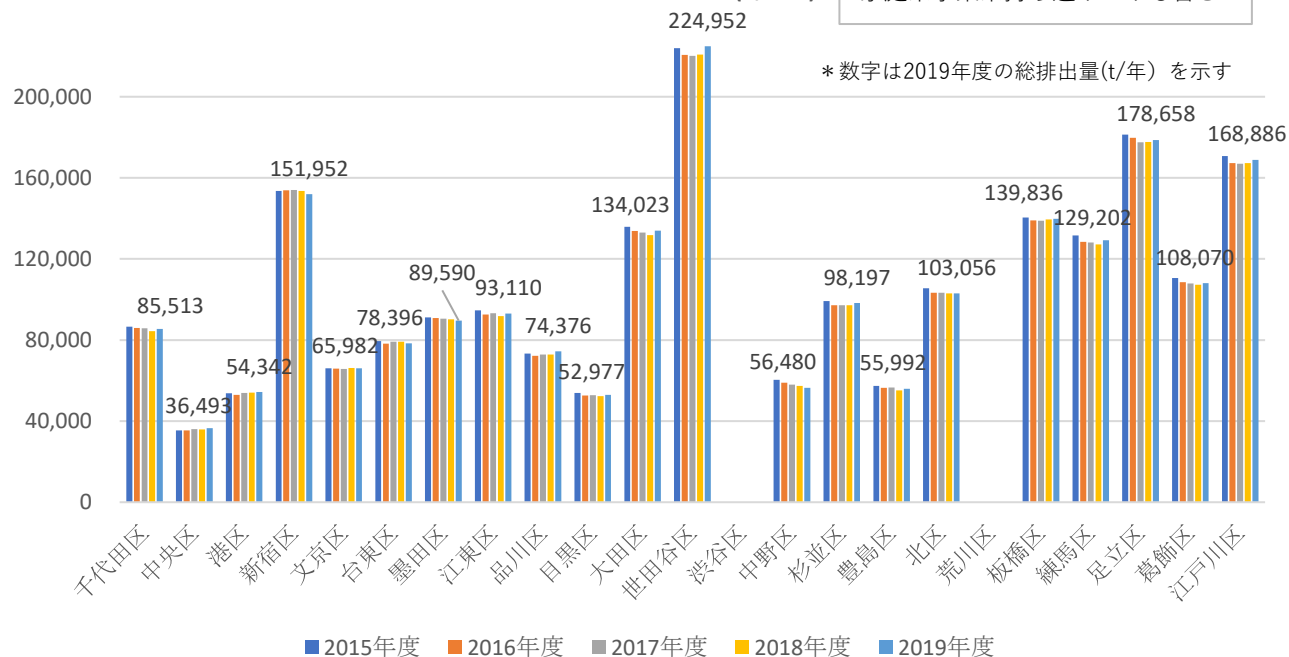
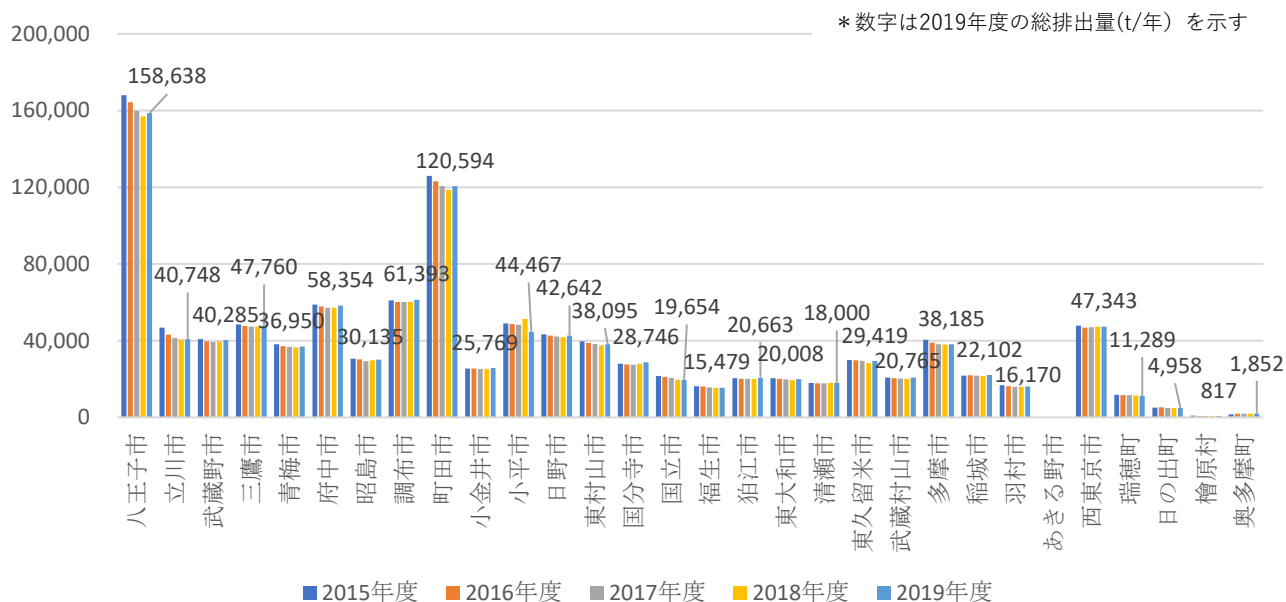


図 1 - 2 多摩部ごみ総排出量(t/年)

家庭系事業系持ち込みごみも含む



(2) 1日当たりのごみの排出量

1日当たりのごみの排出量は、ごみ総排出量を年間日数(365日又は2015,2019年度は366日)で割ったものと想定していたが、三鷹市、小金井市、国分寺市、瑞穂町、奥多摩町はごみの回収日数など別な算出方法による回答と思われる。豊島区は単位が違っていた(図1-3,4)。

【追調査】

- ・1日当たりのごみの排出量は、自治体の人口、事業所数に比例しているため相互比較のために、1人1日当たりの排出量を算出した(図1-5,6,7,8)。6自治体に関しては「表1-2」の総排出量／年間日数を採用した。

表1-2 算出方法の違う6自治体の1日当たりのごみ量(単位はt/日)

自治体名		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
豊島区	アンケート回答	0.157	0.155	0.155	0.151	0.153
	総排出量／年間日数	157	155	155	151	153
三鷹市	アンケート回答	725	706	695	692	692
	総排出量／年間日数	132.91	130.67	129.5	129.52	130.85
小金井市	アンケート回答	589	585	577	571	576
	総排出量／年間日数	69.6	69.77	69.22	69.13	70.6
国分寺市	アンケート回答	635.9	628.0	620.1	618.7	628.5
	総排出量／年間日数	76.47	75.67	75.39	76.4	78.76
瑞穂町	アンケート回答	945.9	942.2	946.7	941.7	937.3
	総排出量／年間日数	32.13	31.83	31.82	31.36	30.93
奥多摩町	アンケート回答	783.5	996.5	972.3	995.6	994.5
	総排出量／年間日数	4.25	5.29	5.08	5.18	5.07

- ・1人1日当たりのごみ排出量が多いのは千代田区が約3,500～4,000gでトップ、以下新宿区、台東区、檜原村、奥多摩町の順。逆に少ないのは中野区で460g、次いで杉並区、練馬区となる。千代田区を除くと、おおよそ600g～800gのごみの排出量で、若干多摩部の方がごみの排出量が多い。5年間の推移をみると、千代田区が2015年度4,000gで年度を追うごとに少なくなり、2019年度は3,543gと5年間で約500g減ってきているが、他の自治体は5年間ほぼ変わらなかった(図1-5,6,7,8)。
- ・環境省「日本の廃棄物処理」によると、“1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365又は366”になっている。

図 1 - 3 23区 1 日当たりのごみの排出量(t/日)

* 数字は2019年度の 1 日当たりのごみの排出量(t/日)を示す

注)豊島区は単位を修正して反映した

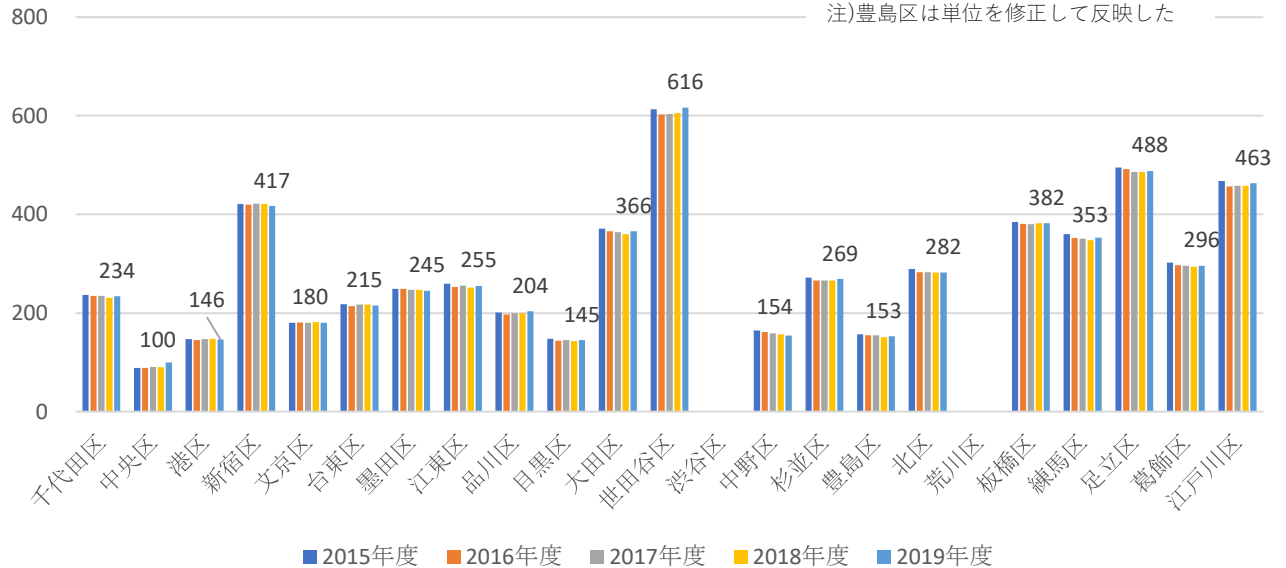


図 1 - 4 多摩部 1 日当たりのごみの排出量(t/日)

* 数字は2019年度の 1 日当たりのごみの排出量(t/日)を示す

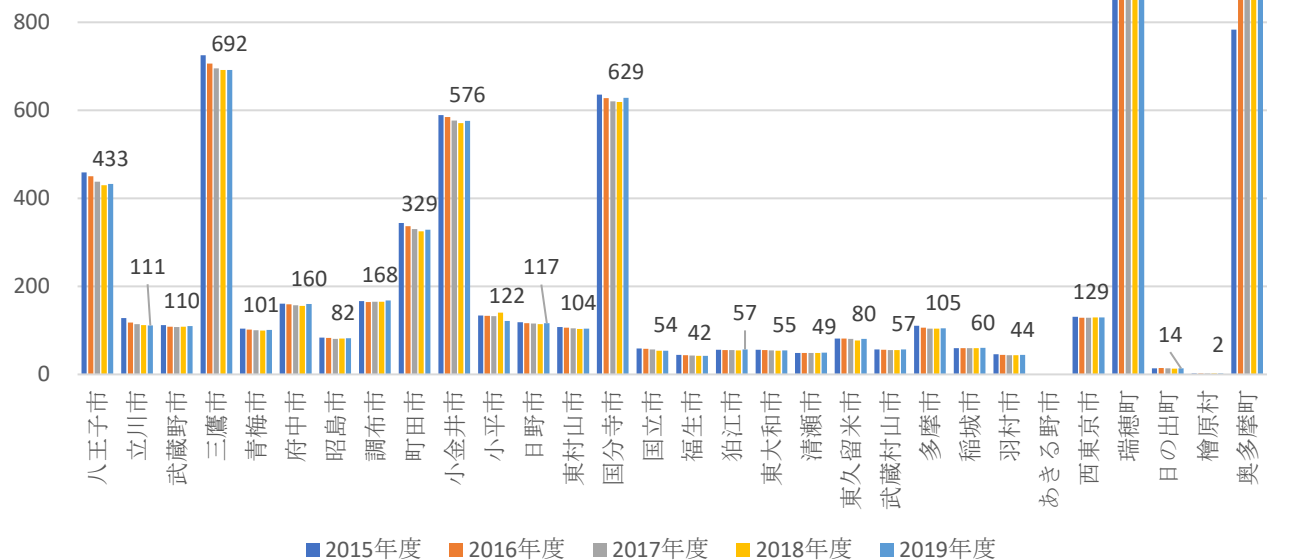
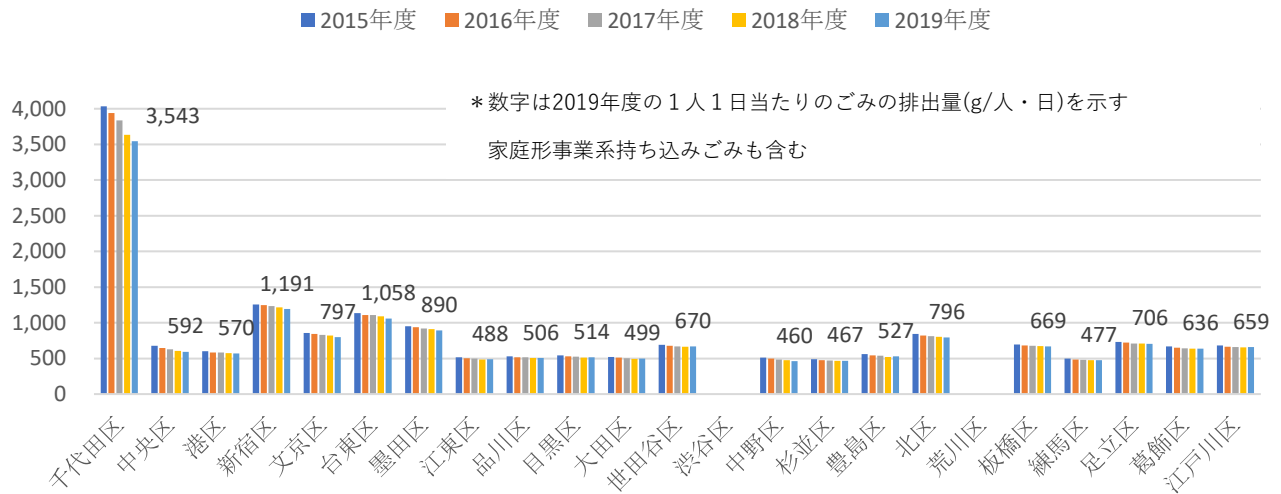


図 1-5 23区 1 人 1 日当たりのごみの排出量(g/人・日)

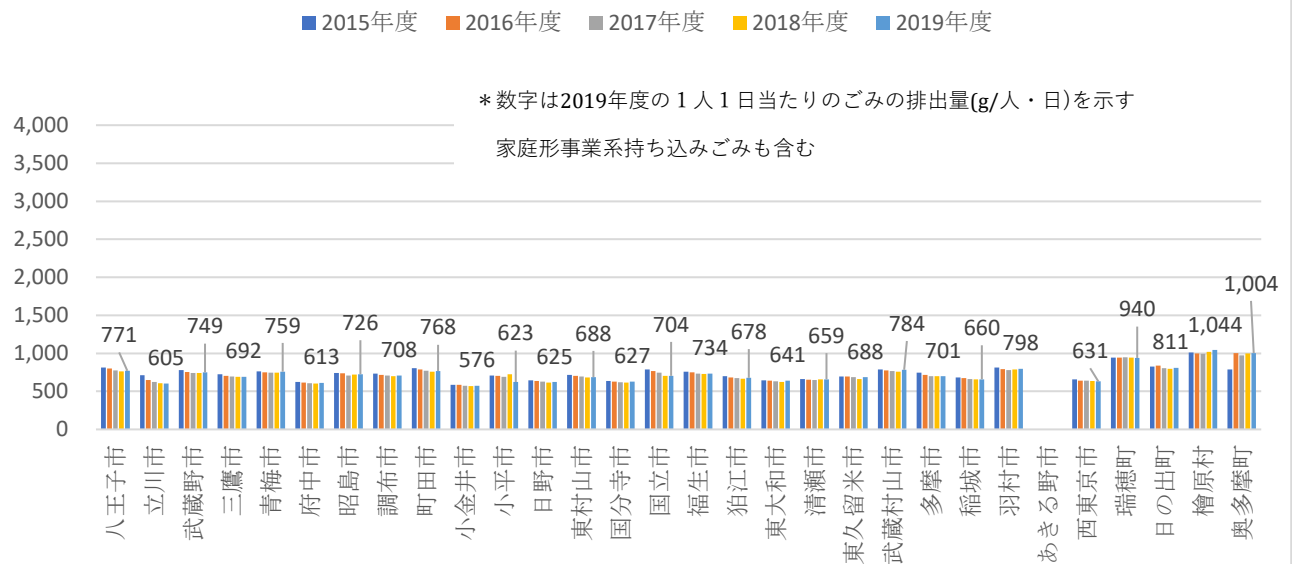


人口出典：<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ総排出量を人口と2015/2019年度は366日で、2016～2018年度は365日で割り出して作成した

注)豊島区は表 1-2 の数値で割り出した

図 1-6 多摩部 1 人 1 日当たりのごみの排出量(g/人・日)

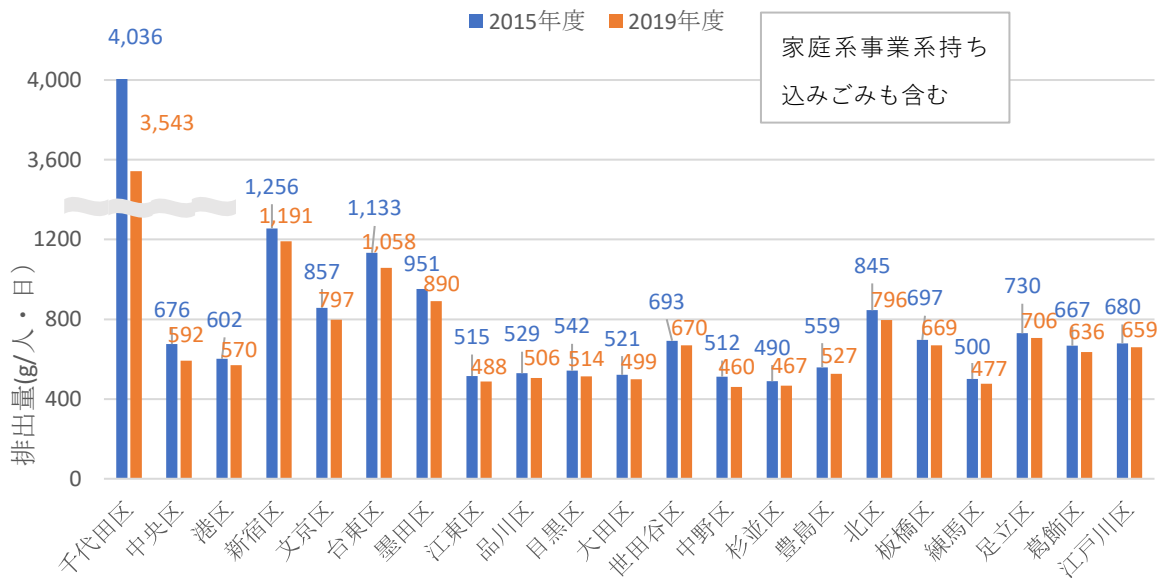


人口出典：<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ総排出量を人口と2015/2019年度は366日で、2016～2018年度は365日で割り出して作成した

注)三鷹市・小金井市・国分寺市・瑞穂町・奥多摩町は表 1-2 の数値で割り出した

図 1-7 23区 1人1日当たりの排出量(g/人・日)2015年度2019年度比較

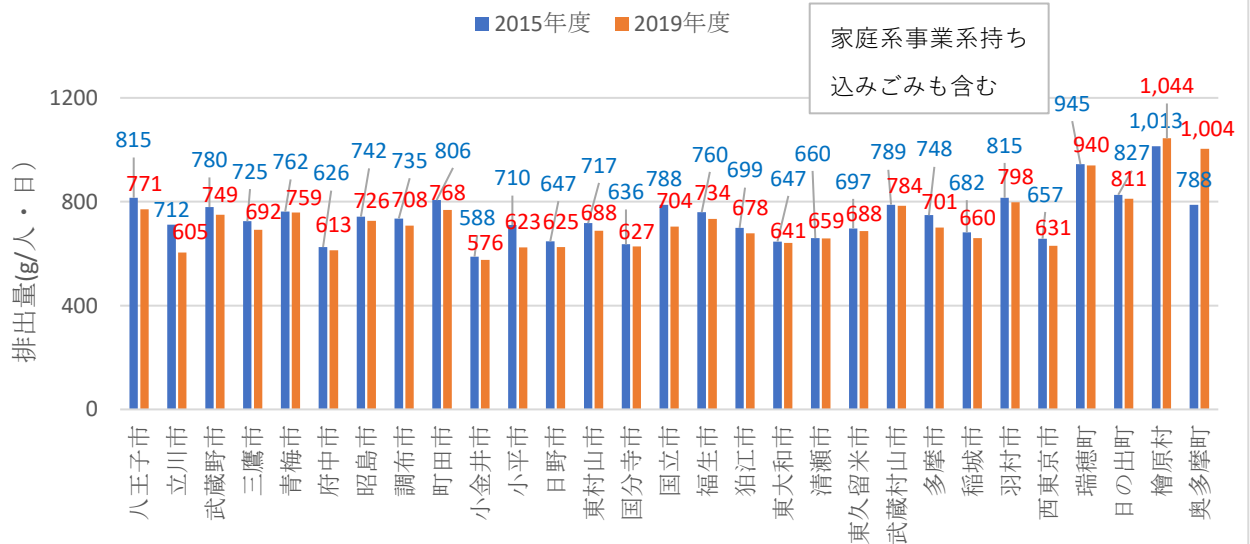


人口出典：<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ総排出量を人口と366日で割り出して作成した

注)豊島区は表 1-2 の数値で割り出した

図 1-8 多摩部 1人1日当たりの排出量(g/人・日)2015年度2019年度比較



人口出典：<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ総排出量を人口と366日で割り出して作成した

注)三鷹市・小金井市・国分寺市・瑞穂町・奥多摩町は表 1-2 の数値で割り出した

(3)焼却したごみの総量

焼却ごみの総量が世田谷区、足立区、新宿区、大田区、江戸川区、練馬区、八王子市の順で多い。年間総排出量の多い世田谷区、足立区、江戸川区、八王子市、新宿区、板橋区、大田区という順位と異なり、江戸川区は焼却ごみの割合が低い。総排出量5位の新宿区が3位、7位の大田区が4位で焼却ごみの割合が高いということになる(図1-9,10)。

2019年度について年間総排出量に対する焼却したごみの総量の割合(表1-3)を見ていくと、小金井市が48%と一番割合が低く、次いで56%の墨田区となっている。23区では葛飾区と江戸川区が70%台だが、他の区は90%以上、千代田区と世田谷区が年間総排出量のほぼ全量近くを焼却している。一方、多摩部は日の出町が88%と一番焼却率が高いが、他の自治体は60～80%となっている。

5年間の焼却ごみの総量の変化を見ると、大きな増減のある自治体はない。

図1-9 23区焼却したごみの総量(t/年)

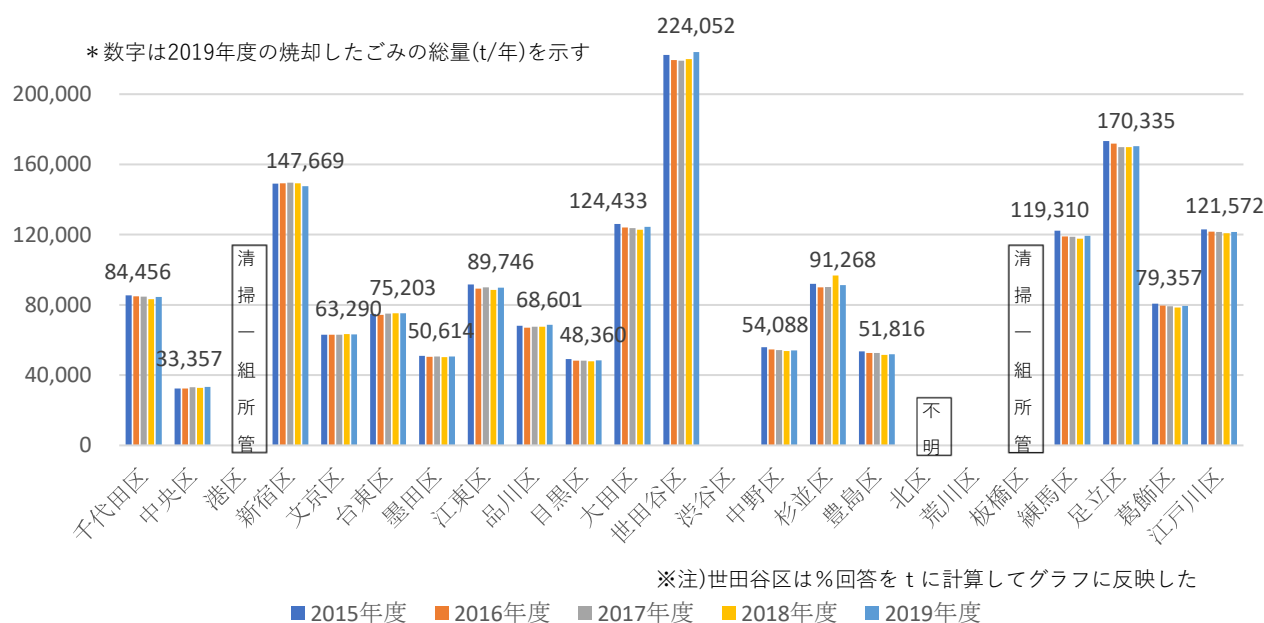


図1-10 多摩部焼却したごみの総量(t/年)

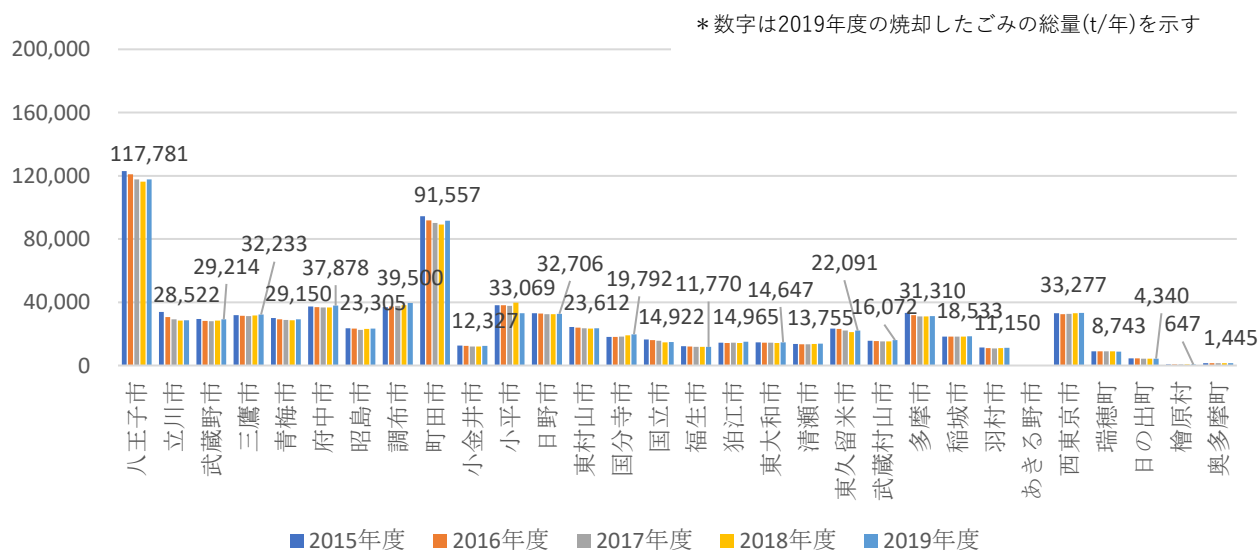


表 1 - 3 2019年度ごみ総排出量と焼却ごみ量

2019年度	総 排 出 量 (t/年)	焼却したご みの 総 量 (t/年)	総排出量に対 して焼却ごみ の総量の割合 (%)	2019年度	総 排 出 量 (t/年)	焼却したご みの 総 量 (t/年)	総排出量に対 して焼却ごみ の総量の割合 (%)
千代田区	85,513	84,456	99%	八王子市	158,638	117,781	74%
中央区	36,493	33,357	91%	立川市	40,748	28,522	70%
港区	54,342			武蔵野市	40,285	29,214	73%
新宿区	151,952	147,669	97%	三鷹市	47,760	32,233	67%
文京区	65,982	63,290	96%	青梅市	36,950	29,150	79%
台東区	78,396	75,203	96%	府中市	58,354	37,878	65%
墨田区	89,590	50,614	56%	昭島市	30,135	23,305	77%
江東区	93,110	89,746	96%	調布市	61,393	39,500	64%
品川区	74,376	68,601	92%	町田市	120,594	91,557	76%
目黒区	52,977	48,360	91%	小金井市	25,769	12,327	48%
大田区	134,023	124,433	93%	小平市	44,467	33,069	74%
世田谷区	224,952		※99.6% ^{注2)}	日野市	42,642	32,706	77%
中野区	56,480	54,088	96%	東村山市	38,095	23,612	62%
杉並区	98,197	91,268	93%	国分寺市	28,746	19,792	69%
豊島区	55,992	51,816	93%	国立市	19,654	14,922	76%
北区	103,056	不明		福生市	15,479	11,770	76%
板橋区	139,836			狛江市	20,663	14,965	72%
練馬区	129,202	119,310	92%	東大和市	20,008	14,647	73%
足立区	178,658	170,335	95%	清瀬市	18,000	13,755	76%
葛飾区	108,070	79,357	73%	東久留米市	29,419	22,091	75%
江戸川区	168,886	121,572	72%	武蔵村山市	20,765	16,072	77%
				多摩市	38,185	31,310	82%
				稲城市	22,102	18,533	84%
				羽村市	16,170	11,150	69%
				西東京市	47,343	33,277	70%
				瑞穂市	11,289	8,743	77%
				日の出町	4,958	4,340	88%
				檜原村	817	647	79%
				奥多摩町	1,852	1,445	78%

※はアンケート調査票より抜粋

注)小数点以下は四捨五入

※注2)図 1 - 9 の世田谷区の数字はアンケート調査回答「%」であったため他自治体と比較のためごみ総排出量(t/年)から計算し下記の表(表 1 - 4)にしてグラフに反映した。

表 1 - 4 世田谷区焼却したごみの総量

焼却したごみの総量(t/年)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
世田谷区アンケート回答	99.30%	99.50%	99.50%	99.60%	99.60%
世田谷区計算上総量(図 1 - 9)	222,327	219,465	219,095	219,980	224,052
世田谷区ごみ総排出量(図 1 - 1)	223,894	220,568	220,196	220,863	224,952

(4)事業系持ち込みごみの総量

事業系持ち込みごみは、港区が年間約10万tで一番多く、次いで新宿区、千代田区の順で、この3つの自治体が圧倒的に多い。23区内の事業所数(東京都統計年鑑2016年度8.事業所より)では、多い順に港区、中央区、新宿区、千代田区となっている。

焼却ごみの総量の中に含まれる事業系持ち込みごみ総量も質問したが、何に対しての総量なのか判断できないということで回答がない自治体があった。また、事業系の持ち込みごみの量をカウントしていない、あるいは自治体が把握していない場合もあることがわかった(図1-11,12)。

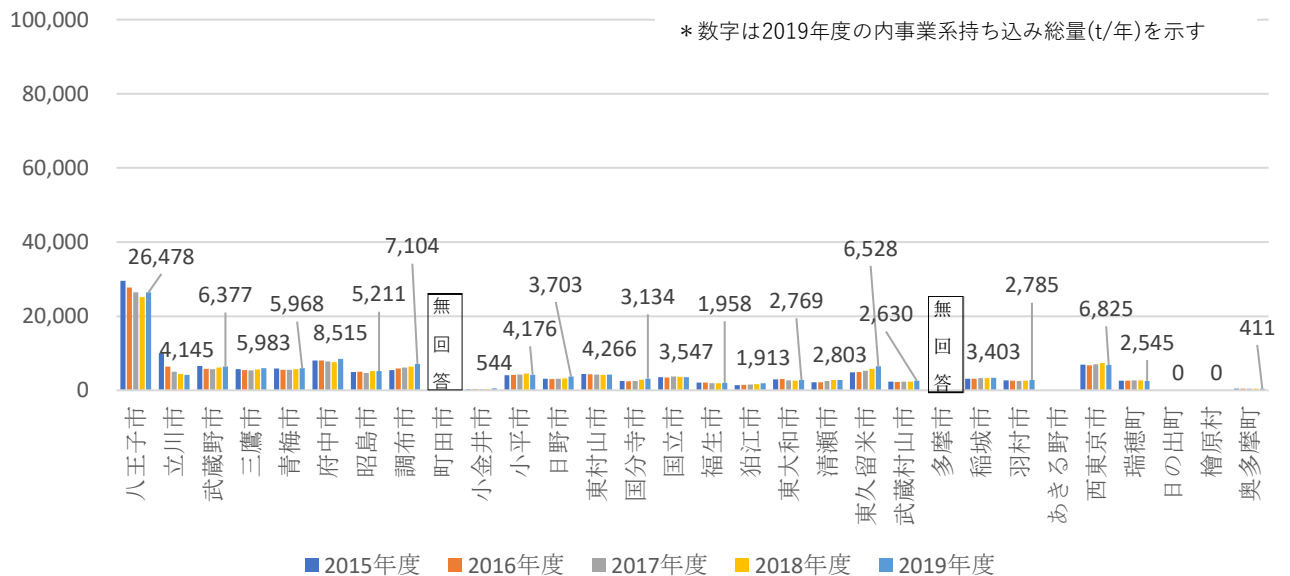
【考察】

- ・ごみ総排出量には、一般廃棄物の直接搬入量が入っている。この「直接搬入量」とは、繰り返すが行政回収せず、事業者が直接清掃工場に持ち込むごみのことで、清掃一組でいうところの「臨時持込」と「継続持込」のことだ。
- ・回答をいただいた自治体全てが、事業系持ち込みごみの総量または一部の数字を記入していた。それによると、各区によって清掃一組の『事業年報』の「臨時持込」の数字を記入した自治体と清掃一組の予算に示されている持ち込みごみ総量を記入した自治体とに分かれていた。23区は、清掃事業が23区と清掃一組と東京都で役割分担されているため自治体が直接収集していない事業系一般廃棄物についての認識や取り組みが重要視されていないように感じられた。
- ・「臨時持込」は清掃一組の『事業年報』の集計で各区の排出量がわかるが、「継続持込」は23区一括になっているため、区ごとの量がわからなかった。しかし、清掃一組の予算に23区各区の分担金が計上され、その中に各区の持ち込みごみの総量とそれに見合う経費が示されていた。清掃一組の内部的にはわかっているのかもしれないが、区ごとの「臨時持込」「継続持込」量が示され、各区の事業系持ち込みごみ総量が23区民にわかりやすく示されるように改善することが必要である。
- ・多摩部の持ち込みごみの種類は『多摩地域ごみ実態調査統計』をみると23区と異なり、可燃・不燃・資源・粗大・有害と5種類あり、調査の回答では、総量ではなく可燃だけの数字を回答した自治体もあるなど、統計と調査の回答と異なる自治体もあった。

図 1-11 23区内事業系持ち込み総量(t/年)



図 1-12 多摩部内事業系持ち込み総量(t/年)



(5)ごみ処理事業経費と1人当たりのごみ処理経費について

年間のごみ処理事業経費で一番多かったのは、約100億円の八王子市、次いで杉並区、大田区、足立区。少なかったのは檜原村、奥多摩町、日の出町。ただし、世田谷区と北区の回答は桁違い(「千円」記入漏れ)と考えられることから、各自治体のHPで確認しグラフに反映した。グラフでは世田谷区が約110億円で一番多くなる。5年間の事業経費の推移を見ると、中野区と杉並区が右肩下がりになっているが、他の区は若干右肩上がりの傾向が見られた。多摩部では日野市が2019年度に突出して増え、小平市が2018年度に若干増えているなど経費の高低が見られた(図1-13,14)。

1人当たりのごみ処理経費については「円/人」、「円/人・日」での回答があった。比較のため表(表1-5)をもとに両方算出した(図1-15,16,17,18)。23区では港区、台東区、目黒区、杉並区の順。多摩部では奥多摩町、国分寺市、小金井市の順に高い。

23区はごみの総排出量が多いが人口も多いために、1人当たりの経費は多摩部と比べて低い。5年間の推移を見みると、どの自治体もそれほど変わらないが、中野区が2015年度、立川市と調布市と小平市は2018年度が他の年度より突出して高く、日野市は2015年度と2019年度が他の年度に比べて高くなっている。

表1-5 自治体別回答結果

「円/人」で回答	中央区 ^{注3)} ・港区・文京区・世田谷区・板橋区・八王子市・三鷹市・府中市
「円/人・日」で回答	新宿区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・中野区・杉並区・豊島区 ^{注4)} ・北区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・立川市・武蔵野市・青梅市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東大和市・武蔵村山市 ^{注5)} ・多摩市・稲城市・羽村市・西東京市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
無回答	千代田区・清瀬市・東久留米市

注3)環境省データとアンケート調査票のデータ差があったが、HPには掲載がなかったため確認が出来なかった。

注4)2015~2018年を「円/人・日」で計算すると回答と違うため、計算の方を図1-17,19に反映した(豊島区)。

注5)HPを確認すると回答と違っていたため、「円/人・日」で計算して図1-18,20に反映した(武蔵村山市)。

【考察】

- ・ごみ処理事業経費はおおむねごみの総排出量との相関関係があると推測されるが、日野市の2019年度がほかの年度に比べて突出しているため2019年度の経費の内訳には今後注目してみる必要がありそうだ(図1-14)。
- ・ごみ処理経費について自治体ごとに比較するために、2018年度について環境省のデータから1人1日当たりのごみ処理経費を算出し、アンケートデータをグラフにした。環境省のデータから算出したごみ処理経費が多いのは千代田区、次いで奥多摩町、檜原村。少ないのは足立区、三鷹市、清瀬市、北区の順。環境省のデータで算出したものとアンケートデータから算出したもので大きな差がでたのは、武蔵村山市、中央区、檜原村。差があるのが新宿区、墨田区、江東区、北区、板橋区、練馬区、江戸川区、三鷹市、日野市など。環境省データと比較したときの違いは、各自治体の担当部署によってごみ処理経費の算出方法が異なるためと推測できる(図1-19,20)。
- ・各自治体でごみ処理事業経費の内訳が異なり、単純に比較したり、推移を見ていくことができない。自治体として廃棄物処理に関わる経費がどのくらい必要なのか予算にもかかわる重要な問題である。

図 1-13 23区ごみ処理事業経費(千円/年)

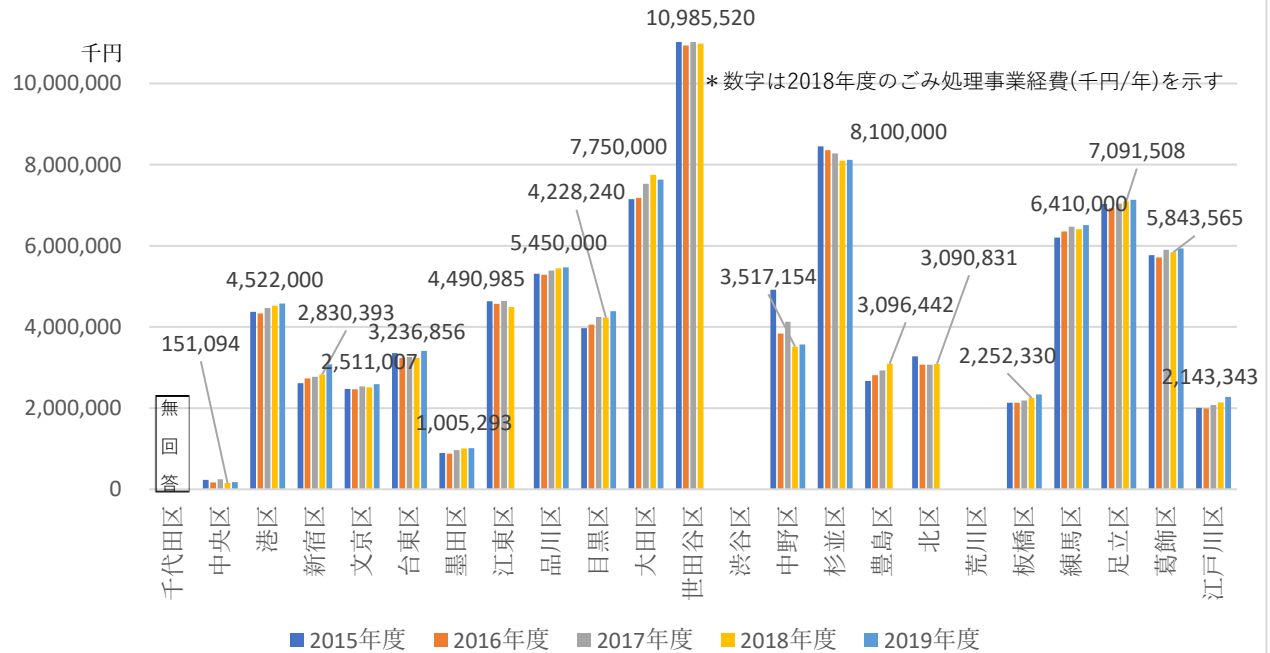


図 1-14 多摩部ごみ処理事業経費(千円/年)

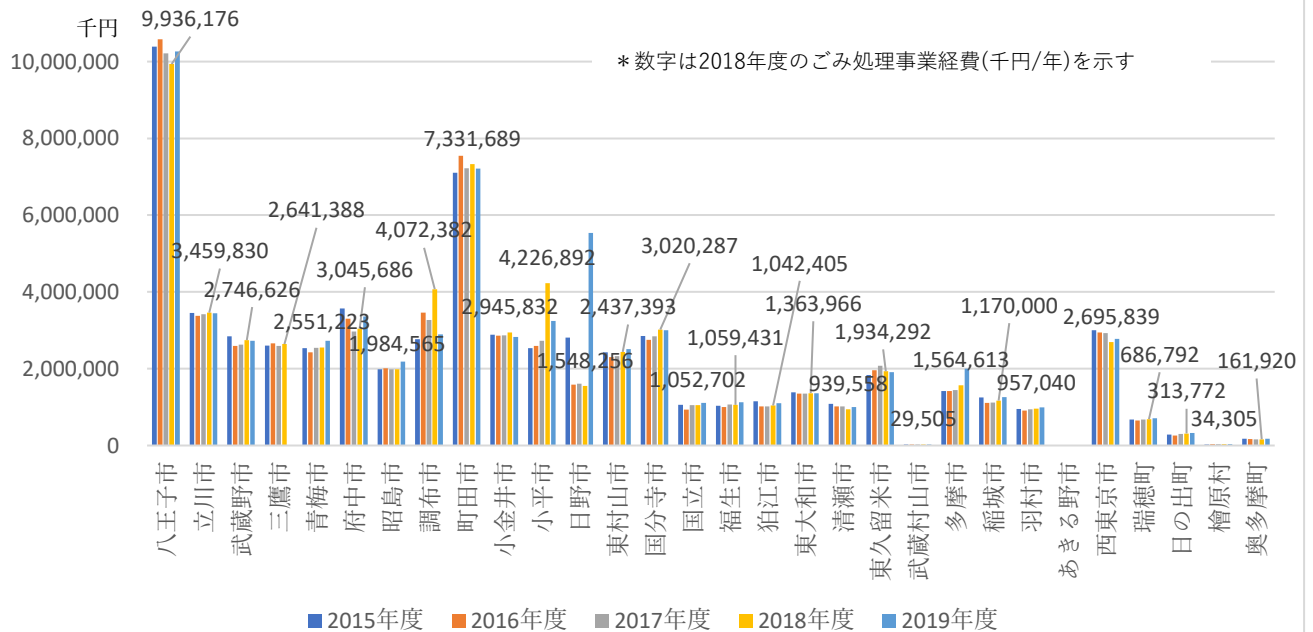
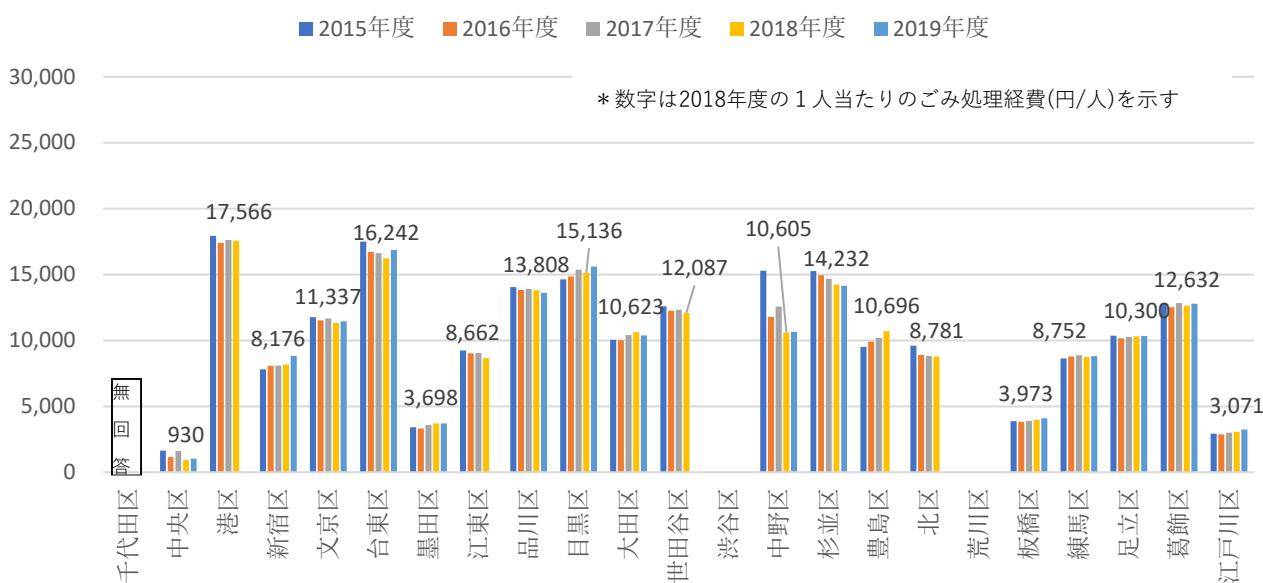


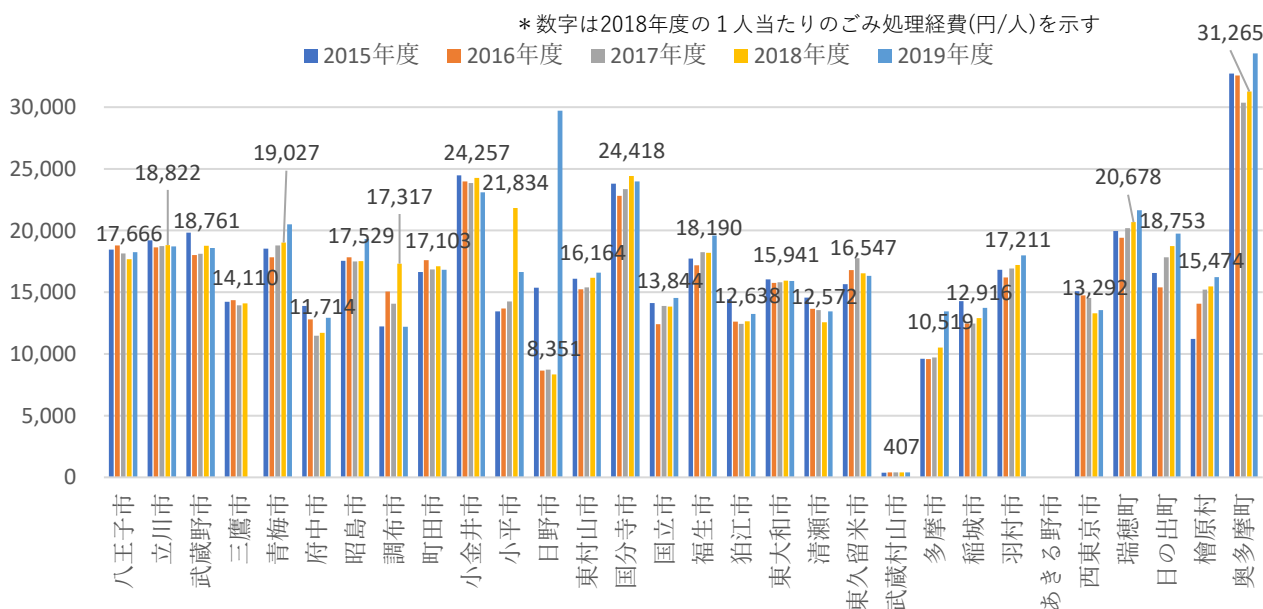
図 1-15 23区 1 人当たりのごみ処理経費(円/人)



人口出典： <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ処理事業経費を人口で割り出して作成した

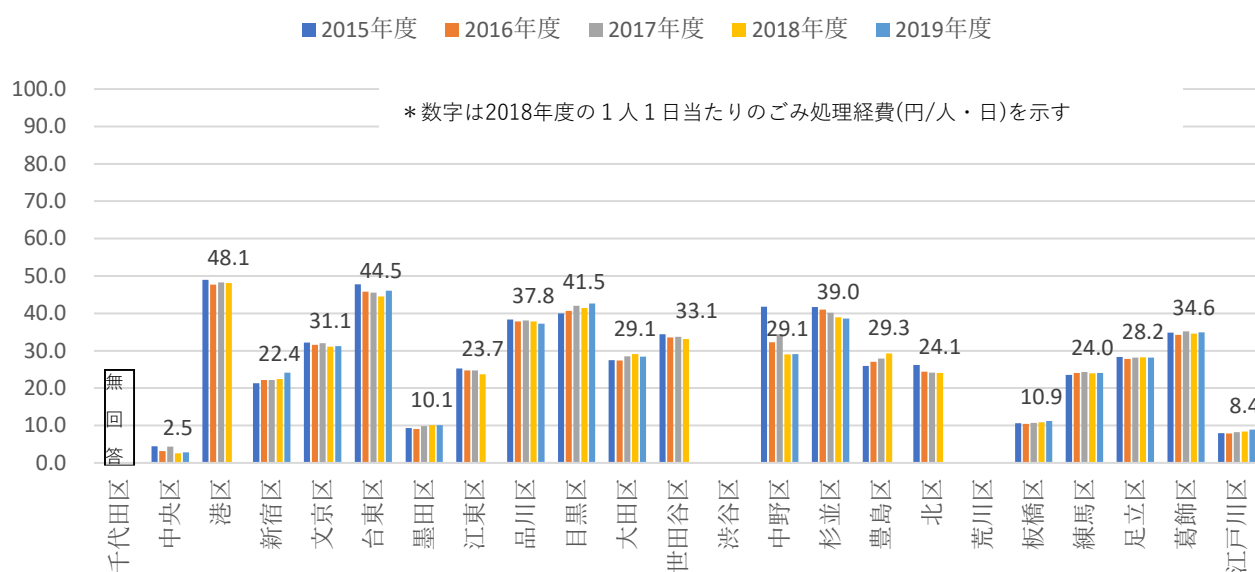
図 1-16 多摩部 1 人当たりのごみ処理経費(円/人)



人口出典： <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ処理事業経費を人口で割り出して作成した

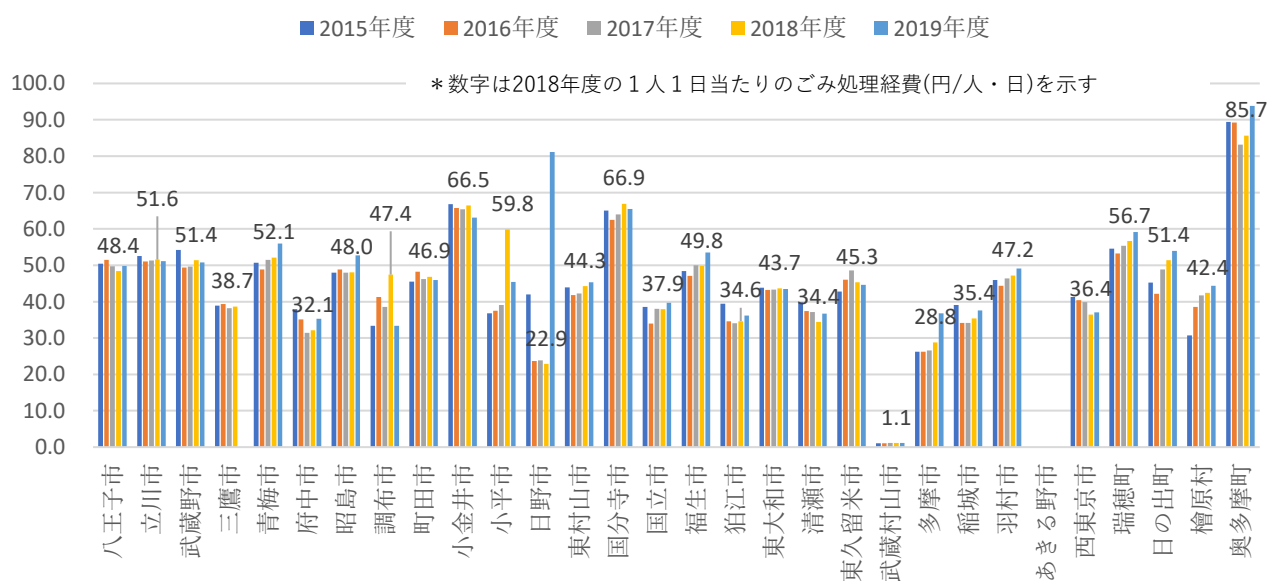
図 1-17 23区 1 人 1 日当たりのごみ処理経費(円/人・日)



人口出典： <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ処理事業経費を人口と2015/2019年度は366日、2016～2018年度は365日で割り出して作成した

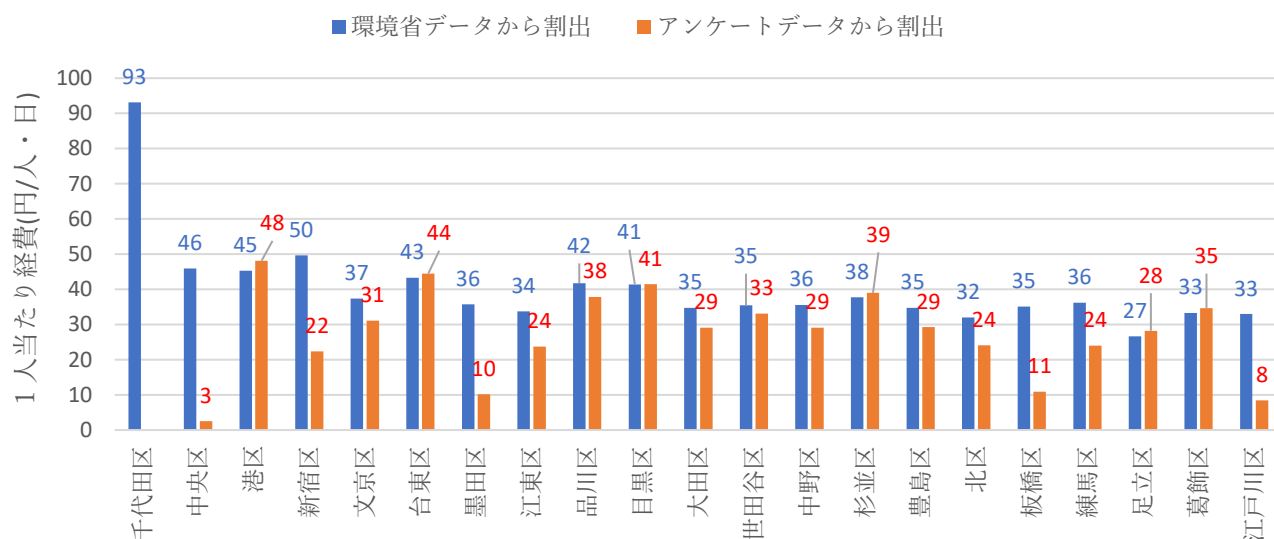
図 1-18 多摩部 1 人 1 日当たりのごみ処理経費(円/人・日)



人口出典： <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートのごみ処理事業経費を人口と2015/2019年度は366日、2016～2018年度は365日で割り出して作成した

図 1-19 2018年度23区 1人1日当たりのごみ処理経費比較(円/人・日)



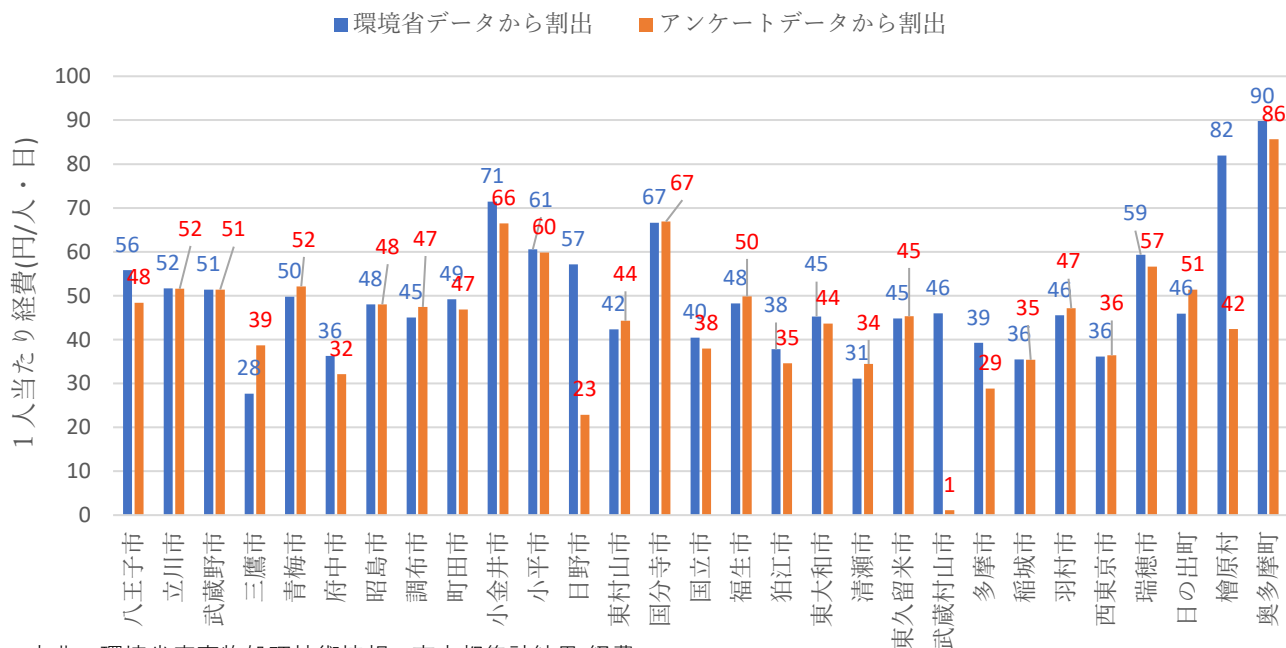
出典：環境省廃棄物処理技術情報 東京都集計結果(経費)

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html

グラフは合計[特定財源(市区町村分担金を除く)+一般財源]の単位は円を人口と365日で割り出して作成した

人口出典：平成31年1月 <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2020/jy20000001.htm>

図 1-20 2018年度多摩部 1人1日当たりのごみ処理経費比較(円/人・日)



出典：環境省廃棄物処理技術情報 東京都集計結果(経費)

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html

グラフは合計[特定財源(市区町村分担金を除く)+一般財源]の単位は円を人口と365日で割り出して作成した

人口出典：平成31年1月 <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2020/jy20000001.htm>

問2 2015～2019年度の、各年度の可燃ごみ、不燃ごみ組成とその割合を教えてください。また、家庭系と事業系（持ち込みごみを含む）それぞれで教えてください。

1. 23区について

(1) 家庭系ごみ[資料69,71ページ]

可燃ごみ組成では、おおむね厨芥（生ごみ）の割合が一番高く、次いで紙類、プラスチック類で、3大可燃ごみとなっている。「その他」の内訳をみると、ゴム、皮革類、紙おむつが各自治体とも高い(図2-1,5)。

不燃ごみ組成では、おおむね「その他」の割合が一番高く、次いで金属となっている。「その他」の内訳としては、小型家電、乾電池、蛍光管などが、各自治体とも共通してあげられている(図2-6,10)。

(2) 事業系ごみ[資料70,72ページ]

可燃ごみの組成では、おおむね厨芥の割合が一番高く、次いで紙類、プラスチック類が高い傾向だが、区や年度によって組成割合に変動が見られる。港区の2018年度は繊維の割合が、また新宿区の2016年度は本草の割合が他の区と比べて突出して高くなっている(図2-3,5)。

不燃ごみの組成では、おおむね金属の割合が一番高く、次いで「その他」が高い傾向だが、区や年度によって組成割合に変動が見られる。港区と葛飾区の2019年度は金属の割合が、また千代田区の2019年度は磁器の割合が、葛飾区の2017年度はガラスの割合が他の区や他の年度と比べて突出して高くなっている。「その他」について具体的に記入していたのは世田谷区のみだった。しかし世田谷区も事業系持ち込みごみは含まないとあった。「その他」に記述があった他の区は、家庭系か事業系かはっきりわかる記述はなかった。「その他」のごみの内訳について回答がなかったのは、品川区(図2-8,10)。

組成調査実施状況に違いがあった。5年間の実施回数は下表の通り。

家庭系可燃ごみ	実施回数	自治体名
	5回	千代田区・江東区・世田谷区・北区・練馬区・足立区・江戸川区
	5回（但し家庭系と事業系合算）	中野区・豊島区
	1回	新宿区・目黒区・大田区・板橋区
	2回	中央区・港区・文京区・台東区・墨田区・杉並区・葛飾区
	未実施	品川区

家庭系不燃ごみ	実施回数	自治体名
	5回	千代田区・江東区・世田谷区・北区・練馬区・江戸川区
	5回（但し家庭系と事業系合算）	中野区・豊島区
	1回	新宿区・目黒区・大田区・板橋区
	2回	中央区・港区・文京区・台東区・墨田区・杉並区・葛飾区
	未実施	品川区・足立区

事業系可燃ごみ	実施回数	自治体名
	5回	千代田区・江東区・世田谷区・足立区
	5回（但し家庭系と事業系合算）	中野区・豊島区
	1回	新宿区
	2回	港区・台東区・墨田区・葛飾区
	未実施	中央区・文京区・品川区・目黒区・大田区・杉並区・北区・板橋区・練馬区・江戸川区

事業系不燃ごみ	実施回数	自治体名
	5回	千代田区・江東区・世田谷区
	5回（但し家庭系と事業系合算）	中野区・豊島区
	1回	新宿区
	2回	港区・台東区・墨田区・葛飾区
	未実施	中央区・文京区・品川区・目黒区・大田区・杉並区・北区・板橋区・練馬区・足立区・江戸川区

2. 多摩部について

（1）家庭系ごみ[資料69,71ページ]

可燃ごみの組成で、23区と同じように厨芥(生ごみ)・紙類・プラスチック類の割合が高いのが八王子市、昭島市、調布市、国分寺市、国立市、稲城市などだが、立川市、三鷹市、小金井市、日野市では紙類が一番高く、次いで厨芥やプラスチック類となっている。さらに特徴的なのは木草の割合が23区より多くなっている市町村が多い(図2-2,5)。

プラスチック類は不燃ごみとして回収し、焼却していない自治体がほとんどだが、青梅市、府中市、東村山市、国分寺市、福生市、東久留米市、檜原村、奥多摩町は、可燃ごみとしている。日野市では、2020年からプラスチック類を不燃の「その他ごみ」に分類し、資源化している(図2-7,10)。

（2）事業系ごみ[資料70,72ページ]

可燃ごみの組成は、小金井市・国分寺市では厨芥、紙類の順で割合が高く、八王子市、立川市、町田市では紙類、厨芥、プラスチック類の順で割合が高い(図2-4,5)。

不燃ごみの組成は、23区と同様に「その他」が一番高く、次に金属の割合が高い。清瀬市・羽村市・西東京市、日野市の2018年度ではガラスの割合が高く、また清瀬市・羽村市・西東京市ではガラスの割合に次いで磁器の割合も高くなっている。「その他」のごみの内訳について回答がなかったのは、立川市、小金井市、日の出町(図2-9,10)。

組成調査実施状況に違いがあった。5年間の実施回数は下表の通り。

家庭系可燃ごみ	実施回数	自治体名
	5回	八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・日野市・国立市・狛江市・稲城市・檜原村
	5回（但し家庭系と事業系合算）	府中市・小平市・東村山市・福生市・東大和市・清瀬市・東久留米市・多摩市・羽村市・西東京市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町
	4回	国分寺市
	3回（但し家庭系と事業系合算）	青梅市
	2回	武蔵村山市

家庭系不燃ごみ	実施回数	自治体名
	5 回	八王子市・武蔵野市・三鷹市・昭島市・調布市・町田市・日野市・国立市・狛江市・清瀬市・稲城市・羽村市・西東京市・檜原村
	5 回（但し家庭系と事業系合算）	府中市・小平市・福生市・東大和市・東久留米市・多摩市・瑞穂町
	1 回	小金井市
	1 回（但し家庭系と事業系合算）	青梅市
	2 回	武蔵村山市
	4 回	国分寺市
	未実施	立川市・東村山市・日の出町・奥多摩町

事業系可燃ごみ	実施回数	自治体名
	5 回	八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・日野市・国立市・狛江市・稲城市・檜原村
	5 回（但し家庭系と事業系合算）	府中市・小平市・東村山市・福生市・東大和市・清瀬市・東久留米市・多摩市・羽村市・西東京市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町
	4 回	国分寺市
	3 回（但し家庭系と事業系合算）	青梅市
	未実施	武蔵村山市

事業系不燃ごみ	実施回数	自治体名
	5 回（但し家庭系と事業系合算）	府中市・小平市・福生市・東大和市・東久留米市・多摩市・瑞穂町
	1 回	小金井市
	1 回（但し家庭系と事業系合算）	青梅市
	未実施	八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・昭島市・調布市・町田市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・羽村市・西東京市・日の出町・檜原村・奥多摩町

【考察】

ごみを資源化や減量化するなどの対策をする上でも組成調査は必要である。しかし、組成調査実施状況についてバラつきがあり、事業系ごみの組成調査では、約半分の自治体は未実施あるいは数値回答なしであった。調査されていても直接清掃工場に持ち込まれた事業系持ち込みごみは含まない自治体がある。

図 2-1 23区可燃ごみの組成とその割合(%) 家庭系

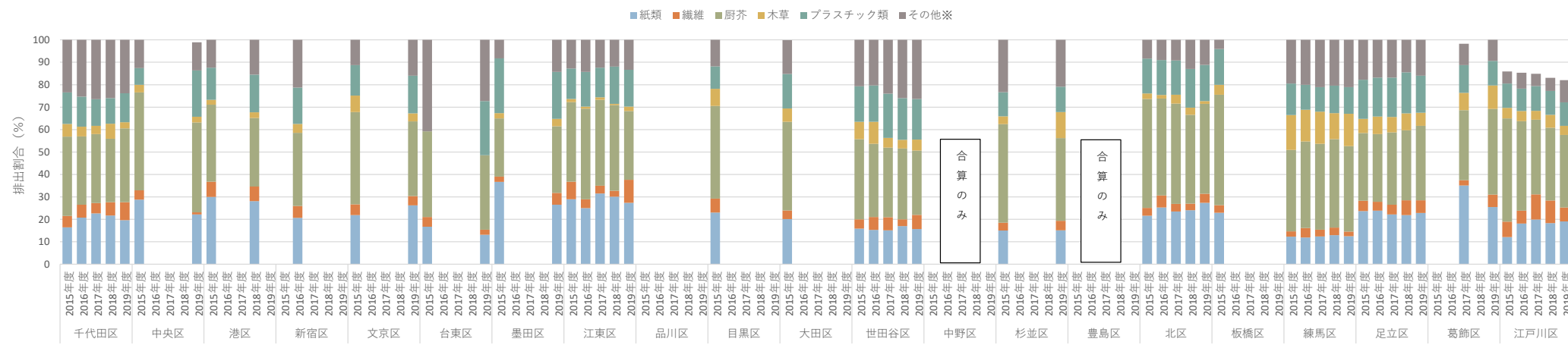


図2-2 多摩部可燃ごみの組成とその割合（％）家庭系

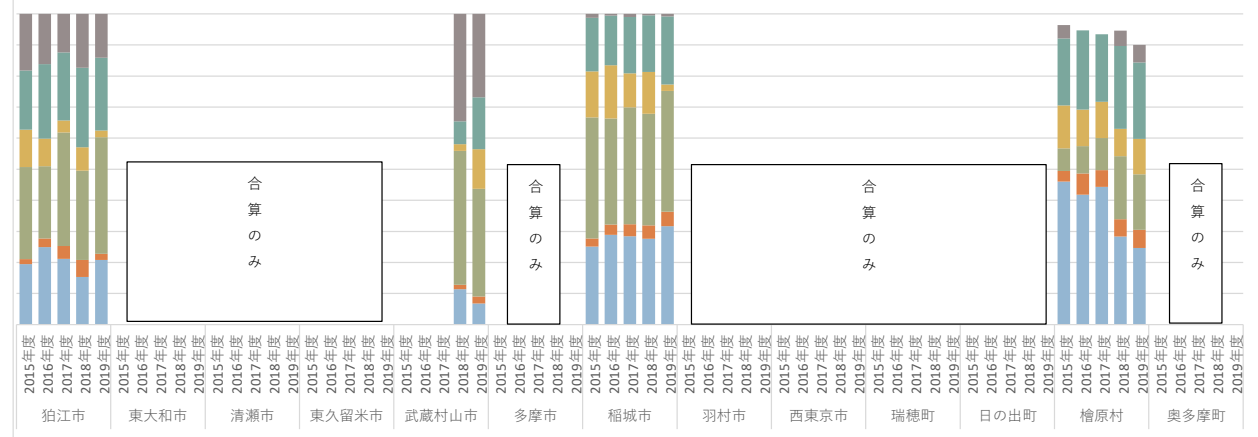
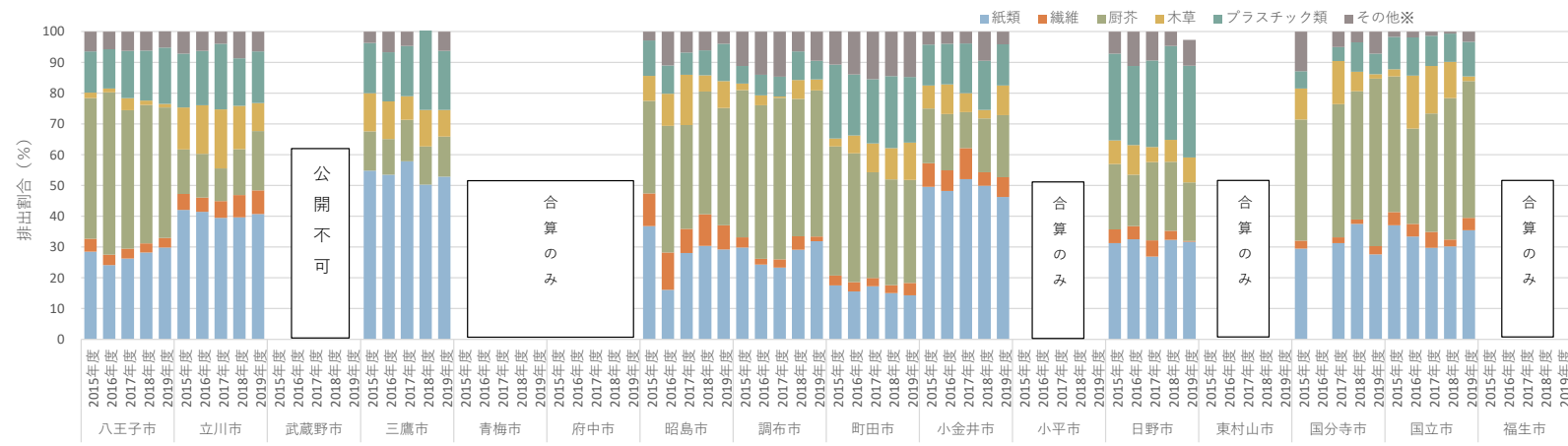


図2-3 23区可燃ごみの組成とその割合(%) 事業系

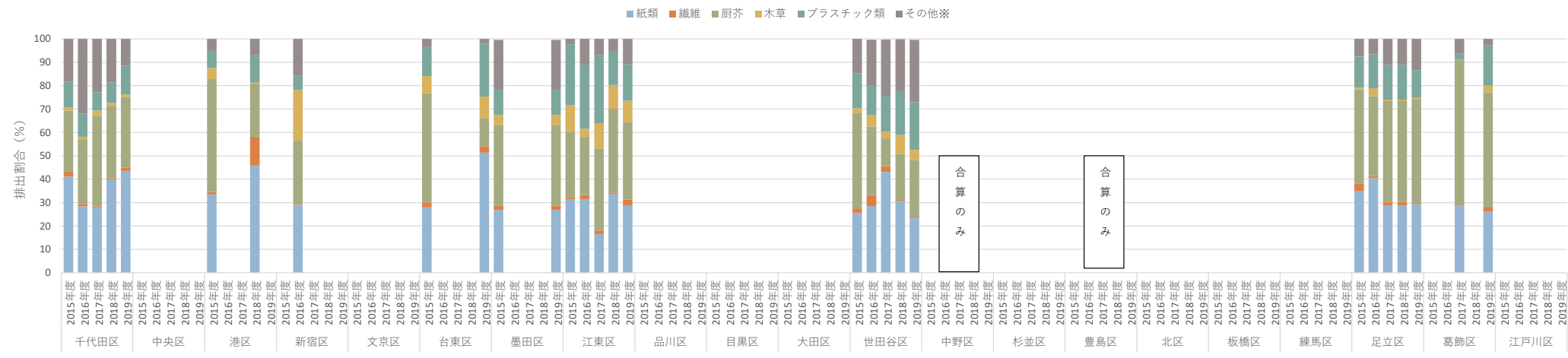


図2-4 多摩部可燃ごみの組成とその割合（％）事業系

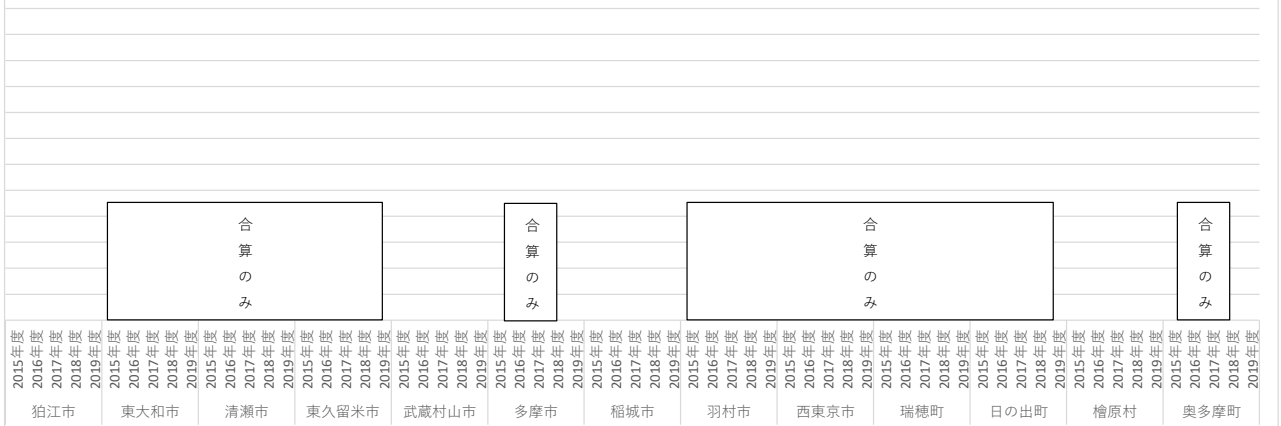
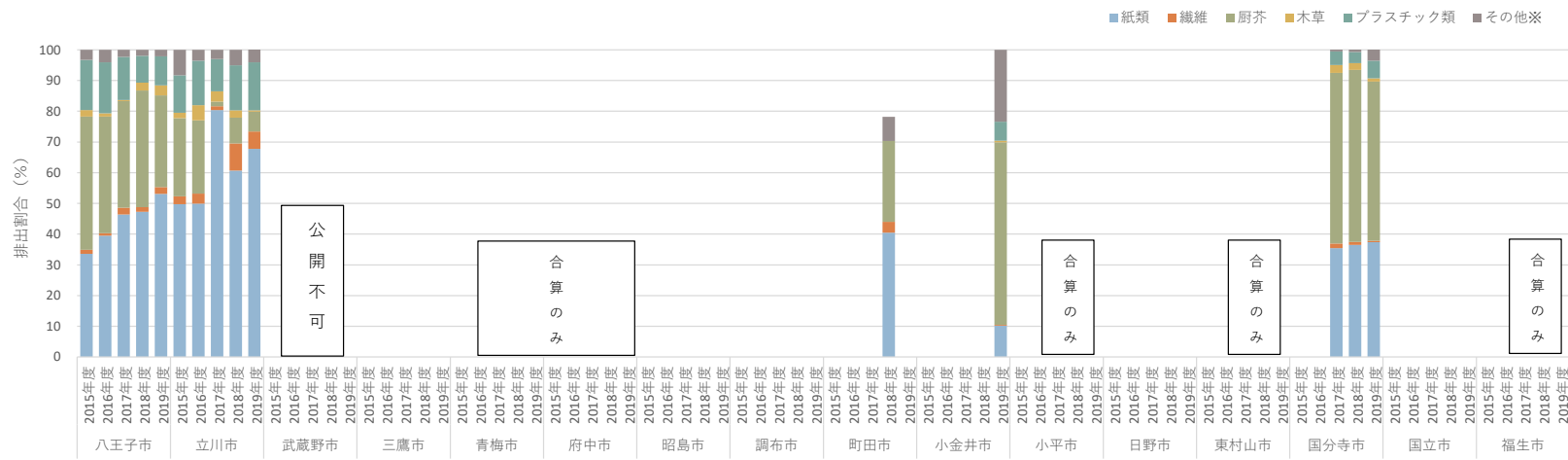
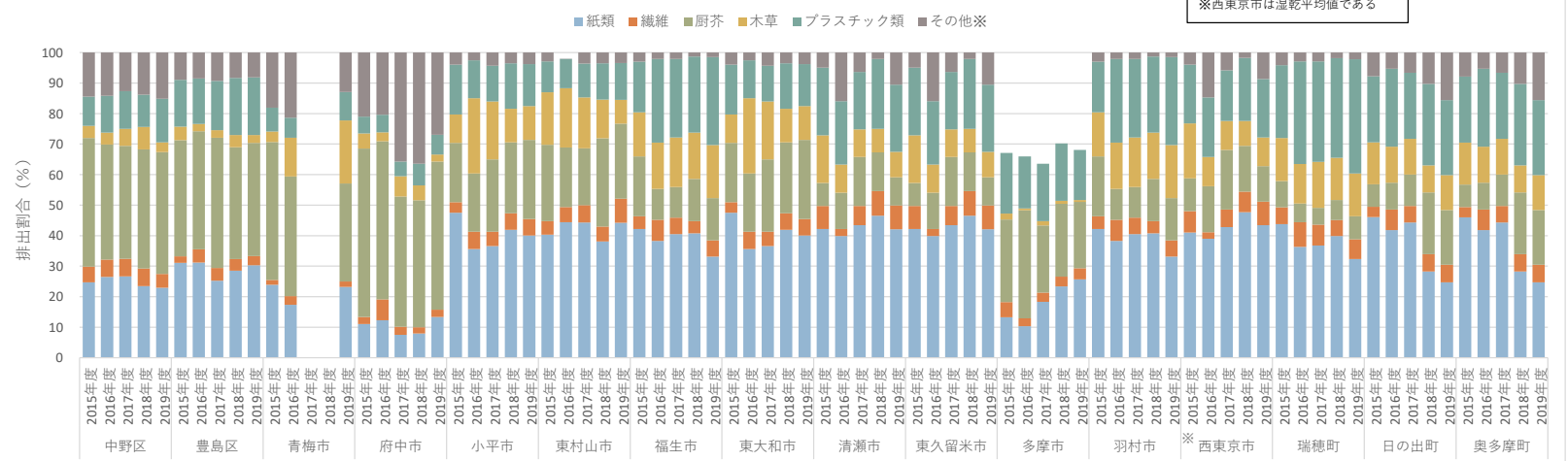
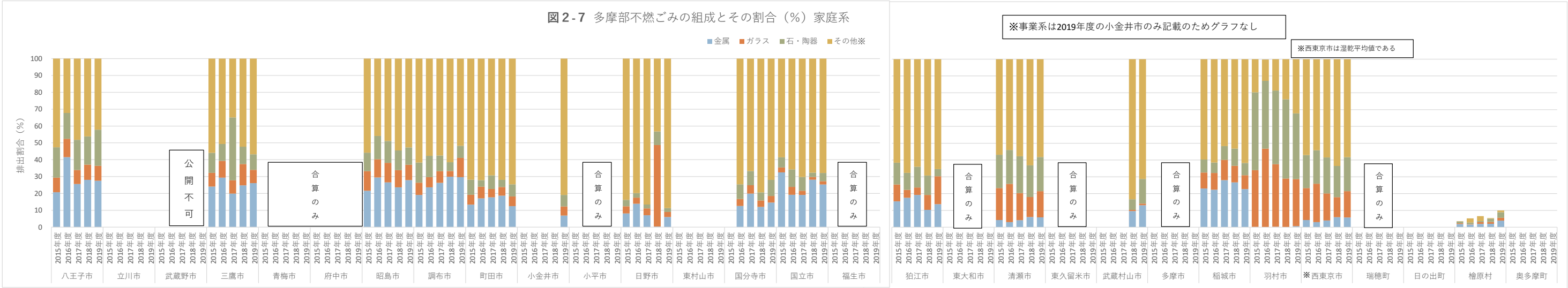
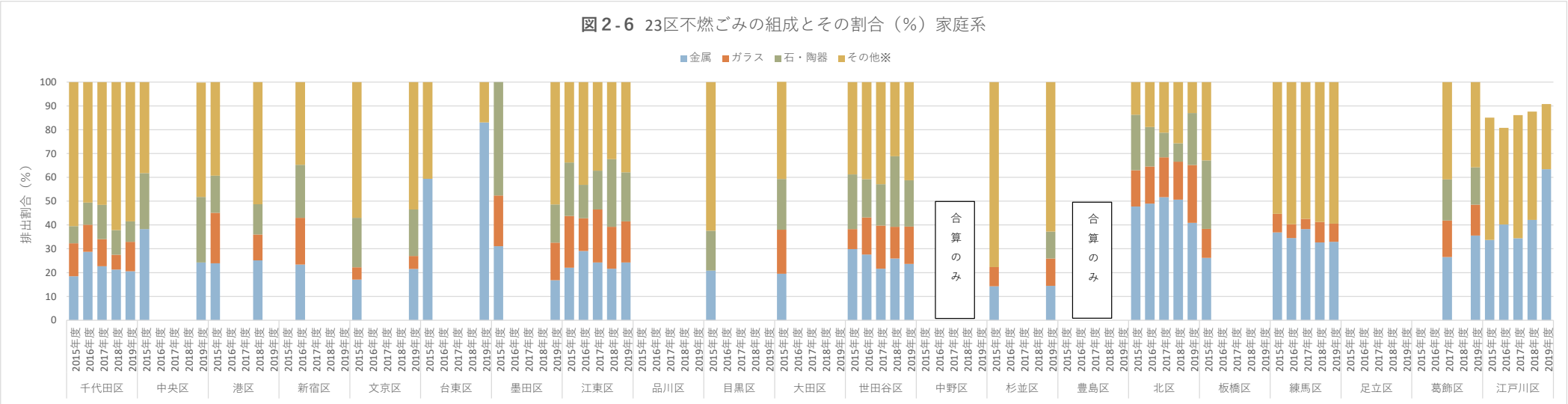


図2-5 可燃ごみの組成とその割合(%) 家庭系事業系合算のみの自治体





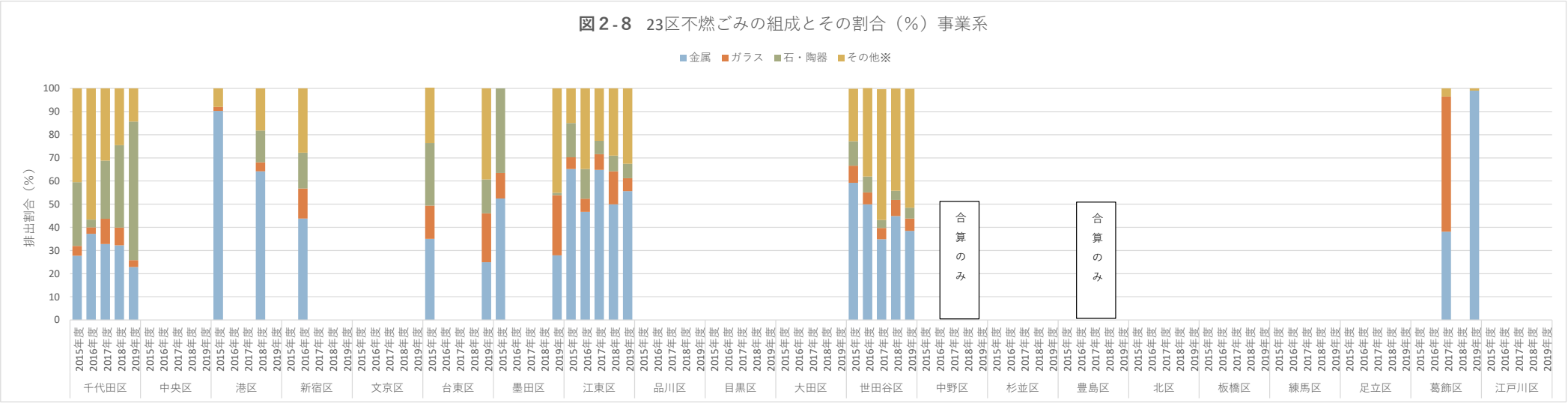
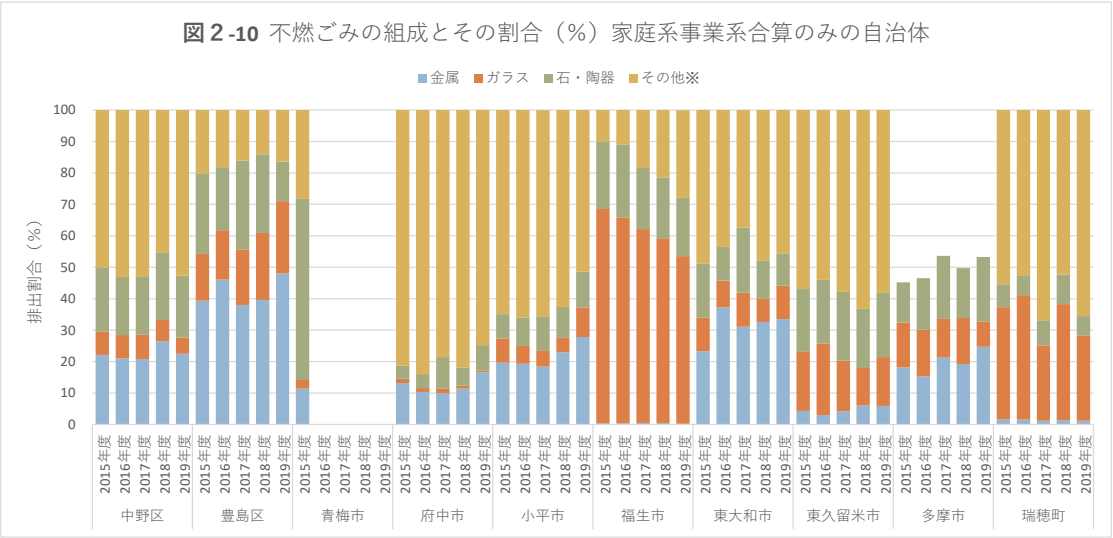


図 2-9 多摩部不燃ごみの組成とその割合（％）事業系は2019年度の小金井市のみ記載のためグラフなし



問3 ごみの分別回収と資源化についてお伺いします。分別の種類と中間処理後の資源化や直接資源化しているものがあれば教えてください。また、今後具体的計画があれば教えてください。

(1)ごみの分別回収について

分別の種類や方法について、自治体ごとに異なっている。無回答でなおかつ資料添付がなかったのは中央区、目黒区、大田区、世田谷区、北区、板橋区、江戸川区、三鷹市、青梅市、国分寺市、国立市、福生市、東久留米市、多摩市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町の17の自治体であった。[資料75～80ページ①]

(2)中間処理後資源化しているものについて

中間処理後とは、ごみを分別回収して焼却、破碎、選別・圧縮した後ということになるが、この「中間処理」の捉え方が自治体によってまちまちであった。23区では中間処理は清掃一組が行っており、自治体での事業ではないのだが自治体として情報を把握しているかどうかということになる。清掃一組の資料をみれば、中間処理後は以下ようになる。

焼却工場 ⇒ 焼却灰 ⇒ セメント、スラグ
不燃ごみ処理センター ⇒ 破碎・選別 ⇒ 焼却 ⇒ セメント原料化、徐冷スラグ化
資源 ⇒ 金属類の回収(鉄やアルミ)
粗大ごみ破碎処理施設 ⇒ 破碎・選別 ⇒ 焼却 ⇒ セメント原料化、徐冷スラグ化
資源 ⇒ 金属類の回収(鉄やアルミ)

このことを参考にして回答をみると、23区では清掃一組が所管ということで具体的な記入がなかったのは千代田区と板橋区。多摩部では清瀬市がエコセメント、鉄類、剪定枝(資料79ページ③で回答)、東久留米市が鉄類、アルミ類、エコセメント(資料79ページ③で回答)、稲城市が鉄、アルミ、焼却灰、羽毛布団、檜原村がスラグ、鉄類、アルミ、奥多摩町が鉄類、アルミ類としている。

その他の自治体は中間処理を各自治体が行う分別と捉えて資料75～80ページ③の直接収集資源化の分類(ビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類…)と重複する。そこで資料の問②と③の回答を一緒にみると、その自治体の取り組みに違いがあった。資源収集の種類が多さで通常の資源化物(ビン、缶、ペットボトル)以外に資源化しているものが多いほど、ごみ減量と省資源化に取り組む姿勢が感じられる。

例えば：

- －紙類をより細かく分類し資源化している
- －食品以外のプラスチック容器を資源化している(化粧品、飲料用以外のペットボトルなど)
- －危険物を分別している(体温計、血圧計、乾電池、蛍光管)
- －廃油(食用油)を収集している
- －古着、布類を分別している
- －生ごみ、庭のごみ(剪定枝、落葉等)を堆肥用あるいはバイオマスとして収集している
- －使用済みインクカートリッジを収集している
- －容器包装プラスチック、その他プラスチック、製品プラスチック、食品トレイ類(白色／色柄付き)、牛乳パックを資源化している

ー小型家電を資源化している

その視点でみると、23区で資源収集の種類が多いのは文京区、品川区、世田谷区、杉並区の4区であるが、多摩部は多くの自治体で資源収集の種類が多い。

(3)収集後直接資源化にしているものについて

23区多摩部とも、各自治体で直接資源化している品目が様々あることがわかった。[資料75～80ページ③]

(4)資源量について

資源量の多いのは世田谷区、杉並区、大田区の順で、資源量の多い少ないは、ごみの総排出量と同じで、人口や事業所数に比例するので、ほぼその傾向に沿っていることがわかった。資源の種類をみると、古紙と段ボールの割合が多いこともわかった。5年間の推移をみると、ほぼ同じか若干年度を経るに従って減少している傾向が見える(図3-1,2)。

その他プラスチックを収集し資源化していないのは大田区、足立区、葛飾区、狛江市、日の出町、檜原村、奥多摩町だった。

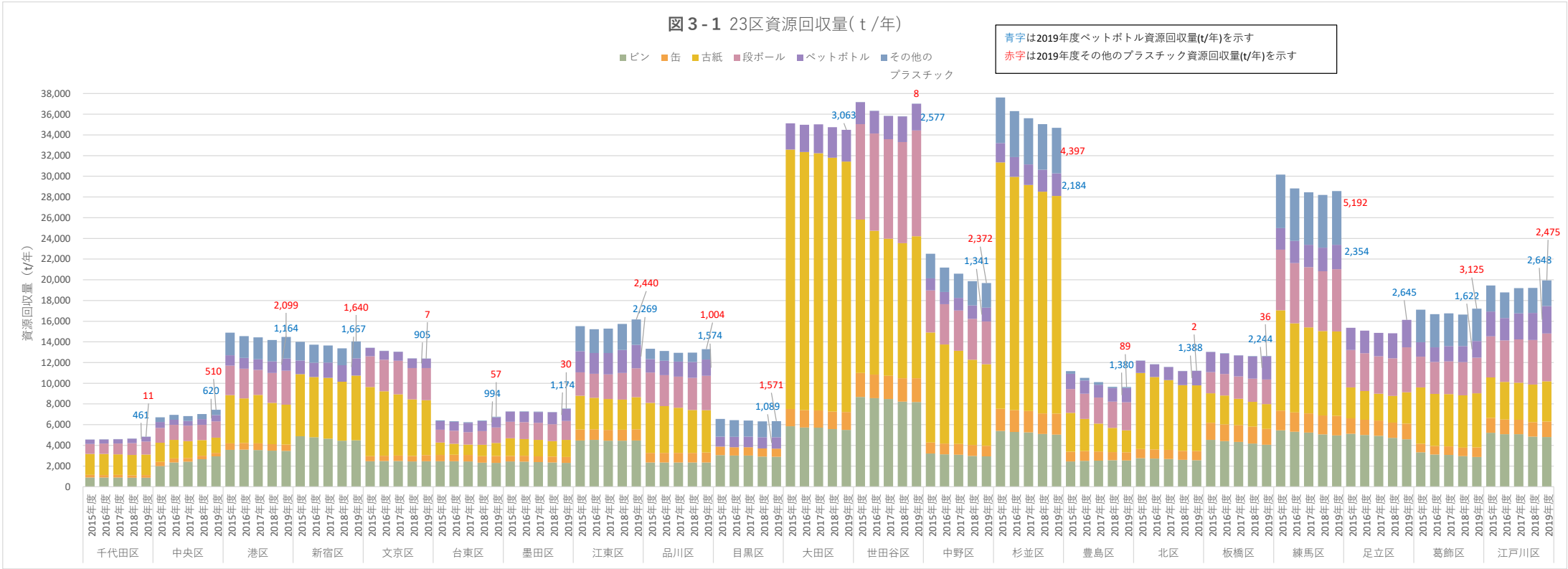
自治体の資源量を比較するために1人1日当たりの資源化量を算出した(図3-3,4)。資源化量が多いのは清瀬市、千代田区、奥多摩町、調布市、武蔵野市、少ないのは足立区、目黒区、板橋区。おおむね多摩部の方が23区より資源化量が多い。2015年度と2019年度を比較すると、小平市、足立区、日の出町、檜原村で2019年度の方が若干多くなっているが、他の自治体は2019年度の方が少なくなっている。これは資源量が多くなっているか、少なくなっているかに比例している。

(5)今後、さらに資源化していく予定について

世田谷区が2021年2月から紙パックの集積所での収集、北区が一般廃棄物処理基本計画でプラスチックの資源について検討、練馬区が不燃ごみの資源化(金属類)、葛飾区が不燃ごみからの資源化、江戸川区がプラスチック製品の資源化、八王子市が2022年から剪定枝の戸別収集、昭島市が一般廃棄物処理基本計画を2021年度に中間見直し、町田市がJR横浜線以南以外の容器包装プラスチックを資源化、羽村市が2026年度までに2010年度比総資源化率を42.8%にする計画をあげている。

【考察】

- ・23区ではほとんどの区で剪定枝、落ち葉、草などのいわゆる有機物は焼却処理されている。今後は、可燃ごみで一番多い厨芥を減らすための食品ロス対策とともに、そうした有機物(特に厨芥)の焼却だけではなくコンポストなども有効利用をすべきと考える。
- ・23区においては、可燃・不燃・粗大ごみを処理しているのは清掃一組になるので、分別の種類や方法はバラバラではなく、統一した方が効率的で合理的である。
- ・23区多摩部とも、自治体間で資源化している品目の情報共有、連携ができれば、さらに資源化できる品目が今後増えるのではないか。



* このグラフはアンケート調査票に基づき、清掃一組資料「清掃事業年報(東京23区)別冊 令和元年度 Ⅲリサイクル編」「多摩地域ごみ実態調査2019(平成31・令和元)年度統計概要」各自治体HPより確認して作成した。

注)図のタイトルはそれぞれの自治体の表現を尊重しています。

※中央区・文京区、杉並区、日野市は単位 t(トン)ではなかった。各HPより単位を修正した。葛飾区はHPより「その他のプラスチック」を抜粋した。

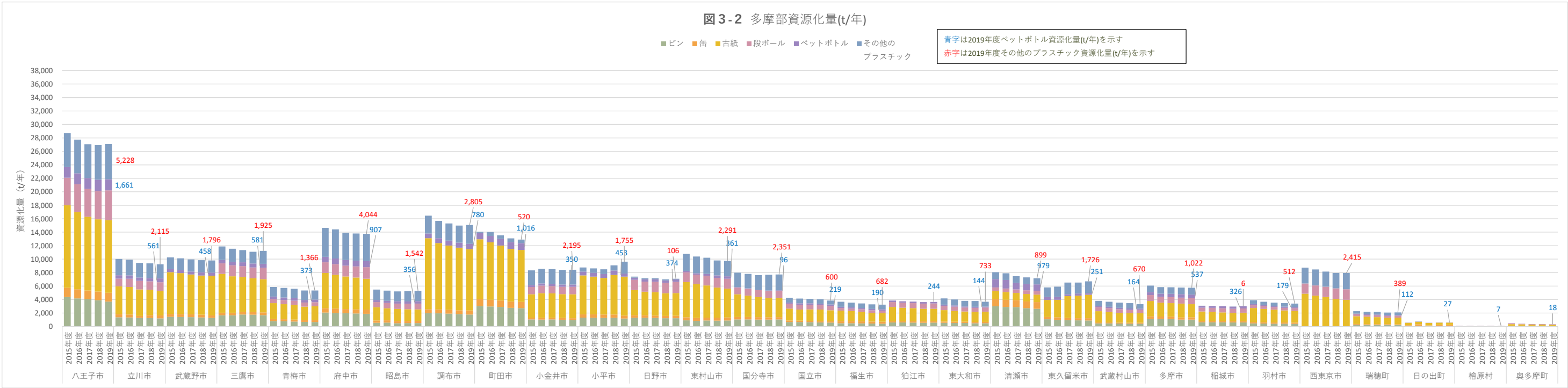
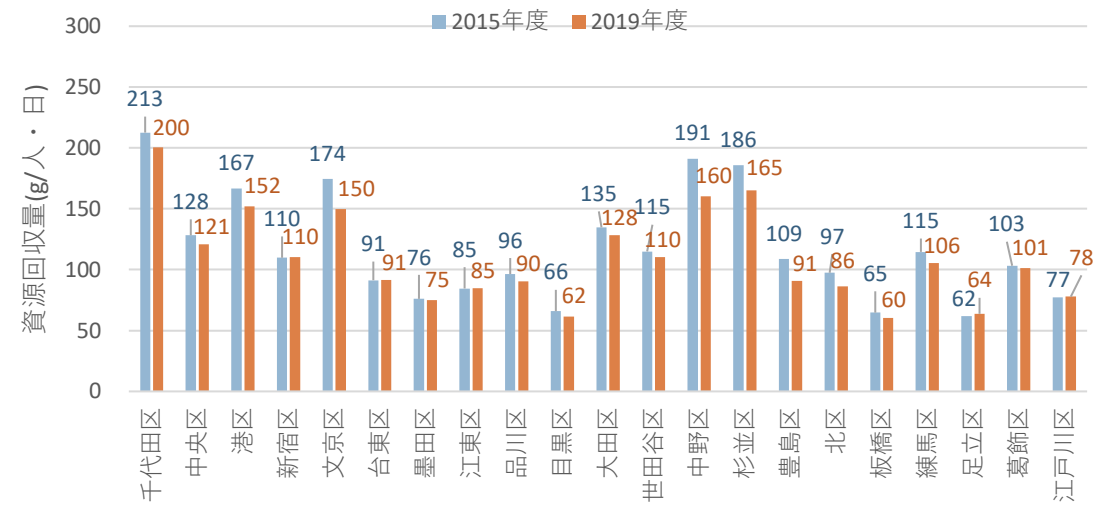


図 3-3 23区 1 人 1 日当たりの資源回収量2015/2019年度比較

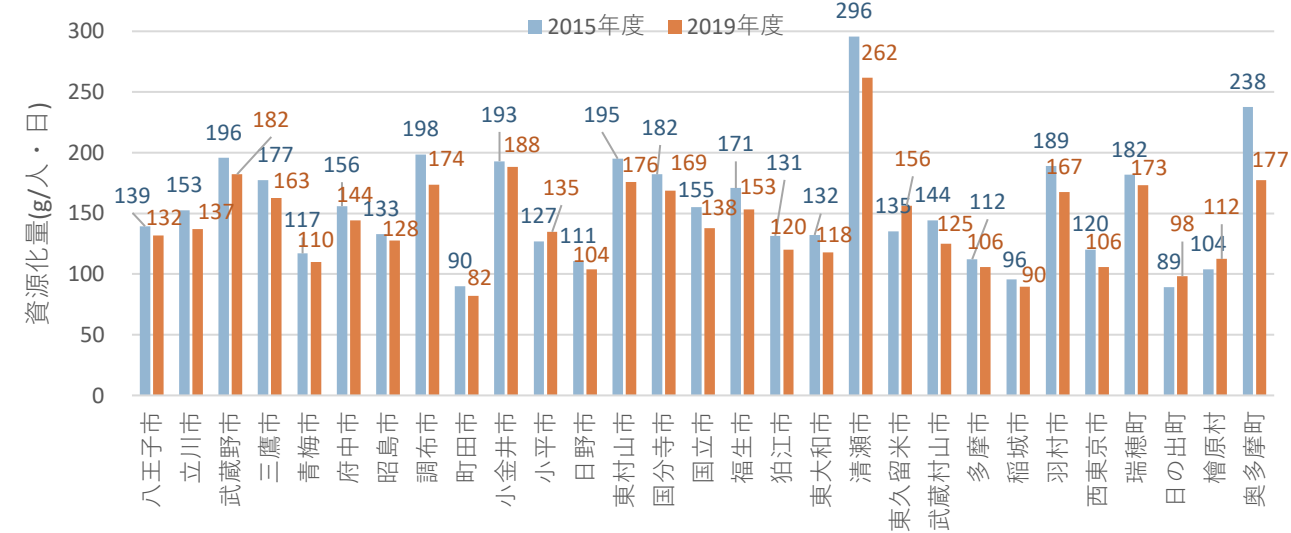


人口出典：<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートの資源回収量の合計を人口と366日で割り出して作成した

* このグラフはアンケート調査票に基づき、清掃一組資料「清掃事業年報(東京23区)別冊 令和元年度 III リサイクル編」「多摩地域ごみ実態調査2019(平成31・令和元)年度統計概要」各自治体HPより確認して作成した、図3-1,2の合計に人口と366日で割り出し作成した。
注)図のタイトルはそれぞれの自治体の表現を尊重しています。

図 3-4 多摩部 1 人 1 日当たりの資源化量2015/2019年度比較



人口出典：<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2016/jy16000001.htm>

グラフはアンケートの資源化量の合計を人口と366日で割り出して作成した

問4 廃棄物焼却処理施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等の測定について、測定者、測定時期、測定回数について教えてください。

(1)23区

23区の清掃工場は、すべて清掃一組が管理運営しているため、多くの区が清掃一組のHPを参照するか問い合わせるような回答だった。[資料83ページ]

中央区、品川区、杉並区、豊島区、練馬区の5区は回答があった。測定者名記載は杉並区と豊島区と江戸川区。中央区は中央清掃工場を冬に測定しているとしているが、清掃一組では原則として、炉ごとに年4回、春夏秋冬の各季節に1回測定を行っている。

(2)多摩部

自治体直営の清掃工場と、複数の自治体で組合をつくって清掃工場を管理しているところで、対応が異なっていた。直営管理する清掃工場は、実施状況を把握していることが確認できた。複数の自治体で運営する組合による管理でも、構成する各自治体が測定事業者や測定回数などについて把握していることが確認できた。

環境測定項目は、清掃一組が全工場を統一している23区と違い、自治体直営やいくつかの組合に別れていることから主体によって測定項目や表記にも違いがあった。

測定回数は、年2回～毎月(国分寺市)まであった。[資料83～85ページ]

【考察】

23区について

- ・清掃一組のHPで確認してみると、排ガス中のダイオキシン類濃度は清掃工場の炉ごとに法定回数(年1回以上)より多い年4回測定していることが確認できた。また、煙突排ガス・煙道排ガス、排水測定、焼却灰と飛灰処理汚泥、スラグと污水处理汚泥、周辺大気環境調査など測定事業者、試料採集日や調査期間も公表されていた。ただ、排ガス中のダイオキシン類濃度の測定事業者は第三者機関としか記述がなかった。今後は記述のなかったこちらの事業者もHPで公表することが必須と考える(2020年から事業者の記載があることを確認した)。
- ・排ガス中の濃度は、焼却するごみの量と質、維持管理の仕方などによって変わるため、EU諸国で行われているように2週間毎の連続測定が理想ではあるが、最低限季節毎に行うことの意味を実施する側もデータを受け取る側も理解しておく必要がある。
- ・測定事業者については、発注が清掃一組なので区レベルでは把握していなくても仕方がない。ただ、その都度(1回ごと)の入札発注なのか年間を通しての入札なのかによって異なると思うが、毎回同じ分析業者というのも問題かもしれない。行政の側と緊張感のある関係が維持されることが重要だ。測定結果は、いずれも $0.000000 \times \times \text{ng-TEQ/m}^3\text{N}$ ～高くても $0.00 \times \times \text{ng-TEQ/m}^3\text{N}$ という濃度であるため、その数値のもつ意味を理解していないと問題として認識されない。
- ・各区の清掃事業を所管する部署が、排ガス測定の意味や内容について理解しているのか疑問を感じた。区民の暮らしの安全・安心を確保することが最も重要な業務である行政と、清掃工場の安定的な維持管理を行う清掃一組とでは立場が違い、環境測定や排ガス測定をすべて清掃一組に任せてしまうことについては決して見過ごしに出来ない。
- ・清掃工場が立地する区では、区民への清掃工場の排ガスを含む稼働状況の広報などもほとんど区独自では行われておらず清掃一組任せになっている。各区はそれぞれの区民へ清掃工場の稼働実態を常にわかりやすく情報提供すべきである。

多摩部について

- ・23区に比べ、組合による清掃工場の運営でも、各自治体が清掃事業について主体的責任を自覚し、積極的に清掃工場の安定稼働と安全を担保する取り組みが感じられた。
- ・現行法のもとでは、年1回でも可とされているところ、なぜ年複数回実施しているのか、その理由を市民にわかりやすく情報提供できているのか。また、年2回実施しているところは、毎年、夏と冬となっているが、その他の季節について実施する必要はないのか。季節毎に実施する意図についてなど説明がある方がより良い。
- ・発注先は23区同様に毎回同じ業者での測定が多くなっているため、第三者性の観点からも発注の妥当性が問われる。必ずその都度一般競争入札による価格競争で選んでいるのか、年間契約になっているのか。毎回同じ業者が実施する事によるメリット・デメリットを整理し、時には対応を変える必要があるのではないだろうか。

23区、多摩部とも

- ・清掃工場の排ガス測定時期や回数、測定項目や情報公開について、従来の慣習や慣例をそのまま継続しているように見受けられた。区民・市民の暮らしの安全・安心を確保することが最も重要な業務である行政として、清掃工場が安定稼働し安全であることを正確に把握するために必要な排ガス測定などの環境測定については、測定回数や測定時期、測定事業者の選定などについて理由を明確にし、区民・市民が納得できる情報公開を積極的に行うことが今後さらに必要だ。また、情報はスピード感を持ってできる限りリアルタイムで公表されることが望ましい。
- ・清掃工場が稼働する限り、常に環境測定のあり方や公表方法などを見直し、より安全でより市民・区民に開かれた清掃工場の管理体制を構築することがすべての自治体に求められる。

問5 近年プラスチックごみが増え、環境問題になっています。プラスチックごみについて最も問題であると思っていることはどのようなことでしょうか。プラスチックごみの処理や減量について、どのような施策を行なっていますか、また行なう予定ですか。施策に目標数値があれば教えてください。

①重要課題、②現行施策、③今後の施策、④数値目標の4つに括った。[資料87～93ページ]

(1)23区

①重要課題

- ・海洋汚染、生態系への影響、処理過程でのCO₂の発生
- ・発生抑制
- ・分別の不徹底、使い捨てプラスチックの増加
- ・使い捨てプラスチック類の使用削減
- ・分別収集のためのコスト増
- ・可燃ごみへの混入が多いこと
- ・プラスチック製品については可燃ごみとしているため、分別ルールがわかりにくい
- ・現行のサーマルリサイクルに比べて分別収集資源化はコスト高
- ・単一素材の製品は少なく、そもそもリサイクルが困難

②現行施策

- ・3R、2Rの推進
- ・容器包装プラスチックの資源化
- ・分別の徹底等の普及啓発
- ・代替製品・素材の使用の推進
- ・使い捨てプラスチック製品の使用制限(イベント等での)
- ・拠点回収(食品用トレイ、プラスチック製ボトル、歯ブラシ、ペットボトルキャップ等)
- ・エコバッグ配布等の普及啓発事業
- ・区民への周知

③今後の施策

- ・事業者側による代替製品の開発・提供を促進
- ・プラスチック類の一層の資源化について検討
- ・プラスチック削減に取り組む店舗の支援「せたがやエコフレンドリーショップ」事業
- ・一般廃棄物処理基本計画の中間見直しでプラスチックの資源化を検討するとしている(大田区)

④数値目標

- ・一般廃棄物処理基本計画について、2020年度の改定でプラスチック廃棄物の削減目標を定める予定(文京区)

(2)多摩部

①重要課題

- ・利便性からプラスチック類のリデュースは困難
- ・分別の不徹底(小型充電式電池類を含む製品等が混入)
- ・海洋汚染
- ・河川に流出するプラスチックごみは生態系に影響を及ぼす
- ・自治体によってプラスチックごみの分別方法が異なることは分かりにくい

- ・減量化、適正排出
- ・リサイクルの困難性
- ・製造時、焼却時にCO₂が排出される
- ・嵩張るため輸送効率が悪い
- ・容器包装プラスチックを回収したいが施設整備が困難
- ・レジ袋・ワンウェイ容器包装・製品の使用削減が困難
- ・製品プラスチックの収集運搬や処理コストの自治体負担(事業者の負担がない)
- ・不要な使い捨てプラスチックの削減(減量化)
- ・感染対策で増加するプラスチックごみへの対応
- ・国内の再資源化施設の逼迫と処理費用の高騰
- ・プラスチックごみの多種多様化
- ・プラスチックごみの適正排出と適正処理、可燃ごみに混入すると焼却され資源化が減る
⇒中間処理施設があればそこで分別が可能となる
- ・容器包装プラスチックの分類方法が市民に十分理解されていない
- ・容器包装プラスチックなどプラスチックごみが増加傾向
- ・収集運搬、中間処理(選別、圧縮、梱包等)、市民への啓発のための費用負担が大きい

②現行施策

- ・分別品目の細分化
- ・マイバッグ普及キャンペーン、啓発活動
- ・容器包装プラスチックと製品プラスチックを分けて収集
- ・レジ袋削減に向けて市内事業者(スーパー、コンビニ)と協定を締結
- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」として商店街と連携した啓発活動を実施
- ・汚れたプラスチックごみは可燃ごみとすることを徹底
- ・マイバッグ持参運動の展開、レジ袋削減呼びかけ
- ・店頭でのペットボトル回収機の設置
- ・「プラスチックー1」キャンペーンの展開(生活の中でプラスチック類を一つでも減らす取組)
- ・「プラスチック・スマートアクション」の展開
- ・ごみ出し時にポリ袋を使わずに「かご出し」を推奨
- ・トレイやペットボトルを購入店に戻す「容器包装お返し大作戦」の実施
- ・ペットボトル、食品トレイなどの販売店への返却の促進と分別の徹底
- ・製品プラスチックの資源化、拡大生産者責任(EPR)の推進(国立市)
- ・ペットボトルのみ資源化
- ・戸別収集の実施、容器包装リサイクル法(以下容リ法)に基づく処理の推進
- ・事業系一般廃棄物(持ち込みごみ)の焼却施設での展開検査の実施及び排出事業者への立ち入り検査による排出削減適正化指導(瑞穂町)
- ・可燃ごみとして熱エネルギー化(日の出町、奥多摩町)

③今後の施策

- ・中間処理後の再資源化の向上

④数値目標

- ・2020年度の容器包装プラスチック資源化量6,700 t(町田市)
- ・レジ袋削減協力店舗数 目標33店舗 ⇒32店舗まで達成(東村山市)
- ・総排出量の削減(2026年度に2010年度比16.2%減)(羽村市)

【考察】

- ・ 23区は課題が指摘されているが、現状で焼却処理していることについて、大気汚染の測定結果や焼却炉への影響などを指摘している自治体はひとつもなかった。唯一、中央区が汚れたプラスチック類を可燃ごみとして出すことが最も問題と指摘していた。大気汚染や焼却炉の消耗頻度は区民の安全には重要だが、ほとんど関心がないように感じた。
- ・ 23区では、製品プラスチックを拠点回収している自治体(千代田区、港区)は積極性が感じられるが、全体としては、通常の3R、2Rの推進に留まっているため、今後もあまり期待できない。現行法の下、容器包装プラスチックの分別回収は最低限、容リ法を完全実施することが行政の責務と考える。
- ・ 現行容リ法の見直し、拡大生産者責任(EPR)の徹底、デポジット制度等についての言及はあまりなかったが、国立市からは拡大生産者責任を推進していると回答があった。しかし、発生抑制やコスト高などを指摘するのであれば、今後、国や都と連携して、生産者、流通業者への働きかけが一層重要と思われる。

問6 災害廃棄物処理計画、資源循環計画は策定していますか。また、していれば策定内容のポイントを教えてください。

地震や風水害などによる大規模災害の場合には、災害廃棄物処理をする行政が被害を受け、平時より厳しい状況の中で困難な業務にあたることになることから、発災後にどのような災害廃棄物処理を実施するか事前に検討して災害廃棄物処理計画を策定しておくことが求められる。国の災害廃棄物対応指針では、都道府県や市区町村で、こうした計画を作成し、災害に備えることが定められている。

資源循環型社会構築に向けて、国は循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために資源循環計画(循環型社会形成推進基本計画)を策定し、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしている。2018年に第4次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定、2025年までに国が講ずべき対策を示した。その下で地方自治体は「循環型社会形成推進地域計画」に取り組むことになっている。

こうした背景のもと、どのような計画を策定しているのか質問した。

1. 災害廃棄物処理計画・資源循環計画の策定状況

40,41ページに策定状況を一覧表にまとめた。

2. 策定内容のポイント

(1)23区

①災害廃棄物処理計画

- ・災害発生後の衛生管理を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資する。(新宿区)
- ・職員が災害廃棄物を円滑に処理できるような体制や方法などを意識して作成。(台東区)
- ・特別災害廃棄物処理ガイドラインや職員災害マニュアルとの関連性に留意しながら策定。(墨田区)
- ・災害廃棄物の処理の流れ、組織体制、処理対策など。(大田区)
- ・23区、東京二十三区清掃一部事務組合、関係事業者と締結した災害時協力協定の内容を反映。(世田谷区)
- ・廃棄物の発生量を推計、平常時、初動期、応急復旧期のタイムラインに分け、それぞれやるべきことを整理。(杉並区)
- ・災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため。(豊島区)
- ・災害時における緊急仮置場や一時仮置場の具体的候補地を明記。(足立区)
- ・区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止するとともに早期の復旧・復興を目指す。(江戸川区)
- ・より実効性を高めるため現在、風水害対策も含めて具体的内容を検討中。(北区)

②資源循環計画(循環型社会形成推進基本計画)

- ・どのようなものを指しているのか不明だが、法定の一般廃棄物処理計画は策定している。(板橋区)

(2) 多摩部

①災害廃棄物処理計画

- ・7つの方針：市民の生活環境の保全、早期処理の実現、市内処理の徹底、埋立削減・再資源化の促進、市内雇用の創出、処理費削減努力、国・東京都・他の区市町村・国関係機関等との協力連携体制の構築。(八王子市)

- ・ 条例に基づいて設置される「廃棄物に関する市民会議」で市民参加の内容を検討。(武蔵野市)
- ・ 地震災害で災害廃棄物発生量を61万tと推計し、対策として平常時、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期の各期間にそれぞれ実施すべきことを記載。(府中市)
- ・ 災害廃棄物処理マニュアルを策定。(調布市)
- ・ 多摩直下型地震を想定、家財などの片付けごみ、解体建築物、被災住宅や避難所のトイレからのし尿などを迅速的・衛生的に環境に配慮し、作業の安全を確保。(町田市)
- ・ 巨大地震や土砂災害などで発生した災害廃棄物処理体制の確保、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害防止による早期の復旧・復興を目的。(小金井市)
- ・ 策定の際には市民説明やパブリックコメントを実施するなど広く意見を募集。(小平市)
- ・ 仮設置場等を具体的に定めている。(狛江市)
- ・ 地震災害及び風水害を対象とし、対象とする廃棄物、発生量の予測、処理の流れなどを示し、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の取り扱い、避難所での廃棄物・し尿の発生量や処理等の対策マニュアルを併せもつ。(東大和市)
- ・ 被災時には、時間経過により行う業務が大幅に変わることから、時系列で被災時に行う業務についてまとめている。(武蔵村山市)
- ・ 地震災害、風水害及び火山災害を対象、災害廃棄物処理期間を3年と設定、発災後の取り組むべき事項を経過期間毎に整理、災害廃棄物の排出段階から分別と選別を徹底し、リサイクルを推進、仮置場の管理においては品目毎に置場を分けて設けるレイアウトを想定など。(稲城市)

②資源循環計画(循環型社会形成推進基本計画)

- ・ 一般廃棄物資源化基本計画2011～2020年度で、2009年度ごみの量9万9千t→2020年度のごみ量約6万t→家庭からの生ごみ100%資源化、プラスチックごみの減量・資源化、次世代型のリサイクル施設整備。(町田市)
- ・ 循環型社会形成推進計画で5Rの推進によるごみの減量。(国立市)

【考察】

- ・ 廃棄物関連の行政計画は、国・都道府県・市区町村のそれぞれの段階で策定されることとなっているが、相互の位置づけや関連性、補完性などが明確でない場合が多く、23区多摩部ともに市民参加が十分に行われていない現状は、最近の気候危機による豪雨や大型台風、地震、火山噴火等の自然災害の発生頻度などを考えると、早急な具体策の整備が必要ではないかと危惧される。形式的に計画を策定しても市民の安全は守ることができない。
- ・ 災害廃棄物処理計画について、目標達成までの具体的な情報提供が十分でないため、ほとんどの市民・住民が災害廃棄物処理について関心が低く、行政への協力体制もあまりできていないのが実態である。
- ・ 東京都内の自治体は、都からガイドラインが示されているが、もっとも暮らしの身近にある行政として23区多摩部ともに、さらなる積極的取り組みが求められる。地域住民と顔の見える関係を築き意見を交わし課題を共有して、市民との信頼関係を構築し連携強化を進めることが重要である。
- ・ 国・東京都・区市町村のそれぞれが環境基本計画を策定し、そのもとで循環型社会形成推進基本計画(資源循環計画)、一般廃棄物処理基本計画、地域防災計画、さらに災害廃棄物処理計画を策定するとなると、国から市区町村の縦の連携に加えて、近隣、周辺の自治体との広域的な連携も必要となる。こうした複雑な環境や廃棄物に係わる行政計画が何処まで各自治体の市民や事業者浸透した現実的な計画となっているのか疑問である。

< 参考資料 >

2020年度災害廃棄物処理計画策定状況（2021年3月末時点で策定済自治体）

http://kouikishori.env.go.jp/strengthening_measures/formulation_status/pdf/formulation_status_r0303.pdf

東京都資源循環・廃棄物処理計画【概要版】（2021年9月策定）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/resource/waste_treatment.files/R3plan-abstract.pdf

東京都災害廃棄物処理計画（概要）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/resource/disaster_waste.files/disasterplan-brief.pdf

国の第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/gaiyo_4_1.pdf

23区多摩部 災害廃棄物処理計画、資源循環計画 策定状況一覧表（2020年11月時点） 【アンケート調査票より記入、斜字はアンケート調査回答自治体のHPより抜粋】 ◎策定済、○策定作業中、△検討中、✕未策定				
	行政区名	災害廃棄物処理計画 ※ 1	資源循環計画 ※ 2	一般廃棄物処理基本計画 ※ 3
1	千代田区	✕	—	◎平成29年12月
2	中央区	✕	—	◎今年度改定
3	港区	△	—	◎
4	新宿区	◎令和2年3月	—	◎平成30年1月
5	文京区	✕	—	◎改定中
6	台東区	○	—	◎平成28年3月
7	墨田区	◎令和2年6月	—	◎平成23年4月
8	江東区	△	—	◎令和3年度改定予定
9	品川区	◎注）品川区地域防災計画の中に位置づけ	—	◎平成25年3月
10	目黒区	✕	—	◎平成28年3月
11	大田区	◎令和2年3月	—	◎年度ごと策定
12	世田谷区	◎令和2年6月	—	◎
13	渋谷区	アンケート不参加 ◎	アンケート不参加	アンケート不参加 ◎平成28年改定
14	中野区	○令和2年度中	✕	◎毎年度策定
15	杉並区	◎	—	◎
16	豊島区	○令和2年度末までに	—	◎令和2年4月
17	北区	◎平成30年度	—	◎
18	荒川区	アンケート不参加 ◎令和2年改定	アンケート不参加	アンケート不参加 ◎令和3年改定
19	板橋区	○	なにを指しているか不明	◎
20	練馬区	✕	—	◎
21	足立区	◎	—	◎
22	葛飾区	○	—	◎平成28年4月改定
23	江戸川区	◎令和元年10月	—	◎平成28年改定

24	八王子市	◎	—	◎
25	立川市	◎平成27年度より、改定中	—	◎令和2年改定
26	武蔵野市	◎令和元年7月	なし	◎平成27年3月
27	三鷹市	◎令和4年改定予定	—	◎平成28年度
28	青梅市	✕	—	◎平成29年3月
29	府中市	◎令和2年1月	✕	◎
30	昭島市	✕	—	◎
31	調布市	◎平成25年度	—	◎平成31年3月改訂
32	町田市	◎2019年3月	—	◎2011年4月
33	小金井市	◎平成25年	—	◎令和2年3月
34	小平市	◎平成30年3月	✕	◎平成30年3月改訂
35	日野市	✕	✕	◎平成29年3月
36	東村山市	◎平成30年	✕	◎令和2年
37	国分寺市	○令和2年度予定（策定確認済）	—	◎平成31年4月
38	国立市	○令和3年度予定	◎平成28年度	◎平成31年4月
39	福生市	✕	—	◎平成29年3月
40	狛江市	◎平成30年9月	—	◎令和3年度
41	東大和市	◎平成31年3月	—	◎平成30年
42	清瀬市	○令和4年3月予定	—	◎平成29年3月
43	東久留米市	○令和4年4月予定	—	◎平成29年度改定
44	武蔵村山市	◎平成31年3月	—	◎平成30年
45	多摩市	◎多摩市地域防災計画に記述あり	—	◎平成25年度改定
46	稲城市	◎令和2年3月	—	◎平成26年3月改訂
47	羽村市	○今後予定	—	◎平成29年3月
48	あきる野市	アンケート不参加 ◎あきる野市地域防災計画に記述あり	アンケート不参加	アンケート不参加 ◎平成30年
49	西東京市	✕	—	◎平成24年3月
50	瑞穂町	○一般廃棄物処理基本計画に合わせて策定予定	—	◎令和2年4月
51	日の出町	無回答 ✕	2019年3月より取り組みはしている	◎平成30年2月
52	檜原村	✕	—	◎平成30年3月
53	奥多摩町	◎平成30年より奥多摩町地域防災計画に位置づける	—	◎平成30年3月

※1 23区多摩部の自治体では、「災害廃棄物処理計画」及び「資源循環計画」が単独の計画ではなく一般廃棄物処理基本計画の中に位置付けられている場合があるため表中に「一般廃棄物処理基本計画」項目も設けた。

※2 「資源循環計画」は国が定める「循環型社会形成推進基本計画」に基づく自治体の「循環型社会形成推進地域計画」のこととする。

※3 一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法ですべての自治体に策定が義務づけられている。

問7 23区特別区に伺います。最終処分場が逼迫し東京都が示している埋立最終処分量の目標数値をここ数年大幅に超えていることが指摘されています。最終処分場延命のために新たに取り組んでいるごみ減量施策はありますか。また、今後どのような取り組みが必要とお考えですか。

(1)ごみ減量施策について

- ・食品ロスの削減 ⇒文京区、江東区、杉並区、足立区、中野区
- ・資源化 ⇒中央区、港区、江東区、豊島区、北区、板橋区、足立区、中野区、品川区
- ・発生抑制 ⇒新宿区、台東区、江東区、世田谷区、豊島区
- ・災害廃棄物処理計画策定に基づき取り組む ⇒大田区
- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組む ⇒世田谷区
- ・周知・啓発 ⇒江東区、杉並区、練馬区、江戸川区
- ・リサイクルの推進 ⇒品川区、墨田区

(2)今後の必要な取り組みについて

- ・資源分別の徹底による資源化の推進⇒中央区、豊島区、北区、板橋区、世田谷区
- ・周知・啓発 ⇒江東区
- ・災害廃棄物処理計画策定 ⇒中野区
- ・3Rの啓発と実践 ⇒杉並区、豊島区、練馬区
- ・発生抑制 ⇒葛飾区
- ・生ごみ減量施策 ⇒世田谷区
- ・粗大ごみ減量策 ⇒大田区
- ・循環利用の促進 ⇒中央区
- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組む ⇒板橋区
- ・食品ロスの削減 ⇒目黒区

ごみ減量に対し資源化推進が重要と考えている区が多いことがわかった。

【考察】

- ・23区が最終処分場として利用している東京湾岸の中央防波堤外側埋め立て処分場等は、間違いなく恒常的に逼迫している。都は最終処分量の計画量を示しているが、恒常的に23区は過剰となっており、2017年度の包括外部監査でも具体的に指摘されていた。その後2018年から現在まで計画量を下回ってはいるが、決して安心できるレベルではない。23区は最終処分量削減にもっと主体的に取り組むべきである。
- ・アンケートの回答で、杉並区から東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課に確認して、「最終処分場が逼迫し東京都が示している埋立最終処分量の目標数値をここ数年大幅に超えている」ことはなく、「廃棄物等の埋立処分計画」で計画した計画量を埋立処分量は下回っているとのコメントをいただいた。確かに現在は計画を下回っているかもしれないが、すでに述べたように東京都2017年度の包括外部監査でも具体的に指摘を受けた事実がある。今後、最終処分場が満杯になった場合、23区独自で最終処分場を新たに確保することは非常に困難である。東京都のHPから最終処分場に持ち込まれている現在の廃棄物の内訳をみると、新海面処分場(一般廃棄物)については、100%が焼却残渣である。埋め立て処分場の延命化のためには、まず、ごみ焼却を減らして焼却残渣＝焼却灰を減らすこと

が一番だとわかる。このことから、可燃ごみを減らすことの重要性が明確になる。今後は焼却炉を一つでも減らすためのビジョンとシナリオが不可欠である。

- ・2020年度以降現在まで、都の最終処分量の計画量をクリアしている。コロナ禍という状況で家庭系ごみは増加しているが事業系ごみが減少していることが主な要因であり、この状況を脱した後、経済活動が活発化すると状況は一変することが予想できる。現状に満足し安堵せず、資源分別を家庭系だけでなく事業系にも浸透させ、最終処分量の最低限度に達するまで弛みなく取り組みを続けることが未来への責務ではないか。
- ・2050年までに温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするパリ協定に、日本も参加している。2050年までに目標を達成するためには、ごみの焼却処理によるCO₂の排出を限りなくゼロにすることが求められている。廃棄物処理を焼却に依存せず、循環することでごみを出さないサーキュラーエコノミーへの転換が世界では加速しており、23区も多摩部も循環によるごみゼロへの転換が必要だ。これは最終処分場の延命という目的にも合致する。2050年までに廃棄物ゼロ、焼却に依存しない、CO₂を出さない廃棄物処理の確立が自治体の最重要課題の一つと考える。
- ・プラスチックを清掃工場で混合焼却することは、汚染物質を大気に放出していることになり、その汚染物質の動態についてはわかっていないことも多く、ダイオキシン類のように定期的な測定と環境やヒトを含めた生物への影響を調査研究し解明するための時間が必要である。市民・区民の生命と健康を守る責務を担う自治体は、予防原則に基づいて、プラスチックの使用・焼却を極力減らす施策を早急に検討し、取り組む必要がある。

東京都の「廃棄物等の埋め立て処分計画」(2017年2月) 参照

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyō/H29.zumetatesyobunkeikaku.pdf>

東京都環境局維持管理の状況に関する情報(2020年度)

(施設名) 東京都中央防波堤外側埋立処分場

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/landfill/central_breakwater/cat7479.files/R2_sotogawa.pdf

東京都環境局維持管理の状況に関する情報(2020年度)

(施設名) 東京都新海面処分場

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/landfill/central_breakwater/cat7479.files/R2_sinkaimen.pdf

問8 国は現在、2年後の2022年から容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括資源回収する新たな制度を固めようと迅速に動いています。この新しい制度のどのような点に注目していますか。それに伴って、自治体として新たに整備／拡充する必要がある対策、施策はどのようなものですか。

(1) 23区

- ・国の一括回収についての具体的な制度が示されていない現状から、今後の国の動向を注視し具体化してから検討するという自治体が多かった。
- ・現在、各区でプラスチックの資源回収が異なる。
- ・千代田区と港区は、すでに容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括資源回収している。
- ・容リ法に則り容器包装プラスチックを資源回収している区はわずか12区であり、全区がごみの集積所で資源回収していたプラスチックはペットボトルのみであった。
- ・プラスチックの処理については、問5で分別回収による資源化は焼却処理よりコスト高となるとする区がある一方で、問8では焼却処理を最も問題とする区、使い捨てプラスチックが地球温暖化やCO₂の問題と指摘する区もあった。
- ・多摩部ではすでにごみの有料化が実施されているが、23区では有料化していない。新たな制度では23区もごみ処理の有料化がどうなるのか注目する区があった。

(2) 多摩部

- ・奥多摩町は現在焼却処理しているが、他の自治体は容器包装プラスチックを資源回収しており、新たな制度が施行された場合の変更点について具体的な検討課題を示している自治体が多かった。
- ・立川市、三鷹市、日野市、多摩市では、すでに製品プラスチックも一括資源回収していることから、新たな制度への移行をどのようにするのか具体的課題として上がっていた。

(3) 23区及び多摩部共通の注目点

①費用面

- ・現在の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会はどのような負担をするのか。
- ・国と自治体の費用負担はどうするのか。
- ・民間事業者(生産者・流通業者等)の負担はどうなるのか。

②ハード面(施設、設備、技術)

- ・現状の中間処理施設の能力、設備などの見直しが必要になるのではないかな。現状の規模では足りないのではないかな。
- ・現状の収集運搬体制の見直しが必要になるのではないかな。
- ・リサイクル方法の変更、拡充が必要になるのではないかな。
- ・中間処理施設の拡充が必要なら土地が必要になる。
- ・現在、廃プラスチックを焼却処理し、サーマルリサイクルしているが、それを製品プラスチックまで拡大した場合の影響はどうなるのかな。

③ソフト面(ルール、仕組み、関係機関との連携)

- ・容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収でわかりやすくなり、回収率・リサイクル率が高まるのではないかな。
- ・現状の分別ルールの見直しが必要になる。
- ・23区や組合構成自治体間での統一が必要になる。

- ・組合と構成自治体との調整が必要になる。
- ・委託先民間事業者の変更や調整が必要になる。
- ・現状の容り法との関係はどうなるのか。
- ・拡大生産者責任はどう変更されるのか。
- ・その他関連リサイクル法との調整はどうするのか。

④住民対応面(コミュニケーション)

- ・新たな制度に対応した分別ルールの見直しのための住民への広報や周知徹底のための対応が必要となる。
- ・中間処理方法によって環境影響、環境面からの課題はないか。

【考察】

- ・今回、国が新たに示した容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括資源回収の制度に移行する際、23区はすべての廃プラスチックの分別基準を全区統一ルールとすることが非常に重要である。

現在、容り法による廃プラスチックへの対応は、資源とし分別する区と可燃ごみとして焼却する区が混在する。これは、平成17(2005)年区長会で廃プラスチックを「不燃ごみ」から「資源又は可燃ごみ」に決定した際、ペットボトル以外のその他プラスチックは各区事項(各区それぞれ決めて良い)としたためであり大きな間違いだったと考える。目黒区は資源として回収することに決めたが、世田谷区では多くの区民が資源として分別するよう強く求めたが行政は可燃ごみに決定した。平成20(2008)年以降目黒区議会には区民から度々プラスチックを焼却することについての陳情が出され、平成23(2011)年世田谷清掃工場がダイオキシン漏れで休炉になった際には、陳情の文中に他区という表記ではあるもののプラスチックが可燃ごみに含まれる世田谷区のごみを目黒清掃工場で受け入れることについての問題点を指摘している。これは容器包装プラスチックを資源とせず可燃ごみとする世田谷区のごみを焼却することへの目黒区民の強いNOという意思表示だ。本来、どこの清掃工場に持ち込まれるごみ質も同質であるべき共同処理の原則が損なわれていることへの異議申し立てである。

- ・現在の23区共同による一般廃棄物の中間処理を今後も継続するのであれば、23区民が不利益不平等不公正を感じることがない23区統一の共通ルールによるごみの分別を行うことが責務である。
- ・今後、新たな制度に合わせて23区のごみ処理有料化の動きがあった場合は、ごみ削減に努力する区民が報われる納得できる全区統一ルールが必要である。

2.全体を通してのまとめ

(1)わかったこと

- ・今回、23区だけでなく多摩部の市町村も含めて都内基礎自治体53(島しょを除く)へのアンケート調査を実施し、50の基礎自治体から回答をいただくことができた。その結果、ごみ処理について23区と多摩部の自治体とで対応が変わらない部分とそれぞれの特徴や違いがあることなど、都民としてはじめて都内全域の実情を知ることができた。
- ・23区は、東京都から清掃事業を移管されて20年が経過したが、いまだに清掃事業全体を主体的に行えていないことが、今回多摩部の自治体の実情との比較によって確認できた。
- ・ごみの総排出量は、23区多摩部の自治体ともに人口の多い自治体が排出量も多いことが改めて確認できた。各自治体のごみ総排出量の増減を明らかにするには、各自治体の市民1人が1日当たり出すごみ排出量を比較することで明らかにできた。
- ・ごみの総排出量の多い自治体が、必ずしもごみの焼却率が高い自治体ではなかった。23区では墨田区・葛飾区・江戸川区を除く区で焼却割合が90%以上だったが、多摩部の自治体では焼却率が60~80%台となっていた。
- ・多摩部の自治体では、清掃工場に市民が直接家庭系ごみを持ち込める場合もあるため、事業系ごみの行政回収と「持ち込みごみ」の合計が示されており、23区より事業系ごみの総量がわかりやすい。
- ・23区と多摩部の自治体ともに、ごみ処理経費については、おおむねごみの総排出量との相関関係があると推測することができたが、すべての自治体で経費の内訳が異なり簡単には比較や推測をすることは難しかった。
- ・23区と多摩部の自治体ともに、ごみ処理経費については、おおむねごみの総排出量との相関関係があると推測できたが、すべての自治体で経費の内訳が異なり比較や推測をすることは難しかった。
- ・23区では、家庭系ごみの組成調査を毎年実施している区が9区(千代田区・江東区・世田谷区・中野区・豊島区・北区・練馬区・足立区・江戸川区)だったが、多摩部の自治体では、ほとんどで毎年実施しており、調査方法は家庭系と事業系の合算の調査となっている。ごみの組成を把握することは清掃事業の政策立案にとって基本情報であることから、23区と多摩部の自治体との清掃事業への取り組み姿勢の違いがはっきり現れた。
- ・23区と多摩部の自治体ともに分別回収については、自治体ごとに分別の種類や回収方法も異なり、各自治体で直接資源化している品目が様々あった。多摩部の自治体は、資源化の種類が多く、ごみ減量に積極的に取り組んでいた。
- ・清掃工場の維持管理運営に関しては、自治体間で一部事務組合を設立してごみの中間処理を行っていた。23区は「東京二十三区清掃一部事務組合」を設立。多摩部の自治体では、市が単独で清掃工場を運営、あるいはいくつかの市町村が共同で組合を設立し清掃工場を運営しており、多摩部の中に複数の組合があることがわかった。
- ・23区では、清掃工場は清掃一組が管理運営しているため、排ガス中のダイオキシン類等の測定やその数値に関して多くの区から回答が得られなかった。多摩部の各自治体では、直接清掃工場の運営を行っている自治体もあり、組合が運営する場合も組合を構成する各自治体が常に清掃工場の安全稼働に配慮しダイオキシン類等の測定結果にも関心を持ち清掃事業全体に主体的に取り組んでいることが感じられた。
- ・23区では、容リ法に則って廃プラスチックを資源回収している区は半数ないが、製品プラスチックを資源回収している区(千代田区、港区)があった。多摩部ではほとんどの自治体で、容リ法に則って資源回収していることがわかった。さらに製品プラスチックも資源回収している自治体(立川市、三鷹

市、日野市、多摩市)もあり、多摩部の自治体の多くが、プラスチックを含め資源回収に積極的に取り組みごみの減量に努めていることがわかった。

(2)課題

- ・23区は環境省の「日本の廃棄物処理」で示される統一した考え方による用語の解釈を用いず、各区が独自の解釈によって数字を導いているのではないかと推測される。その根拠は23区各区で紙類・ビン・缶など資源回収を長年実施しているにも関わらず今回の調査で焼却率は90%以上となっており、ごみの総排出量の中に資源回収量が含まれていないのではないかとという疑問からである。23区は全国の自治体と比較することができるよう用語の定義を統一する必要がある。
- ・23区各区の持ち込みごみを含む事業系一般廃棄物の総量が区民にわかりやすく示されていない。事業系一般廃棄物には、23区の清掃一組でいうところの「臨時持込」「継続持込」の2種類があり、これらの持ち込みごみは事業者しか清掃工場への搬入が許可されていない。「臨時持込」は清掃一組の『事業年報』で各区の量がわかるが、「継続持込」は23区一括になっているため各区の量がわからない。清掃一組の予算に23区各区の分担金が計上され、その中に各区の持ち込みごみ総量が示されているだけだ。23区それぞれで持ち込みごみを含めた事業系一般廃棄物の総量を区民にわかりやすく示す必要がある。
- ・23区と多摩部の各自治体は、それぞれで独自に資源化している品目が違い、また情報交換や連携を進める仕組みになっていない。互いのごみ減量に寄与する仕組みを構築すべきである。
- ・23区は、清掃一組を設立しても、多摩部の自治体のように清掃工場の安全稼働に主体的に取り組むことができるように、組合のあり方の見直しが必要である。
- ・各自治体は、清掃工場のダイオキシン類等の測定に関してその意義と重要性を理解し、測定回数や測定時期、測定事業者の選定などについて理由を明確にし、市民が納得できる情報公開を積極的に行うことが必要である。また、情報公開はできる限りリアルタイムで公表されることが望ましい。さらに清掃工場で事故や異変が起こった時、素早く周辺住民及び都民に情報提供ができる体制の強化が求められる。
- ・23区は、廃プラスチックの扱いについて、統一した分別回収ルールをできるだけ早く定めることが必要である。
- ・23区と多摩部の自治体は、ともに最終処分場が逼迫し新たな場所がない状況である。最終処分場の延命と気候危機を防ぐために、省資源化と焼却によるCO₂の削減を達成する必要がある。各自治体は、住民にごみ減量への理解と協力を得るため、積極的に市民・区民とのきめ細やかな意見交換などを行うことが必要である。

III. 提 言

1. 提 言

今回の東京都内自治体アンケートから見えてきた現状を踏まえ、これから目指すべき未来の実現のために必要なことをここに提言する。

◎23区と多摩部の自治体へ

- (1) 清掃工場の排ガス環境調査は、環境省の定める法令に則って行われているが人口密集地の東京都にあっては不十分である。独自に調査項目・調査頻度を増やして、常に健康を脅かす有害化学物質を監視し、情報公開する仕組みが必要である。さらに測定対象ではない有害化学物質が検出された場合には東京都や国に迅速に情報提供し、状況により監視や規制対象項目に追加するよう働きかけるなど積極的に対応すること。
- (2) 松葉による大気環境調査を取り入れることを提案する。法令で定めた排ガス環境調査方法では、年間で数日や数時間の調査結果による数値だが、松葉のダイオキシン調査では同じ場所で松が呼吸しているため年間を通しての地域の大気汚染の実態が確認でき、ダイオキシン類をはじめ多様な化学物質の調査も可能であることが私たちの調査活動から実証されている。さらに市民と協働で実施できる調査方法であることから、子どもたちの環境学習、地域住民の環境への関心を高めライフスタイルを見直すきっかけとする。
- (3) プラスチック問題は今や海洋汚染だけでなく世界中で頻発する異常気象気候危機の原因である二酸化炭素の排出量にも影響している。ごみ処理は二酸化炭素を排出する焼却処理から世界中で取り組まれているサーキュラーエコノミー(資源循環による「燃やさないごみ処理」)に転換する必要がある。その処理においても、健康を脅かす有害化学物質が発生するようなことがあってはならない。処理方法に関して事前に情報公開するとともに市民の意見には誠実に対応し、環境データは公開すべきである。
- (4) プラスチックの生産には添加剤として多種多様な化学物質が使われているが今も表示がなく公表されていない。今後、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックが増えてくるが、これらに使われている添加剤の公表を企業に義務付けることが重要である。国や東京都が企業に添加剤の公表を義務付けるまで粘り強く働きかけることを求める。
- (5) 現状では、廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進基本計画など関連の政策や計画策定過程に市民参加のプロセスが組み込まれてはいるものの、実際には極めて不十分である。廃棄物関連の政策立案には、自治体自ら、積極的に市民との対話を進め、具体的な政策に生かせる情報を共有する必要がある。これまでの情報提供の在り方、コミュニケーションの取り方など見直し、誰もが参加しやすい仕組みに改善すべきである。

◎23区へ

- (1) 東京都から移管された清掃事業を各区が収集、運搬、処理、処分という本来自治体が行うべき清掃事業全体の責任を担うように改め、東京都からの清掃事業の完全移管を必ず成し遂げなければならない。現在、清掃一組が中間処理を行う清掃工場を含めた清掃事業全体に各区が多摩部の各自治体と同じように主体的に関わる仕組みにするべきである。
- (2) 各区は、事業系一般廃棄物の行政回収(区収集)だけでなく「臨時持込」と「継続持込」についても把握し、ごみの排出量とごみ減量の具体的数値の中に「事業系持ち込みごみ量」として位置付け公表すべきである。
- (3) 環境省の「日本の廃棄物処理」の考え方に則った用語の解釈に統一し廃棄物処理量等のデータを出す必要がある。それにより毎年環境省が公表する「日本の廃棄物処理」に全国の自治体や多摩部の各自治体と同じように各区それぞれの名前で順位が示され、全国の自治体との取り組み状況の比較ができる

ようにする。

- (4) 現在、廃プラスチックの資源化の現状は容器包装リサイクル法完全実施区と不完全実施区が混在している。23区民にとって不利益・不公平・不公正であるこの状態が長年改善されていない。23区全体で廃プラスチックを含めた環境負荷を低減するための最良のごみ分別区分の統一ルールを実施することを強く求める。本来、ごみの共同処理とは各区のごみの性状が変わることなく、どこの清掃工場に搬入し処理されても環境負荷に差が出ないようにすることが基本であり重要である。
- (5) 資源回収品目は、できる限り各区間で情報を共有し、連携することで省資源化やごみ減量が進むため取り組むべきである。

◎東京都へ

- (1) 2000年に清掃事業を23区に移管したが、移管後の状況を確認し、清掃事業が変容し都民の不利益・不公平・不公正とならないように23区に助言することを怠ってはならない。
- (2) 自治体がプラスチック資源循環法による製品プラスチックの資源化を早く効率的に行えるよう情報共有などの場を提供し積極的に支援する。

2. ごみ・廃プラスチック問題とダイオキシン等への国の動きと市民の取り組み年代史

1970(昭和45)年	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
1971(昭和46)年	環境庁発足、環境基準設定、各省庁に分かれていた工場の汚染物質の排出抑制一元的に行うことになる
1971(昭和46)年	東京都知事「ごみ戦争」を宣言
1973(昭和48)年	東京都プラスチックを不燃ごみとして分別回収
1979(昭和54)年	粗大ごみ破碎処理施設完成
1986(昭和61)年	中防不燃ごみ処理センター完成
1991(平成3)年	粗大ごみ収集手数料全面有料化
1993(平成5)年	ごみ袋を東京都推奨の半透明の炭カルのごみ袋によるごみ出しにルール変更
1995(平成7)年	容器包装リサイクル法(以下 容リ法)制定
1996(平成8)年	事業系ごみを全面有料化
1996(平成8)年8月	第1回東京23区とことん討論会開催、以後24年間毎年23区全ての区をまわり開催
1997(平成9)年	容リ法一部施行(ビン、缶、ペットボトルなど)
1997(平成9)年	ペットボトルの店頭回収事業開始
1998(平成10)年	環境ホルモン問題シーア・コルボーン著「奪われし未来」等
1998(平成10)年6月	家電リサイクル法施行
1999(平成11)年2月	所沢ダイオキシン問題がおき、テレビ朝日ニュースステーション報道
1999(平成11)年	ごみ集積所での資源回収の本格導入
1999(平成11)年6月	日本消費者連盟「ダイオキシン・ゼロ宣言No! 塩ビキャンペーン」開始
1999(平成11)年~2000年	市民による「なくせ! ダイオキシン汚染監視運動」で松葉のダイオキシン調査実施、市民提言出す
2000(平成12)年	清掃事業が東京都から23区へ移管される。東京二十三区清掃一部事務組合(以下清掃一組)設立
2000(平成12)年	容リ法完全施行(紙製容器包装、プラスチック製容器包装)
2001(平成13)年1月	環境庁は中央省庁再編に伴い環境省となり、廃棄物リサイクル対策を一元的に行うことになる
2001(平成13)年	循環型社会形成推進基本法施行(事業者及び国民の排出者責任の明確化など)
2001(平成13)年	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要項策定
2003(平成15)年	23区の区長会が新たな清掃工場必要なしと確認、清掃一組は新宿・中野・荒川3清掃工場の建設計画の取り止め決定
2004(平成16)年5月	環境省中央環境審議会廃棄物リサイクル部会で、廃プラスチックの取り扱い議論開始
2004(平成16)年7月	日本経済新聞社15日付夕刊で、環境省は廃プラスチック全量焼却という誤報記事掲載
2004(平成16)年10/20	環境省中央環境審議会廃棄物リサイクル部会廃プラスチック熱回収意見具申案
2004(平成16)年11/16	廃プラスチック熱回収についての問題点を環境省と市民団体交渉
2004(平成16)年12月	日本消費者連盟の「消費者レポート」で廃プラスチック焼却反対運動を呼びかけ
2005(平成17)年5/26	環境省「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改正について」を発表し、廃プラスチックの適正処理について、まず発生抑制、再生利用、なお残ったものは直接埋め立てを行わず熱回収が適当とした

2005(平成17)年10/14	23区の特別区長会総会は廃プラスチックのサーマルリサイクルを平成20年度を本格実施の時期と定め、2006年度から大田・杉並・足立でのサーマルリサイクルのモデル収集スタートを確認
2005(平成17)年11月	東京新聞18日付夕刊で、廃プラスチック全量焼却08年度から可燃ごみ扱いと掲載
2006(平成18)年 5 /14	23区民・区議会議員による廃プラスチック焼却撤回を求める申し入れを清掃一組にする (19区区議58人、都内23市民団体及び個人74人、朝日・毎日・読売・東京新聞記事掲載)
2006(平成18)年 6 月	改正容リ法成立
2006(平成18)年10月	容器包装の3Rを進める全国ネットワーク設立、現在も活発に活動
2006(平成18)年12月	改正容リ法一部施行(罰則強化、基本方針改正)
2007(平成19)年	23区南生活クラブ、単独による松葉のダイオキシン調査開始
2007(平成19)年 4 月	改正容リ法本施行(容器包装廃棄物の排出抑制リデュース)など
2008(平成20)年 4 月	改正容リ法完全施行(事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなど)
2008(平成20)年 4 月	23区唯一のガス化溶融炉の世田谷清掃工場竣工
2009(平成21)年 4 月	23区廃プラスチックサーマルリサイクル本格実施ゴム・皮革製品も可燃扱い
2010(平成22)年	23区南生活クラブ、単独による松葉のダイオキシン類・重金属類調査
2010(平成22)年 6 月	水銀混入ごみによる足立清掃工場 2 号炉停止 被害額 2 億 8 千万円
2010(平成22)年 7 月	水銀混入ごみによる板橋清掃工場 2 号炉停止
2010(平成22)年 7 月	水銀混入ごみによる光が丘清掃工場 1・2 号炉停止
2010(平成22)年 7 月	水銀混入ごみによる千歳清掃工場焼却炉停止
2010(平成22)年 9 月	水銀混入ごみによる足立清掃工場 2 号炉停止
2011(平成23)年 2 月	水銀混入ごみによる目黒清掃工場 1 号炉停止
2011(平成23)年 7 月	水銀混入ごみによる千歳清掃工場焼却炉停止
2011(平成23)年	世田谷清掃工場炉室内で高濃度ダイオキシン漏れ検出で稼働停止
2011(平成23)年 9 月	水銀混入ごみによる杉並清掃工場 1 号炉停止
2012(平成24)年 3 月	水銀混入ごみによる板橋清掃工場 2 号炉停止
2012(平成24)	東京都は宮城県女川市の災害廃棄物受け入れ決定、可燃性廃棄物約10万 t 各工場焼却処理。その後、世田谷・光が丘・江戸川・目黒工場でアスベスト汚染発覚
2012(平成24)年 5 月	水銀混入ごみによる目黒清掃工場 2 号炉停止
2012(平成24)年 7 月	水銀混入ごみによる千歳清掃工場焼却炉停止
2013(平成25)年	23区南生活クラブ、単独による松葉のダイオキシン類・重金属類調査
2013(平成25)年 4 月	小型家電リサイクル法施行
2013(平成25)年 9 月	水銀混入ごみによる江戸川清掃工場 2 号炉停止
2014(平成26)年 2 月	水銀混入ごみによる光が丘清掃工場 2 号炉停止
2014(平成26)年 2 月	水銀混入ごみによる中央清掃工場 2 号炉停止
2014(平成26)年	国は「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(水銀汚染防止法)制定
2014(平成26)年	世田谷清掃工場炉室内で高濃度ダイオキシン漏れ検出で稼働停止
2014(平成26)年11月	水銀混入ごみによる江戸川清掃工場 2 号炉停止
2015(平成27)年	世田谷清掃工場炉室内で高濃度ダイオキシン漏れ検出で稼働停止
2015(平成27)年 1 月	水銀混入ごみによる品川清掃工場 1 号炉停止
2015(平成27)年 9 月	世田谷清掃工場対策検討委員会設置
2015(平成27)年 9 月	国連サミットで持続可能な開発目標SDGs採択、2030年までの目標は17
2015(平成27)年12月	水銀混入ごみによる江戸川清掃工場 2 号炉停止

2016(平成28)年	23区南生活クラブ、単独による松葉のダイオキシン類・重金属類・PAHs、PBDEs調査
2016(平成28)年 3 月	水銀混入ごみによる中央清掃工場 2 号炉停止
2016(平成28)年 7 月	世田谷清掃工場対策検討委員会報告書案
2016(平成28)年11/ 4	地球温暖化対策の温室効果ガス削減に関するパリ協定発効
2017(平成29)年 2 月	水銀混入ごみによる練馬清掃工場 1 号炉停止
2017(平成29)年 3 月	水銀混入ごみによる中央清掃工場 2 号炉停止
2017(平成29)年 5 月	水銀混入ごみによる板橋清掃工場 1 号炉停止
2018(平成30)年	23区南生活クラブ、単独による松葉のダイオキシン類・重金属類・PAHs、PBDEs調査
2018(平成30)年	マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的問題となる
2019(令和元)年 5 月	国は「プラスチック資源循環戦略」策定
2019(令和元)年12月	東京都「ゼロエミッション東京戦略」で、2030年までに廃プラスチックの焼却量を 4 割削減とし、2017年約70万tを2030年には約40万tにする目標
2020(令和 2)年11月	水銀混入ごみによる有明清掃工場 1 号炉停止
2020(令和 2)年 7 月	プラスチック製レジ袋有料化スタート
2020(令和 2)年10/26	菅総理は国会の所信表明演説で、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言
2021(令和 3)年 2 月	清掃一組の一般廃棄物処理基本計画で世田谷清掃工場2026(令和 8)年度建替工事決定(しかし炉の規模が倍の600tと記載される)
2021(令和 3)年 4 月	気候サミットにて、菅総理2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%減さらに50%削減に向け挑戦を表明

1999年から2000年 ダイオキシン・環境ホルモン問題で市民運動が盛り上がる

1999年から2000年にかけて行われた市民による「なくせ！ダイオキシン汚染監視運動」は、1970年以降日本の高度成長期にないがしろにされた環境汚染問題が一気に人々の健康に関わる公害問題として全国で露呈したとき、新たに日常生活に密着したごみの焼却から発がん性がある毒性の強いダイオキシン類が排出されていることがわかり、市民の間に衝撃が走ったことから、身近な健康を脅かすダイオキシンをできる限り削減しようという運動の一つだった。

東京都は全国でもっとも人口が密集し、特に23区には人口に比例して2000年には都内に19の清掃工場があり、隣りは小学校だったり民家やマンションという立地もあったのだ。

この第 1 回目のダイオキシン監視活動の前、1973年、まだ東京都清掃局時代、プラスチックは燃やさない不燃ごみだった。さらに1993年、東京都はごみ袋を東京都推奨の半透明の炭カルのごみ袋によるごみ出しにルール変更した。その理由は「普通のレジ袋等ではカロリーが高過ぎて清掃工場の炉が傷む」ということだったと記憶している。その 2 年後1995年容器包装リサイクル法が制定されたが2000年の完全施行までに 5 年も掛かった。

この間、1996年 8 月に東京23区のごみ問題を23区民が集まって討議しようという「東京23区とことん討論会」が始まり、1998年にはシーア・コルボーンの「奪われし未来」が発表され環境ホルモン問題が注目された。このときメス化する自然や精子の減少問題などヒトの体のホルモンの働きに様々な影響を与える環境ホルモン、正しくは「内分泌攪乱物質」は、ダイオキシン類のほかプラスチックの原材料で使われている様々な化学物質であることが明らかにされたが、まだ世界中の研究実績が少なく明確に断言できるまでの証拠までには至っていなかった。この当時から発がん性が疑われるビスフェノールAやフタル酸エステルは要注意の物質とされていた。1999年には所沢の産廃焼却によるダイオキシン問題が報道され、市民のダイオキシン削減、排出源をなくしたいという思いは強くなった。この年、日本消費者連盟が生活クラ

ブなど全国の生協や市民団体に呼びかけて「ダイオキシン・ゼロ宣言No! 塩ビキャンペーン」を2年間の
時限付きでスタートさせ、新聞の1面広告や燃やすとダイオキシンが発生する塩ビの使用を止めようと日
比谷公会堂で塩ビ業界との討論会、サランラップなど塩ビラップを集めてトラックいっぱいにして製造元
へ送り返すなど活発な市民活動を展開した。

容り法が完全施行し、市民がダイオキシン問題で活発に運動を展開していた2000年、清掃事業が東京都
から23区特別区に移管された。しかし本来の清掃事業とは異なる、ごみの収集・運搬は23区、処理は23区
が共同でつくる「清掃一組」が担当、つまり清掃工場の運営は23区は直接行わず、そして処分は東京都の
最終埋立処分場＝中央防波堤埋立処分場に埋め立てることとなった。現在もこの形態は変わっていない。
そして、東京都から移管後20年以上が経過し、今回のアンケート調査から、この形態が進化・改正されな
いままであることによる弊害が鮮明になった。

2001年から2009年 サーマルリサイクルの名の下に国が廃プラスチックの焼却処理を容認

2001年循環型社会形成推進基本法施行。同年、清掃工場で働く作業員のダイオキシン暴露による健康被
害が明らかになったことから、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要項が策
定された。

そして2005年5月、環境省は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な
推進を図るための基本的な方針の改正について」を発表した。廃プラスチックを堂々と焼却できるよう
にするため法改正したのだ。しかし市民の粘り強い交渉で、処理方法に優先順位を明確に書き記し「適正
処理について、まず発生抑制、再生利用、なお残ったものは直接埋め立てを行わず熱回収が適当」とした
のだ。この動きから東京都でも30年以上不燃ごみだったプラスチックを可燃ごみとして焼却する動きが起
こる。10月には23区の区長会総会で廃プラスチックのサーマルリサイクルを平成20年度本格実施時期と定
め、翌2006年大田・杉並・足立でサーマルリサイクルのモデル収集がスタートした。この時、各区でプ
ラスチックの可燃ごみへの区分変更に対抗する市民運動が起き、世田谷区では議会始まって以来の50本以上
の陳情が出された。2006年5月には23区の19区の区議会議員58人と都内23の市民団体及び個人が参加し
て清掃一組に廃プラスチック焼却撤回を求める申し入れと記者発表を行い、朝日・毎日・読売・東京の4
新聞に記事が掲載された。2006年容り法も改正されたが、完全施行は2008年とまたも時間がかかった。

この廃プラスチックを不燃ごみから可燃ごみへと区分変更すると同時に、今まで燃やしていなかったゴ
ムや皮革製品も可燃ごみに分別変更されたので、23区民は環境汚染がなお一層悪化するのではないかと大
きな不安と心配を募らせた。

そして2007年、23区南生活クラブが単独による松葉のダイオキシン調査を開始する。まず廃プラスチ
ックを燃やす前の大気状況を把握するためだ。この時、江東区や23区民には公表せずに廃プラスチックを焼
却していた大田区の京浜島などは、重金属類の調査も行った。

2008年の23区のサーマルリサイクル本格実施に合わせるように、23区唯一のガス化溶融炉の世田谷清掃
工場が竣工した。

2010年から2019年 23区の清掃工場で水銀混入事故、プラスチック世界的問題に

2010年、廃プラスチック焼却が行われて1年以上が経過し、2007年との大気状態の比較ができる23区南
生活クラブ単独による松葉のダイオキシン類・重金属類調査を実施。今回はすべての地域で、重金属類も
調査した。予想通り大気状態は、極端ではないものの悪化していた。

驚いたことに23区の清掃工場で、これまでなかった水銀混入による清掃工場の焼却炉の停止が、これ以降2020年まで毎年のようにあちこちで起こり、ひどい場合は修理費に2億8千万円も掛かっている。家庭から出るごみだけでなく事業者から出される一般廃棄物の中に、分別意識が薄れて、危険な水銀を含む計器類や製品類も一緒に清掃工場に持ち込まれている状況が水銀混入に現れている。さらに家庭ごみも、容リ法に則って容器包装プラスチックを資源とする区とそのまま分けずに燃やすごみにする区が混在しているため、可燃ごみに含まれるプラスチックも重量ベースで以前は5～7%だったが現在は20～24%に跳ね上がっている。この状況が今回のこの調査には事実として現れている。2011年の東日本大震災の災害廃棄物を2012年から各工場で受け入れてから、数年間はアスベスト汚染が世田谷・光が丘・江戸川・目黒工場で発覚した。

2011年、世田谷清掃工場で炉室内での高濃度ダイオキシン漏れ検出で稼働停止となった。この清掃工場は、2008年の竣工からたびたび故障して休炉していたが、2011年の高濃度ダイオキシン漏れは深刻だった。

2013年の23区生活クラブの松葉のダイオキシン調査では、年々可燃ごみ中の廃プラスチック量が増え続け、分別意識が希薄になっていることを反映して、2010年の調査よりさらに23区南生活クラブエリアの大気中ダイオキシン類濃度が高まっていた。特に京浜島エリア周辺が高濃度であることが確認された。

この年4月、小型家電リサイクル法が施行し、翌2014年、国は「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）を制定した。そして同年、再び世田谷清掃工場で炉室内での高濃度ダイオキシン漏れを定期検査で検出し、稼働停止となった。

2015年、3回目の世田谷清掃工場炉室内高濃度ダイオキシン漏れ検出で稼働停止となり、9月世田谷清掃工場対策検討委員会が設置された。

2016年の23区南生活クラブの松葉のダイオキシン調査では、興味深い結果がでた。世田谷清掃工場が高濃度のダイオキシン漏れが相次ぎ、通常の休炉期間の2倍以上となる年365日の7割弱の間停止していた。その影響か、世田谷区目黒区の全域と品川区大田区の一部の地域で格段にダイオキシン濃度が低減していたことが確認できたのだ。清掃工場がなくなれば大気汚染は改善することを実感した結果だった。しかし23区の清掃工場は減ることなく稼働し続けているため、重金属類に加えて高温焼却によって副産物として生成されるPAHs(多環芳香族炭化水素類)と、プラスチックの添加剤として含まれている難燃剤の臭素系化学物質PBDEs(ポリ臭素化ジフェニルエーテル)も調査項目に加えた。今後も焼却されるプラスチックが増え続ける事を考えると、ダイオキシン類だけではなく有害化学物質の排出も確認することが非常に重要だ。

2018年の23区南生活クラブの松葉のダイオキシン調査は、引き続きダイオキシン類に加えて重金属類とPAHs、PBDEsの調査も行った。2回目となるPAHs、PBDEsの調査では、松葉に含まれている濃度が、ダイオキシン類濃度に比べて、数千倍から数万倍もの高濃度であることがわかった。これらの中には無害のものもあれば毒性の強い物質もあり、中には環境ホルモンとしての毒性がわかっているものもある。これらは引き続き継続して実態を調査することが非常に重要な、要警戒の物質と言える。

一方、世界では、2016年11月地球温暖化対策の温室効果ガス削減に関するパリ協定が発効し、2018年にはマイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的問題となり、世界中でプラスチックの削減に向けた取り組みが報じられた。日本も2019年5月、世界の動きにあらがうことができず、ようやく「プラスチック資源循環戦略」を策定。12月には東京都が国の策定内容に加えて「ゼロエミッション東京戦略」で、廃プラスチックの焼却量2017年約70万tを2030年までに40%削減し約40万tにする目標を掲げた。

プラスチックは燃やすとCO₂を排出するだけでなく重金属類やさらに有害な化学物質を排出する。燃やさなくても、ごみになって放置され劣化することで細かな破片(マイクロプラスチック)となり大気や水を漂いヒトを含めた生物の体に取り込まれ、野鳥や魚類は餌と間違えて食べてしまい体から排出されず内臓が膨れたまま餓死することが調査研究で明らかになった。現状のプラスチックに大きく依存した人の暮ら

しを見直し、プラスチックをできる限り使わないプラスチックフリーの安全で安心な新しい暮らしエコライフが提唱されている。

2020年から カーボンニュートラルを目指し世界中でプラスチック削減へ

日本では2020年7月、プラスチック製レジ袋有料化がスタートしたが、世界ではすでに60カ国以上の国でレジ袋の禁止をはじめ規制をかけている。バングラデシュは2002年からレジ袋を禁止している。

2020年10月26日、菅総理は国会の所信表明演説で2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言、2021年4月、気候サミットに出席し、世界に向け2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減し、さらに50%削減に向け挑戦することを表明した。石炭や石油などの化石燃料を主力としたこれまでの社会から自然エネルギー中心へと大きく舵を切った。しかし脱原発への表明はなく、相変わらず依存体質が温存されたままだ。それでもプラスチックへの対応の変化は明らかだ。使い捨てのプラスチックの削減、プラスチックをごみとして出さない循環型のサーキュラーエコノミーへの転換と世界が目指す方向に今後進んで行こうという片鱗がうかがえる。そうしなければ世界経済から弾き飛ばされることがはっきり見えているからだ。

しかし、日本社会が少しでも早く良い方向に転換するためには、私たち市民が望む誰もが安心して暮らせる持続可能な社会、子どもたちに託せる未来にするために何をすべきか示す必要がある。

IV. 資 料

1. アンケート回答集約表

* 東京都市区町村 50 自治体からの回答を問ごとに集約して表にまとめた。集約にあたっては、回答データをコピー＆ペーストし、PDF や FAX での回答については、こちらでデータ化した。

東京都基礎自治体アンケート調査対象一覧

★：ごみ焼却清掃工場

	基礎自治体	担当部署	回答
1	千代田区	千代田清掃事務所	○
2	中央区 ★	中央区中央清掃事務所清掃事業係	○
3	港区 ★	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所計画係	○
4	新宿区	新宿区環境清掃部ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係	○
5	文京区	文京区資源環境部リサイクル清掃課清掃事業係	○
6	台東区	台東区環境清掃部清掃リサイクル課	○
7	墨田区 ★	墨田区都市整備部環境担当すみだ清掃事務所	○
8	江東区 ★★	江東区清掃事務所	○
9	品川区 ★	品川区・品川区清掃事務所庶務係	○
10	目黒区 ★	目黒区環境清掃部清掃リサイクル課管理調整係	○
11	大田区 ★★	大田区環境清掃部清掃事業課	○
12	世田谷区★★	清掃・リサイクル部事業課	○
13	渋谷区 ★	アンケート不参加	×
14	中野区	中野区環境部ごみゼロ推進課	○
15	杉並区 ★	杉並区 環境部ごみ減量対策課	○
16	豊島区 ★	豊島区 環境清掃部 ごみ減量推進課	○
17	北区 ★	北区清掃事務所 事業管理係	○
18	荒川区	アンケート不参加	×
19	板橋区 ★	板橋区・資源環境部資源循環推進課	○
20	練馬区 ★★	練馬区 清掃リサイクル課 管理係	○
21	足立区 ★	足立区環境部ごみ減量推進課清掃計画係	○
22	葛飾区 ★	葛飾区環境部リサイクル清掃課	○
23	江戸川区 ★	江戸川区環境部清掃課清掃事業係・ごみ減量係	○
24	八王子市★★	八王子市資源循環部ごみ減量対策課	○
25	立川市 ★	立川市 環境下水道部 ごみ対策課 計画推進係	○
26	武蔵野市 ★	武蔵野市・環境部 ごみ総合対策課	○
27	三鷹市	三鷹市生活環境部ごみ対策課	○
28	青梅市	青梅市環境部清掃リサイクル課	○
29	府中市	府中市生活環境部 ごみ減量課	○
30	昭島市 ★	昭島市環境部ごみ対策課	○
31	調布市	調布市・環境部ごみ対策課	○
32	町田市 ★	記載なし	○
33	小金井市	小金井市環境部ごみ対策課減量推進係	○
34	小平市 ★	小平市 環境部 資源循環課	○
35	日野市 ★	日野市 ごみゼロ推進課	○
36	東村山市 ★	東村山市・資源循環部廃棄物総務課	○
37	国分寺市 ★	国分寺市 建設環境部環境対策課	○
38	国立市	国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係	○
39	福生市	福生市環境課ごみ対策係	○
40	狛江市	狛江市 環境部 清掃課	○
41	東大和市	東大和市環境部 ごみ対策課	○
42	清瀬市	清瀬市 都市整備部 ごみ減量推進課	○
43	東久留米市★	東久留米市環境安全部ごみ対策課	○
44	武蔵村山市	武蔵村山市 協働推進部ごみ対策課	○
45	多摩市 ★	多摩市 ごみ対策課	○
46	稲城市 ★	稲城市・市民部環境課	○
47	羽村市 ★	東京都羽村市 生活環境課	○
48	あきる野市★	アンケート不参加	×
49	西東京市	西東京市みどり環境部ごみ減量推進課	○
50	瑞穂町	瑞穂町 住民部環境課ごみ対策係	○
51	日の出町	日の出町 生活安全安心課	○
52	檜原村	産業環境課生活環境係	○
53	奥多摩町 ★	奥多摩町 環境整備課クリーンセンター業務係	○

アンケート調査票

1. 2015 年～2019 年度までの毎年のごみの総排出量及び 1 日当たりのごみの排出量はどれくらいですか。その内、焼却施設で焼却したごみの総量はどのくらいですか。その中で、事業系持ち込みごみの総量はどのくらいですか。また、ごみ処理事業経費と 1 人当たりのごみ処理経費はどのくらいですか。

	ごみ総排出量 (t/年) 家庭系事業 系持ち込みごみも含む	1 日当たり のごみの排出量 (t/日)	焼却したごみの 総量 (t/年)	内事業系持ち 込みごみの 総量 (t/年)	ごみ処理事業経費 (円/年)	1 人当たり のごみ処理経費 (円/人・日)
2015 年度						
2016 年度						
2017 年度						
2018 年度						
2019 年度						

2. 2015 年～2019 年度までの年別での可燃ごみ、不燃ごみのごみ組成とその割合を教えてください。また、家庭系と事業系（持ち込みごみ含む）それぞれで教えてください。ごみ組成のその他に含まれるものについて、具体的にいくつか明記してください。

① 可燃ごみの組成とその割合

	紙類	繊維	厨芥	木草	プラスチック類	その他※
2015 年度						
家庭系						
事業系						
2016 年度						
家庭系						
事業系						
2017 年度						
家庭系						
事業系						
2018 年度						
家庭系						
事業系						
2019 年度						
家庭系						
事業系						

② 不燃ごみの組成とその割合

	金属	ガラス	石・陶器	その他※
2015 年度				
家庭系				
事業系				
2016 年度				
家庭系				
事業系				
2017 年度				
家庭系				
事業系				
2018 年度				
家庭系				
事業系				
2019 年度				
家庭系				
事業系				

- ③ その他に含まれるものをいくつか具体的に明記してください。

()

3. ごみの分別回収と資源化についてお伺いします。分別の種類と中間処理後の資源化や直接資源化しているものがあれば教えてください。また、今後具体的計画があれば教えてください。

- ① 分別の種類：分別の種類・方法を示した資料があれば添付してください。

- ② 中間処理後資源化しているもの：（具体的にご記入ください）
 ③ 収集後直接資源化しているもの：（具体的にご記入ください）
 ④ 次の中で資源化したものの量を教えてください。（単位はt/年）

	瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック
2015 年度						
2016 年度						
2017 年度						
2018 年度						
2019 年度						

- ⑤今後さらに資源化していく計画がある場合：
 （具体的に記入してください）

4. 廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等の測定について、測定者、測定時期、測定回数について教えてください。

	測定者 (委託先)	焼却施設名	測定回数と時期 (回/年：春夏秋冬)
2015 年度			例：2回 夏と冬
2016 年度			
2017 年度			
2018 年度			
2019 年度			

5. 近年プラスチックごみが増え、環境問題になっています。プラスチックごみについて最も問題であると思っていることはどのようなことでしょうか。プラスチックごみの処理や減量について、どのような施策を行なっていますか、また行なう予定ですか。施策に目標数値があれば教えてください。

[]

6. 災害廃棄物処理計画、資源循環計画は策定していますか。また、していれば策定内容のポイントを教えてください。

[]

7. 23 区特別区に伺います。最終処分場が逼迫し東京都が示している埋立最終処分量の目標数値をここ数年大幅に超えていることが指摘されています。最終処分場延命のために新たに取り組んでいるごみ減量施策はありますか。また、今後どのような取り組みが必要とお考えですか。

[]

8. 国は現在、2 年後の 2022 年から容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括資源回収する新たな制度を固めようと迅速に動いています。この新しい制度のどのような点に注目していますか。それに伴って、自治体として新たに整備／拡充する必要がある対策、施策はどのようなものですか。

[]

以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。最後に、今回の調査にご回答頂きましたご担当者のご所属、お名前、ご連絡先などを下記にご記入頂きますようお願い致します。

貴自治体のご回答に関するご担当

氏名：

団体名：

Email：

電話：

調査実施主体連絡先 担当者
 電話／メールアドレス

問 1．2015～2019年度の、各年度のごみの総排出量及び1日当たりのごみの排出量はどれくらいですか。その内、焼却施設で焼却したごみの総量はどのくらいですか。その中で、事業系持ち込みごみの総量はどのくらいですか。また、ごみ処理事業経費と1人当たりのごみ処理経費はどのくらいですか。

ごみ総排出量（t/年）家庭系事業系持ち込みごみも含む

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
千代田区	86,527	85,943	85,839	84,432	85,513
中央区	35,357.71	35,348.87	36,069.90	35,896.05	36,492.61
港区	53,726.07	52,995.70	53,868.64	53,980.63	54,341.55
新宿区	153,599	153,897	154,035	153,563	151,952
文京区	65,993	65,947	65,807	66,253	65,982
台東区	79,529	78,261	79,213	79,201	78,396
墨田区	91,109	90,904	90,475	90,218	89,590
江東区	94,618 t	92,532 t	93,198 t	91,737 t	93,110 t
品川区	73,275.95	72,245.94	72,810.58	72,821.87	74,376.34
目黒区	53,861	52,705	52,801	52,347	52,977
大田区	135,822	133,863	132,945	131,758	134,023
世田谷区	223,894	220,568	220,196	220,863	224,952
渋谷区	アンケート不参加				
中野区	60,310.42	58,952.92	58,010.75	57,331.00	56,480.46
杉並区	99,187 t	97,120 t	97,183 t	97,105 t	98,197 t
豊島区	57,409	56,396	56,631	55,166	55,992
北区	105,566	103,352	103,256	102,988	103,056
荒川区	アンケート不参加				
板橋区	140,403 t	138,933 t	138,812 t	139,399 t	139,836 t
練馬区	131,596	128,391	128,129	127,157	129,202
足立区	181,248	179,756	177,519	177,724	178,658
葛飾区	110,522	108,507	107,861	107,295	108,070
江戸川区	170,765	167,252	167,004	167,218	168,886

※ごみ総排出量は資源化量も含む。

※区が収集したごみ量（家庭系ごみ）のみ回答しています。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
八王子市	167,929	164,305	159,795	156,986	158,638
立川市	46,821	43,154	41,537	40,724	40,748
武蔵野市	40,891	39,578	39,231	39,572	40,285
三鷹市	48,513	47,694	47,268	47,275	47,760
青梅市	38,131.96	37,145.57	36,746.32	36,458.06	36,950.26
府中市	58,781	57,914	57,238	57,108	58,354
昭島市	30,672	30,342	29,341	29,870	30,135
調布市	60,943	60,130	60,159	60,145	61,393
町田市	125,988	123,121	120,540	118,542	120,594
小金井市	25,403	25,465	25,267	25,233	25,769
小平市	49,004	48,693	48,352	51,260	44,467
日野市	43,288	42,582	42,225	41,744	42,642
東村山市	39,613	38,852	38,387	37,634	38,095
国分寺市	27,910	27,621	27,517	27,886	28,746
国立市	21,630	21,187	20,674	19,557	19,654
福生市	16,301	16,026	15,652	15,523	15,479
狛江市	20,473	20,171	20,147	20,041	20,663
東大和市	20,379	20,140	19,795	19,527	20,008
清瀬市	17,973	17,790	17,752	17,928	18,000
東久留米市	29891	29752	29384	28242	29419
武蔵村山市	20,852	20,443	20,246	20,143	20,765
多摩市	40481	38895	38098	37954	38185
稲城市	21,833	21,888	21,763	21,699	22,102
羽村市	16,813	16,281	15,922	15,970	16,170
あきる野市	アンケート不参加				
西東京市	47,875	46,871	47,014	47,287	47,343
瑞穂町	11,727	11,618	11,613	11,445	11,289
日の出町	5,150	5,203	4,991	4,861	4,958
檜原村	869	832	813	826	817
奥多摩町	1,551	1,930	1,856	1,889	1,852

※よこみ総排出量・焼却施設（ソニー・センター多摩川）に搬入していない資源物・有害物も含んだ総排出量(各自治会・管理組合等の団体が実施している資源集団回収の資源物回収量は除く)

1日当たりのごみの排出量（t/日）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
千代田区	237	235	235	231	234
中央区	88.48	88.85	90.76	90.06	99.71
港区	147.19	145.19	147.18	147.89	146.14
新宿区	421	420	422	421	417
文京区	180.3	180.7	180.3	181.5	180.3
台東区	218	214	217	217	215
墨田区	249	249	247	247	245
江東区	259.23 t	252.82 t	255.34 t	251.33 t	255.10 t
品川区	200.76	197.39	199.48	199.51	203.77
目黒区	148	144	145	143	145
大田区	371	366	364	360	366
世田谷区	613.4	602.6	603.3	605.1	616.3
渋谷区	アンケート不参加				
中野区	164.78	161.51	158.93	157.07	154.32
杉並区	272t	266t	266t	266t	269t
豊島区	0.157	0.155	0.155	0.151	0.153
北区	289	283	283	282	282
荒川区	アンケート不参加				
板橋区	385 t	381 t	380 t	382 t	382 t
練馬区	360	352	351	348	353
足立区	495	492	486	486	488
葛飾区	302	297	296	294	296
江戸川区	468	457	458	458	463

※区が収集したごみ量（家庭系ごみ）のみ回答しています。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
八王子市	459	450	438	430	433
立川市	128	118	114	112	111
武蔵野市	111.7	108.4	107.5	108.4	110.1
三鷹市	725	706	695	692	692
青梅市	104.19	101.77	100.67	99.89	100.96
府中市	161	159	157	156	160
昭島市	83.8	83.1	80.4	81.8	82.3
調布市	166.5	164.7	164.8	164.8	167.7
町田市	344	337	330	325	329
小金井市	589	585	577	571	576
小平市	133.9	133.4	132.5	140.4	121.5
日野市	118.3	116.7	115.7	114.4	116.5
東村山市	108	106	105	103	104
国分寺市	635.9	628.0	620.1	618.7	628.5
国立市	59	58	57	54	54
福生市	44.5	43.9	42.9	42.5	42.3
狛江市	56.09	55.27	55.20	54.92	56.61
東大和市	55.8	55.0	54.2	53.5	54.8
清瀬市	49.1	48.7	48.6	49.1	49.2
東久留米市	81.7	81.5	80.5	77.4	80.4
武蔵村山市	57.0	56.0	55.5	55.2	56.9
多摩市	110.90	106.56	104.38	103.98	104.61
稲城市	59.65	59.97	59.62	59.45	60.39
羽村市	46.0	44.6	43.6	43.8	44.3
あきる野市	アンケート不参加				
西東京市	130.8	128.4	128.8	129.6	129.4
瑞穂町	945.9	942.2	946.7	941.7	937.3
日の出町	14.07	14.25	13.74	13.31	13.55
檜原村	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
奥多摩町	783.5	996.5	972.3	995.6	994.5

焼却したごみの総量（t/年）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
千代田区	85,412	84,828	84,736	83,331	84,456
中央区	32,382.03	32,431.42	33,128.35	32,827.57	33,357.31
港区	※港清掃工場 は、東京二十 三区清掃一部 事務組合が所 管していま す。恐れ入りますが、そち らへお問合せ 願います。				
新宿区	149,010	149,336	149,584	149,228	147,669
文京区	63,073	63,032	62,966	63,453	63,290
台東区	74,901	74,407	74,968	75,222	75,203
墨田区	50,927	50,401	50,622	50,303	50,614
江東区	91,595 t	89,231 t	89,966 t	88,625 t	89,746 t
品川区	68,093.99	67,066.16	67,628.92	67,638.47	68,601.37
目黒区	49,124	48,262	48,307	47,915	48,360
大田区	126,146	124,088	123,663	122,810	124,433
世田谷区	99.3%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%
渋谷区	アンケート不参加				
中野区	55,855.60	54,656.25	54,348.91	53,763.99	54,088.41
杉並区	92,034t	90,018t	90,268t	96,756t	91,268j
豊島区	53,520	52,589	52,679	51,457	51,816
北区	不明	不明	不明	不明	不明
荒川区	アンケート不参加				
板橋区	清掃一組所管				
練馬区	122,212	119,037	118,784	117,638	119,310
足立区	173,297	171,844	169,862	169,811	170,335
葛飾区	80,760	79,654	79,326	78,524	79,357
江戸川区	122,928	121,662	121,469	120,730	121,572

（注１）「焼却したごみの総量」には、区収集による「燃やすごみ」の量を計上。

※区が収集したごみ量（家庭系ごみ）のみ回答しています。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
八王子市	123,035	121,004	117,722	116,246	117,781
立川市	33,855	30,552	29,214	28,504	28,522
武蔵野市	29,376	28,247	28,052	28,498	29,214
三鷹市	31,826	31,398	31,327	31,677	32,233
青梅市	30,003.63	29,142.07	28,898.33	28,700.57	29,150.24
府中市	37,255	36,914	36,813	36,673	37,878
昭島市	23,587	23,382	22,578	23,074	23,305
調布市	36,979	37,269	37,720	38,125	39,500
町田市	94,372	91,851	90,254	89,178	91,557
小金井市	12,700	12,515	11,964	12,021	12,327
小平市	38,180	38,086	37,836	39,699	33,069
日野市	33,138	32,809	32,528	32,413	32,706
東村山市	24,371	23,985	23,633	23,279	23,612
国分寺市	18,180	18,116	18,284	19,086	19,792
国立市	16,389	16,076	15,693	14,742	14,922
福生市	12,175	12,038	11,775	11,774	11,770
狛江市	14,415	14,279	14,358	14,328	14,965
東大和市	14,585	14,462	14,439	14,207	14,647
清瀬市	13,537	13,446	13,536	13,640	13,755
東久留米市	23361	23169	22167	21103	22091
武蔵村山市	15,640	15,376	15,329	15,317	16072
多摩市	33207	31887	31043	30952	31310
稲城市	18,246	18,338	18,266	18,216	18,533
羽村市	11,429	11,084	10,897	10,961	11,150
あきる野市	アンケート不参加				
西東京市	33,037	32,489	32,774	33,151	33,277
瑞穂町	8,981	8,952	8,989	8,882	8,743
日の出町	4,496	4,535	4,344	4,238	4,340
檜原村	681	657	637	642	647
奥多摩町	1,447	1,442	1,425	1,439	1,445

内事業系持ち込みごみの総量（t/年）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
千代田区	70,248	70,006	70,057	68,865	69,651
中央区	183.05	206.12	154.62	144.96	108.45
港区	101,125.24	100,962.31	103,466.27	103,135.67	101,453.75
新宿区	81,140	82,433	82,580	82,870	81,223
文京区	22,551	23,171	23,211	23,868	23,052
台東区	35,282	35,121	36,250	37,194	36,596
墨田区	660	550	483	451	551
江東区	1,261 t	1,375 t	2,020 t	1,409 t	1,545 t
品川区	916.98	843.67	834.31	840.64	834.50
目黒区					
大田区	1317	1432	1565	1284	1392
世田谷区	43466.06	43993.21	44306.06	45146.18	47005.45
渋谷区	アンケート不参加				
中野区	229.26	191.07	143.98	134.59	72.03
杉並区	359t	490t	480t	349t	448t
豊島区	296	240	244	189	154
北区	不明	不明	不明	不明	不明
荒川区	アンケート不参加				
板橋区	清掃一組所管				
練馬区	回答不可	回答不可	回答不可	回答不可	回答不可
足立区	42,267	43,020	42,430	44,409	44,165
葛飾区	24,345	24,096	23,807	23,930	23,856
江戸川区	39,159	38,797	38,941	39,744	40,105

（注２）「事業系持ち込みごみの総量」の冒頭の「内」は削除（何に対する内数なのか不明なため）。

※区が収集したごみ量（家庭系ごみ）のみ回答しています。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
八王子市	29,574	27,725	26,427	25,121	26,478
立川市	9,990	6,369	4,996	4,427	4,145
武蔵野市	6,609	5,805	5,729	6,132	6,377
三鷹市	5,722	5,480	5,386	5,659	5,983
青梅市	5,842.96	5,507.91	5,512.87	5,680.77	5,967.71
府中市	8,020	8,004	7,782	7,589	8,515
昭島市	4,954	5,027	4,644	5,159	5,211
調布市	5,492	5,841	6,164	6,406	7,104
町田市					
小金井市	369	377	364	390	544
小平市	4,105	4,172	4,248	4,492	4,176
日野市	3,121	3,044	3,105	3,186	3,703
東村山市	4,406	4,341	4,215	4,141	4,266
国分寺市	2,523	2,468	2,528	2,903	3,134
国立市	3,519	3,426	3,702	3,662	3,547
福生市	2,121	2,047	1,898	1,915	1,958
狛江市	1,426	1,507	1,573	1,661	1,913
東大和市	2,976	3,071	2,668	2,572	2,769
清瀬市	2,184	2,176	2,495	2,783	2,803
東久留米市	4871	4958	5315	5830	6528
武蔵村山市	2,301 ※ 1	2,244 ※ 1	2,313 ※ 1	2,306 ※ 1	2,630 ※ 1
多摩市					
稲城市	3,110	3,142	3,267	3,308	3,403
羽村市	2,659	2,571	2,483	2,561	2,785
あきる野市	アンケート不参加				
西東京市	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825
瑞穂町	2,569	2,633	2,684	2,646	2,545
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	451	447	417	433	411

※一部一般家庭ごみを含む。

事業系の持込みは受入れていない

ごみ処理事業経費（円/年）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
千代田区					
中央区	232,721,075	171,289,207	251,620,213	151,094,137	173,226,277
港区	4,375,000	4,337,000	4,469,000	4,522,000	4,578,000
新宿区	2,611,564,627	2,735,531,635	2,770,511,900	2,830,393,451	3,077,835,670
文京区	2,475,361,611	2,465,723,211	2,538,536,569	2,511,007,663	2,587,156,607
台東区	3,353,818,000	3,239,048,000	3,261,863,000	3,236,856,000	3,413,518,000
墨田区	895,215,259	878,699,996	962,366,674	1,005,293,634	1,016,483,445
江東区	4,633,444,000	4,567,935,000	4,641,540,000	4,490,985,000	
品川区	約53.1億円	約52.9億円	約53.9億円	約54.5億円	約54.7億円
目黒区	39億7425万円	40億615万円	42億4961万円	42億2824万円	43億8817万円
大田区	約71億5千万	約71億8千万	約75億3千万	約77億5千万	約76億3千万
世田谷区	11,112,710	10,940,210	11,083,320	10,985,520	－
渋谷区	アンケート不参加				
中野区	4,920,633,490	3,837,121,938	4,126,619,041	3,517,154,448	3,569,483,457
杉並区	84.5億	83.6億	82.8億	81.0億	81.2億
豊島区	2,668,383,799	2,811,322,156	2,927,829,421	3,096,442,827	未定
北区	3,275,680	3,071,182	3,068,285	3,090,831	不明
荒川区	アンケート不参加				
板橋区	213,210万円	213,210万円	219,197万円	225,233万円	234,004万円
練馬区	62億	63.5億	64.7億	64.1億	65.1億
足立区	7,034,025,000	6,928,650,000	7,038,455,000	7,091,508,669	7,135,549,031
葛飾区	5,772,577,695	5,714,130,945	5,907,564,572	5,843,565,553	5,936,223,155
江戸川区	2,005,726,018	1,987,936,309	2,078,855,674	2,143,343,469	2,273,059,064

※単位：千円

※ごみ処理事業経費には、新宿中継・資源センター等の清掃関連施設の維持管理に係る費用は含まない。

※（歳出－歳入）リサイクル・集団回収経費を除きます。

※ごみ処理事業経費は清掃リサイクル事業費用の総額(ごみと資源で分けられない部分がある)

※ごみ処理事業経費は、ごみ・資源物収集車両経費、資源化処理費用のみを計上。人件費等は含んでいない。

※ごみ処理事業経費は「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）データより算出。ごみ処理とリサイクル経費の合計であり、東京二十三区清掃一部事務組合への分担金は含まない。

※区が収集したごみ量（家庭系ごみ）のみ回答しています。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
八王子市	10,387,240,383	10,577,976,372	10,214,883,750	9,936,176,929	10,263,367,740
立川市	3,455,741,597	3,381,872,926	3,422,918,703	3,459,830,029	3,443,646,102
武蔵野市	2,841,886,000	2,592,784,000	2,625,424,000	2,746,626,000	2,728,016,000
三鷹市	2,603,140,069	2,657,015,261	2,596,797,147	2,641,388,710	未算出
青梅市	2,535,942,544	2,425,573,610	2,542,415,513	2,551,223,453	2,727,642,022
府中市	3,566,519,971	3,306,034,038	2,970,405,090	3,045,686,990	3,363,832,807
昭島市	1,982,170,873	2,010,172,038	1,981,676,264	1,984,565,778	2,188,469,510
調布市	2,766,953,364	3,462,386,957	3,272,648,010	4,072,382,481	2,895,761,787
町田市	7,105,290,213	7,548,158,437	7,225,089,981	7,331,689,402	7,214,286,875
小金井市	2,886,430,000	2,863,063,000	2,869,894,000	2,945,832,000	2,824,586,000
小平市	2,537,691,000	2,596,654,000	2,729,104,000	4,226,892,000	3,241,248,000
日野市	2,808,759,599	1,587,239,506	1,610,548,431	1,548,256,143	5,537,838,051
東村山市	2,427,302,038	2,298,390,684	2,326,829,727	2,437,393,578	2,508,098,873
国分寺市	2,855,897	2,753,013	2,841,438	3,020,287	3,000,873
国立市	1,058,217,343	935,874,198	1,051,954,374	1,052,702,067	1,108,827,350
福生市	1,039,168,058	1,005,932,867	1,065,188,401	1,059,431,806	1,128,803,833
狛江市	1,155,219,074	1,020,560,952	1,016,565,245	1,042,405,733	1,101,629,662
東大和市	1,381,623,980	1,355,337,497	1,355,980,269	1,363,966,861	1,357,850,897
清瀬市	1,084,130,000	1,017,595,000	1,015,077,000	939,558,000	1,003,532,000
東久留米市	1834780565	1962196659	2073610105	1934292992	1908991607
武蔵村山市	28,053,418	28,716,280	29,329,575	29,505,340	29,850,951
多摩市	1420894	1422054	1445197	1564613	2002004
稲城市	約12億5000万	約11億 1000万	約11億2000万	約11億7000万	約12億5800万
羽村市	947,811,549	911,172,557	945,538,247	957,040,441	995,248,254
あきる野市	アンケート不参加				
西東京市	3,003,112,969	2,947,511,657	2,924,364,348	2,695,839,962	2,779,754,452
瑞穂町	677,124,289	654,844,874	677,506,665	686,792,360	710,880,629
日の出町	281,928,160	261,991,610	302,589,034	313,772,400	329,806,854
檜原村	26,308,800	32,101,920	34,136,640	34,305,120	34,688,160
奥多摩町	176,052,000	171,670,000	158,847,000	161,920,000	173,084,000

(千円/年)

(千円)

※ 2 ごみ処理事業経費内訳：ごみの収集運搬費用、中間処理費用（多摩川衛生組合構成市負担金）、最終処理費用（東京たま広域資源循環組合負担金）、資源物等回収運搬処理費用（再資源化処理費用）、その他経費（市指定収取袋作成費用、販売経費等）

(職員人件費を除く)

1人当たりのごみ処理経費（円/人・日）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
千代田区					
中央区	1,688.92	1,181.27	1,653.50	949.83	1,057.86
港区	18（千円）	17,278	17,503	17,481	17,480
新宿区	21.8	22.3	22.4	22.7	24.4
文京区	11,787	11,544	11,715	11,390	11,483
台東区	41.7	39.7	39.1	38.2	40.1
墨田区	9.6	9.3	10.0	10.3	10.3
江東区	25.352円/人日	24.706円/人日	24.834円/人日	23.769円/人日	
品川区	38.4	37.7	38.1	38.1	37.3
目黒区	40.1円	40.1円	42.1円	41.5円	42.7円
大田区	27.1	27.3	28.4	29.0	28.2
世田谷区	12,603	12,261	12,322	12,101	—
渋谷区	アンケート不参加				
中野区	42	32	34	29	29
杉並区	38円	37円	36円	35円	35円
豊島区	46.48	49.85	51.7	56.13	未定
北区	26	24	24	24	不明
荒川区	アンケート不参加				
板橋区	3,880円	3,905円	3,905円	3,981円	4,097円
練馬区	24	24	24	24	未確定
足立区	10,374→ 28	10,174→ 28	10,280→ 28	10,304→ 28	10,325→ 28
葛飾区	35	34	35	35	35
江戸川区	8.0	7.9	8.2	8.4	8.9

※単位：千円

※人口は10月1日現在

※区が収集したごみ量（家庭系ごみ）のみ回答しています。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
八王子市	18,457	18,778	18,126	17,664	18,235
立川市	52.6	51.1	51.3	51.7	51.1
武蔵野市	54.2	49.4	51.9	50.0	50.7
三鷹市	14,200	14,300	13,900	14,100	未算出
青梅市	51	49	51	52	56
府中市	13,967	12,848	11,517	11,779	12,959
昭島市	48.0	48.8	48.0	48.0	52.8
調布市	33.4	41.4	38.7	47.5	33.4
町田市	45	48	46	47	46
小金井市	67	66	66	67	63
小平市	36.8	37.5	39.1	59.9	45.5
日野市	42	24	24	23	81
東村山市	44	42	42	44	45
国分寺市	65	62	63	66	65
国立市	39	34	38	38	40
福生市	48	47	50	50	53
狛江市	39.25	34.38	33.95	34.45	36.05
東大和市	43.9	43.1	43.3	43.7	43.6
清瀬市	未集計 ※	未集計	未集計	未集計	未集計
東久留米市	※				
武蔵村山市	1.06	1.09	1.11	1.12	1.13
多摩市	26.36	26.27	26.60	28.80	36.85
稲城市	39.23	34.12	34.26	35.40	37.63
羽村市	46	44	46	47	49
あきる野市	アンケート不参加				
西東京市	41	40	40	37	37
瑞穂町	55	53	55	57	59
日の出町	45	42	49	51	54
檜原村	30	38	41	42	43
奥多摩町	89.2	88.6	83.2	85.3	93.2

※人口：各年度、10月1日。

※ 1人1日当たりのごみ処理経費の統計はとっていません。規模の小さい自治体のため、職員配置も少なく、処理経費に入っている職員人件費が同じ人数なのに年度によって職員の年次などで異なるため、計算したときの影響が大きいのでなじまないのではないかとということと、公表数値としていないということが未集計としました。

※ 1人1日当たりの処理経費という統計はとっていません。市のHPで月ごとの人口を公表していますので、ご参照ください。

※ 3各年度の人口：10月1日現在の人口
(職員人件費を除く)

問２．2015～2019年度の、各年度の可燃ごみ、不燃ごみのごみ組成とその割合を教えてください。また、家庭系と事業系（持ち込みごみ含む）それぞれで教えてください。

① 可燃ごみの組成とその割合（％） 家庭系 「＊」は家庭系と事業系合算を表す *〔斜字〕*は補足説明

	2015年度						2016年度						2017年度						2018年度						2019年度							
	紙類	繊維	厨芥	木草	プラス チック類	その他	紙類	繊維	厨芥	木草	プラス チック類	その他	紙類	繊維	厨芥	木草	プラス チック類	その他	紙類	繊維	厨芥	木草	プラス チック類	その他	紙類	繊維	厨芥	木草	プラス チック類	その他		
千代田区	16.4	5.1	35.4	5.6	14.1	23.4	20.8	5.7	30.5	4.3	13.4	25.3	22.6	4.7	30.7	3.7	11.8	26.5	21.7	5.9	28.3	6.7	11.4	26.0	19.6	8.0	32.9	2.8	12.9	23.8		
中央区	28.8%	4.1%	43.7%	3.4%	7.4%	12.6%																			22.2%	0.9%	40.1%	2.5%	20.7%	12.5%		
港区	30.0	6.8	34.3	2.2	14.3	12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28.1	6.5	30.6	2.5	16.8	15.5	—	—	—	—	—	—		
新宿区							20.7%	5.2%	32.7%	3.9%	16.2%	21.3%																				
文京区	21.9%	4.8%	41.1%	7.3%	13.6%	11.3%	組成分析調査を実施しておりません。						組成分析調査を実施しておりません。						組成分析調査を実施しておりません。						26.2%	4.2%	33.2%	3.6%	16.8%	16.0%		
台東区	16.7	4.3	38.2	-	-	40.8																			13.1	2.3	33.2	-	24.1	27.3		
墨田区	36.7	2.3	26.0	2.3	24.4	8.3	調査未実施																				26.5	5.3	29.7	3.3	20.9	14.3
江東区	29.0%	7.8%	35.4%	1.4%	13.6%	12.8%	25.0%	4.0%	40.3%	0.9%	15.5%	14.3%	31.5%	3.5%	38.3%	1.1%	13.2%	12.4%	30.1%	2.6%	38.2%	0.6%	16.6%	11.9%	27.4%	10.2%	30.7%	1.9%	16.4%	13.4%		
品川区	(組成調査は調査期間中に実施していません)																															
目黒区	23.0%	6.2%	41.3%	7.7%	10.0%	11.8%																										
大田区	20.1	3.9	39.5	5.9	15.4	15.0																										
世田谷区	15.9	4.1	35.7	7.8	15.8	20.7	15.3	5.7	32.7	9.8	16.2	20.3	15.1	5.8	31.1	4.3	19.7	24.0	17.0	3.0	31.6	3.8	18.6	26.0	15.7	6.3	28.6	4.9	18.1	26.4		
渋谷区	アンケート不参加																															
中野区	*24.7%	*5.2%	*42.1%	*4.0%	*9.6%	*14.4%	*26.5%	*5.7%	*37.7%	*3.9%	*12.0%	*14.2%	*26.7%	*5.7%	*37.0%	*5.6%	*12.3%	*12.7%	*23.5%	*5.7%	*39.1%	*7.3%	*10.6%	*13.8%	*22.9%	*4.6%	*39.9%	*3.2%	*14.3%	*15.1%		
杉並区	15.0%	3.5%	43.9%	3.5%	10.8%	23.3%																			※15.1%	4.2%	36.9%	11.6%	11.3%	20.9%		
豊島区	*30.1%	*2.1%	*38.1%	*4.4%	*15.4%	*9.9%	*31.2%	*4.3%	*38.7%	*2.4%	*14.9%	*8.5%	*25.2%	*4.2%	*42.7%	*2.5%	*16.1%	*9.3%	*28.5%	*3.8%	*36.7%	*4.0%	*18.7%	*8.3%	*30.3%	*3.0%	*37.1%	*2.6%	*18.9%	*8.1%		
北区	21.6%	3.5%	48.5%	2.5%	15.5%	8.4%	25.3%	5.4%	43.1%	1.6%	15.6%	9.0%	23.5%	3.4%	44.7%	3.9%	15.3%	9.2%	24.1%	2.9%	39.6%	3.2%	17.2%	13.0%	27.4%	4.0%	40.1%	1.2%	16.1%	11.2%		
荒川区	アンケート不参加																															
板橋区	22.9%	3.4%	49.2%	4.5%	15.9%	4.1%	調査未実施																									
練馬区	12.3	2.3	36.3	15.6	14	19.5	11.9	4.2	38.6	14.1	11.2	20	12.4	3.0	38.3	14.3	10.9	21.1	12.9	3.4	39.4	11.6	12.3	20.4	12.5	2.0	38.1	14.4	11.9	21.1		
足立区	23.7%	4.6%	30.2%	6.3%	17.4%	17.8%	23.9%	3.9%	30.2%	7.8%	17.4%	16.8%	22.2%	4.3%	32.2%	6.9%	17.6%	16.8%	21.9%	6.6%	31.2%	7.5%	18.3%	14.5%	22.8%	5.7%	33.2%	5.8%	16.5%	16.0%		
葛飾区													35.1	2.3	31.2	7.8	12.3	9.5							25.5	5.5	38.2	10.5	10.9	9.4		
江戸川区	12.1	6.9	46.0	4.7	10.8	5.4	18.1	5.8	39.8	4.6	10.0	7.0	19.9	11.2	33.3	4.0	11.0	5.5	18.3	10.1	32.4	5.8	10.6	5.9	19.1	6.2	32.3	4.1	10.4	9.9		
八王子市	28.52%	4.22%	45.60%	1.83%	13.41%	6.42%	24.15%	3.38%	52.70%	1.26%	12.76%	5.75%	26.31%	3.21%	44.94%	3.96%	15.31%	6.26%	28.20%	3.02%	44.90%	1.41%	16.31%	6.16%	29.82%	3.11%	42.40%	1.20%	18.22%	5.27%		
立川市	42.1%	5.1%	14.5%	13.6%	17.5%	7.2%	41.4%	4.7%	14.2%	15.8%	17.6%	6.3%	39.5%	5.4%	10.6%	19.2%	21.3%	4.0%	39.7%	7.2%	14.9%	14.1%	15.4%	8.7%	40.7%	7.7%	19.3%	9.1%	16.7%	6.5%		
武蔵野市	・ごみ組成分析の内訳については公開不可でお願いします(市HPでも公開していません)。なお、自治体により内訳の分類には相当の違いがあると考えられます。 ・可燃ごみの合計％は、端数処理の関係で100.00％にならない場合があります。 ・「紙類」、「繊維」については、資源とならないものについての数値を入力しました。																															
三鷹市	54.8%		12.8%	12.4%	16.3%	3.7%	53.5%		11.6%	12.2%	16.0%	6.7%	57.9%		13.4%	7.7%	16.3%	4.7%	50.3%		12.4%	11.8%	20.6%	4.9%	52.9%		13.0%	8.6%	19.2%	6.3%		
青梅市	*23.91%	*1.58%	*45.19%	*3.46%	*7.79%	*18.07%	*17.33%	*2.89%	*39.20%	*12.66%	*6.59%	*21.33%	実施なし						実施なし						*23.20%	*1.74%	*32.13%	*20.65%	*9.4%	*12.88%		
府中市	*11.05	*2.33	*55.15	*4.94	*5.57	*20.96	*12.31	*6.85	*51.79	*2.93	*5.74	*20.38	*7.52	*2.62	*42.69	*6.69	*4.72	*35.76	*7.93	*2.05	*41.58	*4.87	*7.15	*36.42	*13.32	*2.39	*48.59	*2.25	*6.53	*26.91		
昭島市	36.8%	10.6%	30.1%	8.1%	11.5%	2.9%	16.1%	12.1%	41.2%	10.4%	9.2%	11.0%	28.1%	7.8%	33.7%	16.4%	7.2%	6.8%	30.4%	10.2%	39.9%	5.3%	8.1%	6.1%	29.2%	7.9%	38.1%	8.7%	12.1%	4.0%		
調布市	29.8	3.3	47.9	2.1	5.7	11.2	24.3	1.9	49.9	3.2	6.7	14.0	23.3	2.7	52.5	0.4	6.4	14.7	29.1	4.4	44.6	6.2	9.2	6.5	31.9	1.5	47.5	3.5	6.1	9.5		
町田市	17.56	3.22	41.90	2.57	24.03	10.76	15.58	3.05	41.82	5.75	19.84	13.96	17.26	2.70	34.37	9.32	20.84	15.51	15.07	2.58	34.28	10.18	23.37	14.52	14.34	4.03	33.44	12.13	21.32	14.74		
小金井市	49.6	7.6	17.8	7.5	13.3	4.2	48.2	6.7	18.3	9.6	13.2	4.0	52.1	10.0	11.7	6.2	16.1	3.9	49.9	4.4	17.5	2.7	16.0	9.5	46.3	6.4	20.1	9.7	13.4	4.1		
小平市	*47.5	*3.5	*19.4	*9.3	*16.3	*4.0	*35.6	*5.7	*19.1	*24.6	*12.5	*2.5	*36.6	*4.7	*23.7	*19.0	*11.7	*4.3	*41.9	*5.4	*23.3	*11.0	*14.9	*3.5	*40.1	*5.4	*25.9	*11.1	*13.7	*3.8		
日野市	31.3%	4.4%	21.3%	7.6%	28.2%	7.2%	32.5%	4.3%	16.7%	9.6%	25.7%	11.2%	26.9%	5.3%	25.4%	4.9%	28.1%	9.4%	32.3%	3.0%	22.4%	7.1%	30.5%	4.7%	31.7%	3.0%	19.0%	8.1%	29.8%	8.4%		
東村山市	*40.3%	*4.5%	*25.0%	*17.2%	*10.1%	*2.9%	*44.4%	*5.0%	*19.5%	*19.4%	*9.6%	*2.1%	*44.3%	*5.7%	*18.6%	*16.7%	*11.1%	*3.6%	*38.1%	*4.9%	*28.9%	*12.7%	*11.9%	*3.5%	*44.2%	*7.9%	*24.6%	*7.8%	*12.1%	*3.4%		
国分寺市	29.5	2.6	39.3	10.1	5.6	12.9	—	—	—	—	—	—	31.3	1.8	43.3	14.0	4.6	5.0	37.5	1.4	41.7	6.3	9.6	3.5	27.6	2.7	54.4	1.4	6.7	7.2		
国立市	37.08	4.30	44.04	2.35	10.46	1.78	33.45	4.08	30.92	17.28	12.35	1.93	29.77	5.13	38.49	15.39	9.82	1.40	30.16	2.31	45.89	11.83	9.11	0.70	35.44	4.00	44.47	1.53	11.24	3.32		
福生市	*42.2	*4.2	*19.6	*14.4	*16.6	*3	*38.3	*6.9	*10.1	*15.2	*27.4	*2.1	*40.5	*5.4	*10	*16.3	*25.7	*2.1	*40.8	*4	*13.8	*15.2	*24.9	*1.3	*33.1	*5.4	*13.8	*17.4	*28.8	*1.5		
狛江市	19.5	1.6	29.6	12.0	19.1	18.2	24.9	2.8	23.3	8.9	23.9	16.2	21.2	4.1	36.5	3.9	21.9	12.4	15.3	5.5	28.7	7.6	25.6	17.3	20.8	2	37.5	2.2	23.4	14.1		
東大和市	*47.5	*3.5	*19.4	*9.3	*16.3	*4	*35.6	*5.7	*19.1	*24.6	*12.5	*2.5	*36.6	*4.7	*23.7	*19	*11.7	*4.3	*41.9	*5.4	*23.3	*11	*14.9	*3.5	*40.1	*5.4	*25.9	*11.1	*13.7	*3.8		
清瀬市	*42.2	*7.5	*7.6	*15.6	*22.2	*4.9	*39.9	*2.3	*11.9	*9.2	*20.8	*15.9	*43.4	*6.3	*16.1	*9	*18.8	*6.4	*46.5	*8.1	*12.7	*7.7	*22.9	*2.1	*42.1	*7.8	*9.2	*8.4	*22	*10.5		
東久留米市	*42.2	*7.5	*7.6	*15.6	*22.2	*4.9	*39.9	*2.3	*11.9	*9.2	*20.8	*25.1	*43.4	*6.3	*16.1	*9	*18.8	*6.4	*46.5	*8.1	*12.7	*7.7	*22.9	*2.1	*42.1	*7.8	*9.2	*8.4	*22	*10.5		
武蔵村山市	実施無し																															
多摩市	*13.3	*4.9	*27.1	*1.9	*19.9		*10.3	*2.6	*35.4	*0.6	*17.1		*18.3	*3.0	*22.0	*1.5	*18.8		*23.4	*3.2	*23.8	*1.0	*18.8		*25.7	*3.6	*21.8	*0.6	*16.4			
稲城市	25.14%	2.55%	39.02%	14.75%	17.23%	1.31%	28.90%	3.31%	34.11%	17.11%	15.99%	0.58%	28.47%	3.84%	37.61%	10.94%	18.15%	0.99%	27.65%	4.27%	35.93%	13.49%	18.									

問２．2015～2019年度の、各年度の可燃ごみ、不燃ごみのごみ組成とその割合を教えてください。また、家庭系と事業系（持ち込みごみ含む）それぞれで教えてください。

② 不燃ごみの組成とその割合(%) 家庭系 「＊」は家庭系と事業系合算を表す *〔斜字〕*は補足説明

	2015年度				2016年度				2017年度				2018年度				2019年度			
	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※
千代田区	18.5	13.8	7.2	60.5	28.7	11.4	9.3	50.6	22.7	11.4	14.3	51.6	21.3	6.2	10.3	62.2	20.6	12.3	8.6	58.5
中央区	38.3%	－	23.5%	38.2%													24.3%	－	27.5%	48%
港区	23.9	21.2	15.6	39.3	－	－	－	－	－	－	－	－	25.1	10.9	12.7	51.3	－	－	－	－
新宿区					23.4%	19.6%	22.3%	34.7%												
文京区	17.1%	5.1%	20.8%	57.0%	組成分析調査を実施しておりません。				組成分析調査を実施しておりません。				組成分析調査を実施しておりません。				21.5%	5.5%	19.5%	53.5%
台東区	59.4			40.6													83.1			16.9
墨田区	31.1	21.3	47.6		調査未実施												16.8	15.8	16.0	51.4
江東区	22.1%	21.7%	22.4%	33.8%	29.1%	13.7%	14.1%	43.1%	24.3%	22.2%	16.3%	37.2%	21.6%	17.6%	28.4%	32.4%	24.3%	17.2%	20.6%	37.9%
品川区	(組成調査は調査期間中に実施していません)																			
目黒区	20.8%	分類なし	16.8%	62.4%																
大田区	19.5	18.5	21.3	40.8																
世田谷区	29.9	8.4	22.9	38.8	27.6	15.6	16.0	40.8	21.6	18.2	17.3	42.9	25.9	13.3	29.7	31.1	23.6	15.7	19.5	41.2
渋谷区	アンケート不参加																			
中野区	*22.1%	*7.4%	*20.5%	*50.0%	*21.1%	*7.3%	*18.5%	*53.1%	*20.8%	*7.7%	*18.4%	*53.1%	*26.5%	*6.7%	*21.6%	*45.2%	*22.5%	*5.1%	*19.7%	*52.7%
杉並区	14.3%	8.0%	0.0%	77.7%													※14.4%	11.5%	11.3%	62.8%
豊島区	*39.3%	*14.9%	*25.7%	*20.1%	*46.1%	*15.7%	*20.0%	*18.2%	*38.0%	*17.7%	*28.2%	*16.1%	*39.6%	*21.3%	*25.0%	*14.1%	*48.0%	*23.0%	*12.6%	*16.4%
北区	47.7%	15.3%	23.3%	13.7%	49.0%	15.6%	16.5%	18.9%	51.7%	16.7%	10.4%	21.2%	50.6%	16.0%	7.7%	25.7%	40.9%	24.3%	21.8%	13.0%
荒川区	アンケート不参加																			
板橋区	26.2%	12.2%	28.7%	32.9%	調査未実施															
練馬区	36.9	7.8		55.3	34.5	5.8		59.7	38.3	4.3		57.4	32.7	8.6		58.7	32.9	7.7		59.4
足立区																				
葛飾区									26.5	15.4	17.2	40.9					35.6	12.9	15.7	35.8
江戸川区	33.7	－	－	51.4	40.2	－	－	40.6	34.4	－	－	51.7	42.1	－	－	45.5	63.4	－	－	27.4
八王子市	20.74%	8.67%	17.94%	52.65%	41.56%	10.84%	15.39%	32.21%	25.61%	8.30%	17.88%	48.22%	28.08%	8.98%	16.77%	46.17%	27.54%	8.87%	21.41%	42.18%
立川市	<i>〔東京ネット聞き取り〕</i> 回答：正式な組成調査を行っていないため、国へも不燃ごみについては報告していない。																			
武蔵野市	・ごみ組成分析の内訳については公開不可でお願いします(市HPでも公開していません)。なお、自治体により内訳の分類には相当の違いがあると考えられます。 ・「金属」について、武蔵野市では材質だけではなく製品などを分類基準にして組成分析を行っているので、ここでは「金属製品」について数値を入力しました。（たとえば、スーツケース等の「一部金属が含まれるがほとんどが金属でない」という製品は含まれていません。） ・武蔵野市では「石」をごみとして行政収集しておりませんので、せともの類のみの数値を入力しています。 ・不燃ごみの「その他」の数値は、便宜上「100(%)－(金属＋ガラス＋石・陶器)」で算出しています。																			
三鷹市	24.1%	8.1%	11.9%	55.9%	29.4%	9.9%	10.0%	50.7%	19.9%	7.9%	37.3%	34.9%	24.8%	12.7%	10.2%	52.3%	26.1%	7.9%	9.2%	56.8%
青梅市	*11.36%	*2.80%	*57.7%	*28.14%	実施なし															
府中市	*13.15	*1.47	*4.05	*81.33	*10.31	*1.22	*4.49	*83.98	*10	*1.5	*9.9	*78.6	*11.43	*0.82	*5.9	*81.85	*16.65	*0.38	*8.22	*74.74
昭島市	21.6%	11.6%	11.0%	55.8%	29.5%	10.8%	13.8%	45.9%	26.6%	11.6%	12.9%	48.9%	23.6%	10.2%	11.7%	54.5%	27.9%	9.1%	10.3%	52.7%
調布市	19.1	7.3	11.9	61.7	23.6	6.1	12.6	57.7	26.3	6.9	9.3	57.5	29.9	3.4	5.2	61.5	29.7	11.4	7.2	51.7
町田市	13.33	5.90	8.94	71.83	17.12	6.88	3.93	72.07	17.73	4.92	8.10	69.25	18.66	5.18	4.26	71.90	12.49	5.78	7.13	74.60
小金井市																	6.9	5.4	6.8	80.9
小平市	*19.6	*7.7	*7.8	*64.9	*19.3	*5.7	*9.0	*66.0	*18.4	*5.0	*10.8	*65.7	*22.9	*4.6	*9.9	*62.6	*27.8	*9.4	*11.4	*51.4
日野市	8.1%	4.3%	3.8%	83.8%	13.9%	3.6%	2.7%	79.8%	7.1%	4.0%	2.3%	86.6%	0.3%	48.4%	8.1%	43.2%	6.0%	3.0%	2.3%	88.7%
東村山市	不燃ごみの組成分析は実施しておりません。																			
国分寺市	－	－	－	－	12.6	4.1	8.7	74.6	19.9	5.0	8.4	66.7	12.0	3.8	4.8	79.4	14.6	3.9	9.6	71.9
国立市	32.51	2.87	6.06	58.56	19.21	4.67	10.40	65.75	19.10	2.48	8.13	70.29	28.11	1.62	2.57	67.72	25.29	1.94	4.93	67.86
福生市	*0.4	*68.1	*21.4	*10.1	*0.4	*65.5	*23.0	*11.1	*0.5	*61.6	*19.5	*18.4	*0.5	*58.7	*19.3	*21.5	*0.2	*53.3	*18.6	*27.8
狛江市	15.4	10.0	13.0	61.6	17.5	4.7	10.2	67.6	19.2	4.5	12.3	64.0	10.3	8.9	11.6	69.2	13.7	16.6	4.3	65.4
東大和市	*23.3	*10.6	*17.3	*48.8	*37.2	*8.5	*10.8	*43.5	*31.1	*10.8	*20.7	*37.4	*32.6	*7.4	*12.2	*47.8	*33.5	*10.6	*10.3	*45.6
清瀬市	4.3	19	19.8	56.9	3	22.8	20.2	54	4.2	16.1	21.9	57.8	6.1	11.9	18.8	63.2	5.9	15.5	20.4	58.2
東久留米市	*4.3	*19	*19.8	*56.9	*3	*22.8	*20.2	*54	*4.2	*16.1	*21.9	*57.8	*6.1	*11.9	*18.8	*63.2	*5.9	*15.5	*20.4	*58.2
武蔵村山市													9.65	0.71	6.32	83.32	13.06	1.03	14.6	71.31
多摩市	*18.1	*14.3	*12.8		*15.3	*14.8	*16.4		*21.2	*12.4	*20.0		*19.2	*14.6	*15.9		*24.7	*8.1	*20.5	
稲城市	23.03%	9.47%	7.77%	59.73	22.33%	9.96%	6.19%	61.52%	27.97%	12.14%	8.14%	51.75%	26.69%	9.88%	10.18%	53.25%	22.72%	8.22%	7.30%	61.76%
羽村市	0.2	33.8	46.3	19.7	0.1	46.7	40.3	12.7	0.3	37.2	43.8	18.7	0.1	28.0	47.1	23.9	0.6	28.0	39.1	32.3
あきる野市	アンケート不参加																			
西東京市/乾	4.3	19	19.8	56.9	3	22.8	20.2	54	4.2	16.1	21.9	57.8	6.1	11.9	18.8	63.2	5.9	15.5	20.4	58.2
/湿	4.2	19.1	19.5	57.2	3	22.9	19.7	54.4	3.9	16	21	59.1	5.8	12	18.3	63.9	5.7	15.8	20.1	58.4
瑞穂町	*1.6	*35.7	*7.3	*55.4	*1.5	*39.6	*6.1	*52.8	*1.2	*23.9	*8	*66.9	*1.4	*36.9	*9.4	*52.3	*1.2	*27.1	*6.2	*65.5
日の出町	不燃ごみの組成データなし																			
檜原村	1.9	0.4	1.1	0.2	1.6	0.3	0.9	2.5	2	1	0.7	2.9	2.1	1	2	0.3	3.9	1.7	3.3	1.1
奥多摩町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※組成調査実施年度である平成28年度の数値のみを記入している。

(注3) 下記設問①②の表中には、「家庭系」「事業系」の区分があるが、中野区の組成調査ではそれらの区分を設けて検体を確保しているわけではないため、総量の割合のみ記入する。
※事業系の組成調査は実施していない。
※集積所に出されるごみをまとめて調査しているため、家庭系と事業系を分けてはいません。
※上/左/記は、家庭系および事業系の区収集のごみの組成割合。

※「江戸川区 家庭ごみ組成分析調査報告書」より

家庭系ごみに事業系ごみが含まれる形で分析（全ての事業系ではない）

※調布市では小規模事業所のごみを家庭系ごみとあわせて収集しており、事業系の持込ごみについては組成分析を行っていないため、家庭系についてのみ回答します。
※JR横浜線以南地域以外の数値

※小平・村山・大和衛生組合の湿ベースデータによる。＊家庭系・事業系合算した割合
※家庭系のみ

(湿ベース) ※家庭系と事業系を分けての組成分析は実施していない。
＊事業系の受け入れはない
〔市で項目変更 〔石・陶器〕⇒〔土砂・陶器〕〕

(湿ベース)
※事業系ごみの組成分析は実施していない。

※左/上/欄は乾ベース、右/下/欄は湿ベース。全て家庭系。

〔家庭系と事業系合算のため家庭系の数値を参照のこと〕

(不燃ごみの組成分析は実施していません)

問２．2015～2019年度の、各年度の可燃ごみ、不燃ごみのごみ組成とその割合を教えてください。また、家庭系と事業系（持ち込みごみ含む）それぞれで教えてください。

② 不燃ごみの組成とその割合(%) 事業系 *[斜字]*は補足説明

	2015年度				2016年度				2017年度				2018年度				2019年度			
	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※	金属	ガラス	石・陶器	その他※
千代田区	27.7	4.3	27.5	40.5	37.2	2.8	3.3	56.7	32.8	10.9	25.1	31.2	32.2	7.7	35.6	24.5	22.9	2.9	59.9	14.3
中央区																				
港区	90.3	1.7	0.0	8.0	—	—	—	—	—	—	—	—	64.2	3.9	13.7	18.2	—	—	—	—
新宿区													43.8%	13.0%	15.4%	27.8%				
文京区	事業系持込ごみの組成分析調査は実施しておりません。				組成分析調査を実施しておりません。				組成分析調査を実施しておりません。				組成分析調査を実施しておりません。				事業系持込ごみの組成分析調査は実施しておりません。			
台東区	35.01	14.37	27.01	33.61													24.93	21.11	14.64	39.32
墨田区	52.5	11.0	36.5		調査未実施															
江東区	65.2%	5.0%	14.8%	15.0%	46.7%	5.7%	12.8%	34.8%	64.8%	6.8%	5.8%	22.6%	49.9%	14.3%	6.8%	29.0%	55.6%	5.6%	6.2%	32.6%
品川区	(組成調査は調査期間中に実施していません)																			
目黒区																				
大田区																				
世田谷区	59.2	7.4	10.6	22.6	49.9	5.2	6.8	38.2	34.9	4.8	3.5	56.5	44.9	6.9	4.0	44.1	38.5	5.3	4.7	51.3
渋谷区	アンケート不参加																			
中野区	<i>[家庭系と事業系合算のため家庭系の数値を参照のこと]</i>																			
杉並区	※事業系の組成調査は実施していない。																			
豊島区	※集積所に出されるごみをまとめて調査しているため、家庭系と事業系を分けてはいません。その他は、ゴム・皮革、金属、陶器、ガラス等の不燃ごみです。																			
北区	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
荒川区	アンケート不参加																			
板橋区	調査未実施																			
練馬区																				
足立区																				
葛飾区									38.1	58.4	-	3.5					99.0	-	-	1.0
江戸川区																				
八王子市																				
立川市	<i>[東京ネット聞き取り]</i> 回答：正式な組成調査を行っていないため、国へも不燃ごみについては報告していない。																			
武蔵野市	・ごみ組成分析の内訳については公開不可をお願いします(市HPでも公開していません)。なお、自治体により内訳の分類には相当の違いがあると考えられます。 ・「金属」について、武蔵野市では材質だけではなく製品などを分類基準にして組成分析を行っているので、ここでは「金属製品」について数値を入力しました。（たとえば、スーツケース等の「一部金属が含まれるがほとんどが金属でない」という製品は含まれていません。） ・武蔵野市では「石」をごみとして行政収集しておりませんので、せともの類のみの数値を入力しています。																			
三鷹市																				
青梅市	× 家庭系ごみに事業系ごみが含まれる形で分析（全ての事業系ではない）																			
府中市	*家庭系と事業系の合算を表記。家庭系の表を参照のこと。																			
昭島市	※ 事業系の不燃ごみの受け入れは行っていません。																			
調布市	※調布市では小規模事業所のごみを家庭系ごみとあわせて収集しており、 事業系の持込ごみについては組成分析を行っていないため、家庭系についてのみ回答します。※組成は湿ベースのものです。																			
町田市																				
小金井市																	17.8	22.2	1.4	58.6
小平市	<i>[家庭系と事業系合算のため家庭系の数値を参照のこと]</i>																			
日野市	※家庭系のみ																			
東村山市	不燃ごみの組成分析は実施しておりません。																			
国分寺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福生市	<i>[家庭系と事業系合算のため家庭系の数値を参照のこと]</i>																			
狛江市																				
東大和市	(湿ベース) ※家庭系と事業系を分けての組成分析は実施していない。*家庭系と事業系の合算を表記。家庭系の表を参照のこと。																			
清瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東久留米市	<i>[市で項目変更 「石・陶器」⇒「土砂・陶器」]</i> <i>[家庭系と事業系合算のため家庭系の数値を参照のこと]</i>																			
武蔵村山市	事業系ごみの組成分析は行ってない。																			
多摩市	<i>[家庭系と事業系合算のため家庭系の数値を参照のこと]</i>																			
稲城市																				
羽村市	羽村市では事業系不燃ごみを取り扱っていない																			
あきる野市	アンケート不参加																			
西東京市																				
瑞穂町	<i>[家庭系と事業系合算のため家庭系の数値を参照のこと]</i>																			
日の出町	不燃ごみの組成データなし																			
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	(不燃ごみの組成分析は実施していません)																			

※組成調査実施年度である平成28年度の数値のみを記入している。

※可燃ごみ・不燃ごみともに事業系は持ち込みごみを除く。

(注３) 下記設問①②の表中には、「家庭系」「事業系」の区分があるが、中野区の組成調査ではそれらの区分を設けて検体を確保しているわけではないため、総量の割合のみ記入する。

※事業系については、回答不可になります。

* 事業系の受け入れはない

※事業系ごみの組成分析は実施していない。

問２．2015～2019年度の、各年度の可燃ごみ、不燃ごみのごみ組成とその割合を教えてください。また、家庭系と事業系（持ち込みごみ含む）それぞれで教えてください。

③ その他に含まれる主なものを具体的に明記してください。

千代田区	可燃ごみは紙おむつ等、不燃ごみは小型家電等	八王子市	可燃：ゴム・皮革類、靴、金属　　不燃：使用済み小型家電、プラ類
中央区	可燃ごみのその他：たばこの吸殻、保冷剤・乾燥剤、凝固剤で固めた油など不燃ごみのその他：汚れの落ちないびん・缶、乾電池、ライター、ガラス、電球・割れた蛍光管など	立川市	無回答
		武蔵野市	可燃：紙おむつ、ゴム・皮革、資源化可能な紙類、資源化可能なプラ容器包装、等　不燃：小型家電、プラスチック製品、厨芥類、びん、缶、等
港区	紙おむつ類、ゴム・皮革類、ごみ排出時外袋		
新宿区	・可燃ごみ…ゴム・皮革類、紙おむつ類　・不燃ごみ…使用済小型電子機器、有害・危険物（蛍光灯・ライター等）	三鷹市	プラスチック類、皮革類、ゴム、アルミニウム、その他非鉄、土砂類、その他不燃、紙類、木竹類、厨芥類、繊維類、その他可燃
文京区	可燃：紙おむつ、不燃：小型家電		
台東区	プラスチック類、可燃物、電池、ピン、缶	青梅市	可燃ごみ：皮革、金属など　不燃ごみ：可燃性ごみ、資源物など
墨田区	可燃・・ゴム　皮革　粗大系ごみ　資源物　　不燃・・小型家電　紙類　草木　粗大系ごみ　資源物	府中市	ゴム・皮革、粗大ごみ、プラスチック類、紙類、繊維、その他可燃物
江東区	可燃ごみ：ゴム・皮革類、金属類、ガラス類、ペットボトル　不燃ごみ：紙類、繊維、厨芥、木草、プラスチック類、ペットボトル、小型家電	昭島市	可燃：ゴム・皮革類、金属類、ガラス類、土砂・陶磁器類　不燃：プラスチック、ゴム・皮革類
		調布市	可燃ごみ：ゴム・皮革，金属，ガラス，土砂・陶磁器など　不燃ごみ：紙類・繊維等の可燃物，プラスチック，ゴム・皮革など
品川区	無回答		
目黒区	びん、缶、ペットボトル、ゴム・皮革類、紙おむつ・衛生用品、小型家電、蛍光管等	町田市	可燃：おむつ、ゴム・皮革、ガラス類等　不燃：プラスチック、小型家電、ゴム・皮革等
大田区	無回答	小金井市	無回答
世田谷区	可燃ごみ：ゴム・皮革類、不燃ごみ・排出禁止物に該当するもの　　不燃ごみ：小型家電、傘、蛍光管、電球、可燃ごみ・排出禁止物に該当するもの	小平市	可燃ごみ：その他可燃物、ゴム・皮革、金属、ガラス、土砂・陶磁器、その他不燃物　不燃ごみ：紙類、厨芥、繊維、木・草、その他可燃物、プラスチック、ゴム・皮革、その他不燃物
渋谷区	アンケート不参加	日野市	不燃のその他はプラスチック→2020年より資源化
中野区	①では紙おむつ、びんなど、②では小型家電、蛍光灯など	東村山市	ゴム・皮革、金属、ガラス等
杉並区	可燃：ゴム・皮革物、紙おむつ等／不燃：小型家電、傘などの金属複合物等	国分寺市	ゴム・皮革等
豊島区	紙類、草木、その他可燃物、プラスチック類、ゴム・皮革、電池、蛍光灯、危険物	国立市	可燃：ゴム類・皮革類、不燃：プラスチック類
北区	ゴム・皮革類・土砂・残土・灰など	福生市	①:ゴム・皮革類、不燃物　　②:可燃物、焼却不適物
荒川区	アンケート不参加	狛江市	可燃　ゴム・皮革　　不燃　プラスチック
板橋区	可燃：ゴム類・金属類等　　不燃：　乾電池・蛍光灯等	東大和市	可燃ごみ：金属、ガラス、ゴム、その他可燃物　不燃ごみ：プラスチック、紙類、その他不燃物
練馬区	可燃ごみ：リサイクル不可の容器包装紙類、紙おむつ、リサイクル不可のカーボン紙、ワックス加工紙などのその他紙類、リサイクル不可の繊維類、ゴム・皮革類、その他(ティッシュペーパー、タバコの吸殻、油を固めたもの、脱脂綿、ガーゼ、包帯、生理用品、ぬいぐるみ、ストッキング、ネコ砂)　不燃ごみ：割れたびん、飲食用(ソース・油など)のびんで 汚れのひどいもの、飲食用以外のびん(飲み菓の　びんおよび乳白色でない化粧品のびんを除く)、　びん以外のガラス、電球、カイロ、かさ、陶磁器、びんの金属キャップ、　プラスチックと金属の複合物下記ＵＲＬから練馬区資源・ごみ排出実態調査報告書をご確認ください。 https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/tokei/gomi/shigengomi.html	清瀬市	可燃・ゴム・皮革等　　不燃・プラスチック等
		東久留米市	ゴム・皮革
		武蔵村山市	・可燃ごみ　その他紙類（資源化できないもの）、紙おむつ、生ごみ（未利用品）等　　・不燃ごみ製品プラスチック、小型家電製品、容器包装プラスチック（リサイクル不可）等
		多摩市	紙類、厨芥、繊維、木・草、その他の可燃物、プラスチック、ゴム・皮革、金属、ガラス、土砂、陶磁器、その他不燃物で書かれていないもの
足立区	紙おむつ、ゴム皮革類、金属類、びん、小型家電製品、ごみ袋（外袋）	稲城市	可燃：ゴム・皮革類、陶器・石類、金属類、ガラス類等　不燃：プラスチック類、ゴム・皮革類、生ごみ、紙類、木類、繊維類等
葛飾区	可燃：ゴム・皮革、土砂等　不燃：小型家電、乾電池・蛍光灯等		
江戸川区	可燃：医療系、たばこ吸殻、油の凝固物、掃除機ごみ　不燃：ガラス、陶器類、スプレー缶、乾電池、蛍光管		
		羽村市	可燃ごみその他に含まれる主なもの：回答（ゴム・皮革類・不燃物）不燃ごみその他に含まれる主なもの：(プラスチック・紙・繊維・厨芥・草木・その他可燃物)
		あきる野市	アンケート不参加
		西東京市	可燃ごみ：金属、陶磁器　等　　不燃ごみ：プラスチック、木、草　等
		瑞穂町	①ゴム革・皮革、不燃物　②プラスチック・紙類・厨芥・繊維・木、草・可燃物
		日の出町	無回答
		檜原村	ゴム、皮
		奥多摩町	ゴム・皮革、金属、ガラス、陶磁器、その他不燃物

問3. ごみの分別回収と資源化についてお伺いします。分別の種類と中間処理後の資源化や直接資源化しているものがあれば教えてください。また、今後具体的計画があれば教えてください。

行政区名	① 分別の種類：分別の種類・方法を示した資料があれば添付してください。	② 中間処理後資源化しているもの：	③ 収集後直接資源化しているもの：	④次の中で資源化したものの量を教えてください。（単位は t / 年）							⑤今後さらに資源化していく計画がある場合：
千代田区	「資源とごみの分け方出し方」冊子：区のHPに掲載	中間処理は清掃一部事務組合で行っているため、未記入とします	なし		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	888	253	2,035	962	404	16	
				2016年度	888	244	2,044	1,008	393	14	
				2017年度	896	241	2,000	1,047	409	14	
				2018年度	868	235	1,977	1,125	443	13	
				2019年度	881	240	1,987	1,254	461	11	
中央区	無回答	資源として回収したものすべて、不燃ごみ	無回答		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	2	0.41	1.85	1.43	0.57	0.45	
				2016年度	2.35	0.39	1.79	1.45	0.49	0.48	
				2017年度	2.42	0.35	1.64	1.49	0.46	0.47	
				2018年度	2.66	0.34	1.51	1.47	0.56	0.48	
				2019年度	2.93	0.34	1.47	1.57	0.62	0.51	
港区	別添「資源とごみの分別ガイドブック」の通り。	金属製品等、コード類、使用済み蛍光灯、羽毛ふとん、ふとん、廃木材	資源プラスチック、古紙、びん・缶、ペットボトル		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	陶磁器
				2015年度	3,557	642	4,661	2,840	1,005	2,189	
				2016年度	3,588	650	4,301	2,873	1,046	2,106	
				2017年度	3,548	655	4,674	2,409	1,024	2,133	
				2018年度	3,487	625	3,993	2,882	1,140	2,053	
				2019年度	3,473	610	3,842	3,297	1,164	2,099	
新宿区	別添「資源・ごみの正しい分け方・出し方」	①で分別した資源すべて	なし		瓶・缶	古紙	ペットボトル	その他のプラスチック	※古紙は段ボール含む		具体的なものはなし
				2015年度	4,882	6,003	1,303	1,808			
				2016年度	4,777	5,817	1,390	1,736			
				2017年度	4,641	5,890	1,471	1,658			
				2018年度	4,448	5,703	1,598	1,619			
				2019年度	4,484	6,259	1,667	1,640			
文京区	「文京区ごみと資源の分け方・出し方」参照	古紙・缶・瓶・ペットボトル・ペットボトルキャップ・発泡スチロール食品トレイ・プラスチック製ボトル容器・乾電池・衣類・インクカートリッジ・蛍光管・水銀使用計器類・粗大ごみ金属資源化	なし ※「中間処理」の定義が不明でしたので、搬入後に残渣や金属等の選別を行っているという観点で、直接資源化は「なし」としております。		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	現時点では新たな計画はありません。
				2015年度	2,468,242	482,368	6,682,782	2,969,296	818,621	4,716	
				2016年度	2,484,076	513,084	6,237,699	3,045,770	845,215	5,409	
				2017年度	2,476,184	538,192	5,909,564	3,256,012	857,687	5,930	
				2018年度	2,439,034	541,045	5,453,553	3,032,051	924,488	5,659	
				2019年度	2,465,239	582,153	5,305,379	3,118,420	905,314	6,989	
				※ 資源化された量ではなく回収量となります。 ※ 古紙（新聞・雑誌・紙バック・その他紙類）、その他プラスチック（ペットボトルキャップ・発泡スチロール食品トレイ・プラスチック製ボトル容器）							
台東区	無回答 添付あり	①で分別した資資源全て	なし		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	具体的なものはなし
				2015年度	2,457	610	1,204	1,242	829	66	
				2016年度	2,463	630	1,054	1,272	857	63	
				2017年度	2,441	627	1,015	1,202	887	62	
				2018年度	2,332	632	1,088	1,328	962	59	
				2019年度	2,305	667	1,270	1,476	994	57	
墨田区	無回答 添付あり	古紙、びん、缶、ペットボトル、食品トレイ、スプレー缶、水銀含有廃棄物、陶磁器	無回答		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	2,439	535	1,718	1,580	982	29	
				2016年度	2,431	555	1,612	1,638	1,012	27	
				2017年度	2,388	555	1,583	1,651	1,052	29	
				2018年度	2,353	556	1,496	1,645	1,145	29	
				2019年度	2,313	566	1,646	1,827	1,174	30	
江東区	別紙参照	別紙参照（容器包装プラスチック、びん・かん・ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロール、燃やさないごみ）	別紙参照（古紙類）		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	4,469t	1,054t	3,269t	2,256t	2,051t	2,415t	
				2016年度	4,522t	1,029t	3,050t	2,320t	1,994t	2,309t	
				2017年度	4,456t	1,026t	3,001t	2,379t	2,058t	2,365t	
				2018年度	4,458t	1,048t	2,922t	2,565t	2,225t	2,511t	
				2019年度	4,468t	1,074t	3,107t	2,800t	2,269t	2,440t	

品川区	「品川区資源・ごみの分け方・出し方」の冊子	容器包装プラスチック、ペットボトル、びん、缶、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、古着、使用済み小型電子機器、廃食用油、不用園芸土		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	2,349	912	4,853	2,920	1,305	1,001	
				2016年度	2,350	924	4,523	2,979	1,397	950	
				2017年度	2,351	922	4,360	3,019	1,436	863	
				2018年度	2,352	915	4,155	3,100	1,536	897	
				2019年度	2,353	956	4,086	3,325	1,574	1,004	
目黒区	無回答	瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器や包装	なし		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	特になし
				2015年度	3,050	824	※再資源化 取扱業者へ 売却してい		977	1,696	
				2016年度	3,016	814			998	1,609	
				2017年度	3,010	812			1,030	1,540	
				2018年度	2,915	785			1,080	1,544	
				2019年度	2,887	799			1,089	1,571	
大田区	無回答	古紙、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール、廃食用油、小型家電	無回答		瓶	缶	古紙(段ボール含む)	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答	
				2015年度	5,841	1,682	25,053	2,535			
				2016年度	5,725	1,665	24,960	2,636			
				2017年度	5,700	1,672	24,858	2,785			
				2018年度	5,577	1,678	24,544	2,957			
				2019年度	5,485	1,743	24,196	3,063			
世田谷区	無回答	古紙（新聞、雑誌類、紙パック、段ボール）、缶、ガラスびん、ペットボトル	ペットボトルキャップ、白色発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、廃食用油、金属、羽毛布団、携帯電話・スマートフォン・タブレット・電池パック ④担当者コメント→・H27～R1 カレット搬出量（H30,31は集団回収分のぞく）を記載・缶・古紙・段ボールについては回収量を記載。・容リ・再商品化事業者への引き渡し量を記載。		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	これまで拠点回収にて紙パックを回収していたが、令和3年2月より資源・ごみ集積所にて紙パックの回収を開始する。
				2015年度	8,675	2,315	14,825	9,225	2,131	9	
				2016年度	8,556	2,277	13,909	9,401	2,186	9	
				2017年度	8,471	2,254	13,239	9,615	2,248	8	
				2018年度	8,234	2,244	13,063	9,763	2,490	8	
				2019年度	8,192	2,303	13,714	10,231	2,577	8	
渋谷区	アンケート不参加	アンケート不参加	アンケート不参加	アンケート不参加							アンケート不参加
中野区	「資源とごみの分け方・出し方」リーフレットを添付	びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金属系粗大ごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、古紙、古布	乾電池、使用済み小型家電、蛍光管、廃食用油、インクカートリッジ		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	3,204.0	1,069.4	10,637.6	4,069.5	1,159.0	2,372.2	
				2016年度	3,133.9	1,045.6	9,573.8	3,891.2	1,179.3	2,356.0	
				2017年度	3,090.3	1,051.5	8,988.3	3,896.7	1,220.7	2,344.5	
				2018年度	2,979.0	1,052.9	8,243.3	3,947.5	1,306.6	2,334.7	
				2019年度	2,931.9	1,033.6	7,871.8	4,129.1	1,341.3	2,372.1	
杉並区	「ごみ・資源の収集カレンダー」添付	古紙（新聞紙、ダンボール、雑誌・雑がみ、紙パック）、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電、不燃金属、粗大金属、蛍光管等	ペットボトル（一部）		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	5.388	2.15	23.812	※古紙に 段ボール が含まれる	1.866	4.403	
				2016年度	5.294	2.097	22.552		1.916	4.443	
				2017年度	5.258	2.065	21.832		2.003	4.45	
				2018年度	5.107	1.986	21.414		2.134	4.405	
				2019年度	5.038	2.026	21.034		2.184	4.397	
豊島区	別添「豊島区 資源回収・ごみ収集のお知らせ」のP6～19、26～31をご覧ください。	なし	びん、かん、ペットボトル、プラスチック容器（シャンプー、リンス、ソース、ドレッシング、化粧品、洗剤、食用油のボトル）、トレイ、新聞、雑誌、本、牛乳パック、段ボール、厚紙製の箱、包装紙、古布		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	2,446	941	3,748	2,306	1,471	264	
				2016年度	2,505	946	3,103	2,434	1,281	261	
				2017年度	2,523	883	2,704	2,498	1,245	262	
				2018年度	2,572	771	2,344	2,537	1,321	106	
				2019年度	2,540	784	2,135	2,704	1,380	89	
北区	無回答	びん・缶・ペットボトル・古紙・金属類	一部のペットボトル		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	一般廃棄物処理基本計画では、プラスチックの資源について検討することとなっている
				2015年度	2,765	874	7,366	古紙に含	1,165	2	
				2016年度	2,717	879	7,016	古紙に含	1,216	2	
				2017年度	2,686	875	6,739	古紙に含	1,257	2	
				2018年度	2,602	858	6,365	古紙に含	1,351	2	
				2019年度	2,567	873	6,363	古紙に含	1,388	2	
荒川区	アンケート不参加	アンケート不参加	アンケート不参加	アンケート不参加							アンケート不参加

板橋区	無回答	※清掃一組所管	リターナブル瓶		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	なし
				2015年度	4,528t	1,644t	2,849t	2,055t	1,942t	21t	
				2016年度	4,411t	1,616t	2,779t	2,085t	1,978t	30t	
				2017年度	4,322t	1,629t	2,558t	2,161t	2,010t	33t	
				2018年度	4,168t	1,636t	2,405t	2,229t	2,151t	34t	
				2019年度	4,060t	1,533t	2,402t	2,367t	2,244t	36t	
練馬区	下記URLから資源・ごみの分け方と出し方をご確認ください。 https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/gomi/wakekata/index.html	容器包装プラスチック、古紙、びん・缶、ペットボトル、電池、廃食用油、金属類、小型家電、布団、蛍光管	なし	※区回収のみ (集団回収除く)	瓶	缶	古紙（新聞・雑誌・紙バック）	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック（容器包装プラスチック）	不燃ごみの資源化（金属類）
				2015年度	5,462	1,893	9,702	5,857	2,086	5,166	
				2016年度	5,319	1,868	8,607	5,822	2,136	5,069	
				2017年度	5,236	1,846	8,325	5,813	2,172	5,056	
				2018年度	5,054	1,842	8,151	5,771	2,299	5,089	
				2019年度	4,965	1,893	8,143	6,026	2,354	5,192	
足立区	燃やすごみ、燃やさないごみ、びん、缶、ペットボトル、古紙、粗大ごみ	びん、缶、ペットボトル、食品トレー、燃やさないごみ、古紙、粗大ごみ（金属類、木材、布団類）	なし		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	5,109	1,494	3,006	3,614	2,135	0	
				2016年度	4,996	1,486	2,763	3,650	2,186	0	
				2017年度	4,931	1,467	2,585	3,616	2,267	0	
				2018年度	4,730	1,469	2,575	3,639	2,423	0	
				2019年度	4,589	1,512	3,024	4,353	2,645	0	
葛飾区	葛飾区ホームページ「葛飾区の資源とごみ処理の流れ」をご覧ください。	古紙・びん・缶・食品トレイ・ペットボトル・プラスチック製容器包装・小型家電・古布・蛍光管・乾電池	なし		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	燃やさないごみからの資源化
				2015年度	3,332	817	5,447	2,964	1,406	0	
				2016年度	3,114	829	5,027	3,089	1,421	0	
				2017年度	3,071	831	5,055	3,154	1,473	0	
				2018年度	2,952	829	5,044	3,210	1,549	0	
				2019年度	2,882	928	5,225	3,436	1,622	0	
江戸川区	無回答	鉄、アルミニウム、古紙、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、小型家電、蛍光管	無回答		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	国の制度にともない、プラスチック製品の資源化
				2015年度	5209.34	1448.40	3915.55	3968.61	2397.56	2509.65	
				2016年度	5083.24	1415.56	3629.27	4018.78	2153.60	2481.32	
				2017年度	5070.20	1400.36	3577.36	4194.75	2508.74	2451.66	
				2018年度	4838.72	1400.20	3630.47	4321.09	2606.11	2417.94	
				2019年度	4813.40	1487.77	3880.37	4636.90	2647.59	2475.08	
※瓶はリターナブルびんを除く、その他のプラスチックは容器包装プラスチックのみ					瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	令和4年度より、剪定枝の戸別収集を予定している
2015年度	4,361	1,392	12,239	4,097	1,590	5,029					
2016年度	4,171	1,350	11,467	4,122	1,636	5,005					
2017年度	4,040	1,312	10,939	4,132	1,612	5,038					
2018年度	3,884	1,299	10,731	4,186	1,696	5,147					
2019年度	3,695	1,317	10,759	4,439	1,661	5,228					
立川市	https://www.city.tachikawa.lg.jp/kurashi/gomi/gomidashi/index.html ■今後の計画に対して聞き取り 回答 計画はない	缶、びん、紙類、古布、プラスチック等	せん定枝		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	1,358	444	4,145	1,157	491	2,441	
				2016年度	1,334	431	4,105	1,213	490	2,351	
				2017年度	1,263	297	3,950	1,256	492	2,187	
				2018年度	1,240	433	3,783	1,238	475	2,201	
				2019年度	1,191	435	3,660	1,279	561	2,115	
武蔵野市	以下の10分別。 燃やすごみ・燃やさないごみ・ペットボトル・プラスチック製容器包装・古紙・古着・びん・缶・危険/有害ごみ・粗大ごみ	市直営の資源物中間処理施設はなし。 市が民間機関に委託して、資源物（6種類：ペットボトル・プラ・びん・缶・古紙・古布）の中間処理を行っている。	なし。		瓶	缶	古紙(新聞、古本、ざつがみ、段ボール)	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	なし。
				2015年度	1,432	427	6,204	左に含まれる	447	1,750	
				2016年度	1,412	422	6,084	同上	433	1,765	
				2017年度	1,374	417	5,928	同上	429	1,805	
				2018年度	1,344	404	5,806	同上	474	1,822	
				2019年度	1,264	375	5,902	同上	458	1,796	
三鷹市	無回答	ペットボトル、プラスチック、びん・缶、古紙、古着	無回答		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	1,644	391	5,774	1,554	525	1,990	
				2016年度	1,648	392	5,415	1,612	538	1,937	
				2017年度	1,773	392	5,187	1,617	556	1,809	
				2018年度	1,749	387	5,015	1,617	587	1,746	
				2019年度	1,684	409	4,924	1,700	581	1,925	

青梅市	無回答	鉄、アルミなどの金属類、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型家電、布団、自転車、カン、古紙、繊維、ビン、ガラス、陶磁器など	せん定枝		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	特になし
				2015年度	799.37	314.83	2,347.67	586.62	389.68	1,416.81	
				2016年度	762.99	296.54	2,257.46	589.36	400.43	1,410.45	
				2017年度	730.17	293.44	2,197.72	594.19	392.19	1,379.59	
				2018年度	686.85	285.31	1,978.31	599.94	385.39	1,408.65	
				2019年度	668.09	291.62	2,024.31	625.17	373.42	1,366.09	
府中市	https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/gomirisaikuru/dashikata/gominodasikata.html	びん、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック、蛍光管、乾電池、家具、自転車、剪定枝	新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古布		瓶(本)	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	2,063	622	5,260	1,578	821	4,306	
				2016年度	2,013	631	5,040	1,578	841	4,322	
				2017年度	1,972	619	4,845	1,593	835	4,065	
				2018年度	1,930	614	4,718	1,654	868	4,020	
				2019年度	1,889	633	4,569	1,708	907	4,044	
昭島市	「あきしまし 資源とごみの分け方・出し方」お手数ですが、昭島市ホームページでご確認ください。	瓶、缶、鉄くず、ガラアルミ、プラスチック、ペットボトル、廃小型電子機器、電線類、リチウムイオン電池、焼却残さなど	生きびん、古紙、段ボール、白色トレイ、乾電池、廃スプレー缶、テープ類、拠点回収による古着・使用済みインクカートリッジなど		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（現計画の計画期間（平成28年度～令和7年度）であることから、令和3年度に中間見直しを行う予定です。 ）
				2015年度	548	339	1,958	785	319	1,537	
				2016年度	564	332	1,797	786	322	1,525	
				2017年度	483	329	1,790	800	323	1,474	
				2018年度	501	325	1,722	818	350	1,505	
				2019年度	509	322	1,716	854	356	1,542	
調布市	調布市ごみリサイクルカレンダーのとおリ	古紙、古布、ビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック	不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ		瓶	缶	古紙	段ボール(古紙を含む)	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	1,967	584	10,565	※	692	2,635	
				2016年度	1,950	582	9,850	※	717	2,597	
				2017年度	1,914	578	9,523	※	725	2,567	
				2018年度	1,827	581	9,285	※	747	2,542	
				2019年度	1,776	593	9,114	※	780	2,805	
町田市	別紙 2019年度清掃事業概要 P9参照	ペットボトル、容器包装プラスチック、ビン、カン、紙パックなど	古紙類、古布など 別紙 2019年度清掃事業概要 P12参照		瓶	缶	古紙	段ボール(古紙に含まれる)	ペットボトル	その他のプラスチック	JR横浜線以南地域以外の容器包装プラスチック
				2015年度	3,043	1,013	8,885		934	191	
				2016年度	2,959	1,008	8,521		955	579	
				2017年度	2,900	951	8,178		984	519	
				2018年度	2,764	921	7,830		1,027	538	
				2019年度	2,721	933	7,710		1,016	520	
				2019年度清掃事業概要 P15参照							
小金井市	・小金井市ごみ・リサイクルカレンダー（市ホームページに掲載）をご覧ください。	・燃やさないごみ、プラスチックごみ、鉄くず、金属、アルミくず、小型家電、粗大ごみ	・新聞、段ボール、紙パック、雑誌、くつ、かばん、布類、剪定枝、難再生古紙、トレイ、ペットボトルキャップ		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	1,049	265	3,452	1,090	312	2,163	
				2016年度	1,020	264	3,661	1,116	320	2,177	
				2017年度	1,032	255	3,634	1,085	326	2,174	
				2018年度	999	260	3,541	1,075	348	2,181	
				2019年度	961	266	3,549	1,099	350	2,195	
小平市	（収集カレンダーP2「資源・ごみのマーク」のコピーを添付します）	ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装	段ボール、シュレッダーくず、雑誌(本)・雑がみ、ふとん、古布類、有害性資源、金属製のなべ等		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	特になし
				2015年度	1,319	475	5,799	←古紙を含む	563	605	
				2016年度	1,298	490	5,611		579	651	
				2017年度	1,276	480	5,444		597	690	
				2018年度	1,282	484	5,877		669	756	
				2019年度	1,169	442	5,795		453	1,755	
※プラ製容器包装の他、白色トレイ、キャップを含む											
日野市	・スチール缶、アルミ缶、びん、新聞、雑誌・雑紙類、段ボール、紙パック類、古着・古布類、小型家電・金属類、ペットボトル、トレイ類 ・ゴミカレンダー http://www.city.hino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/863/r2kyotu.pdf	①と同じ、全て異物除去、破碎、梱包等の中間処理を行っている。	なし		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	現時点で決定しているものではありません
				2015年度	1,297,850	367,231	3,753,250	1,506,220	330,020	147,490	
				2016年度	1,289,010	364,180	3,499,140	1,503,730	345,770	152,100	
				2017年度	1,261,130	351,812	3,480,080	1,548,630	363,070	157,890	
				2018年度	1,214,750	351,898	3,372,430	1,528,330	375,500	151,620	
				2019年度	1,218,850	365,730	3,373,680	1,651,240	373,820	105,790	
東村山市	ごみ資源収集カレンダーを添付します。	びん、かん、有害物、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙、古着	粗大ごみに含まれる廃家電類等		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	901	448	5,233	1,455	222	2,509	
				2016年度	833	447	4,990	1,436	199	2,495	
				2017年度	886	438	4,764	1,459	263	2,391	
				2018年度	873	436	4,453	1,451	365	2,216	
				2019年度	879	451	4,274	1,481	361	2,291	

国分寺市	無回答	紙類・金属類・ピン・プラスチック類	剪定枝・ペットボトル・食品残渣		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	1,035	372	3,365	1,003	66	2,155	
				2016年度	1,032	384	3,148	1,019	70	2,162	
				2017年度	1,019	364	2,968	1,027	85	2,173	
				2018年度	1,021	348	2,862	1,017	100	2,318	
				2019年度	1,038	355	2,816	1,066	96	2,351	

国立市	無回答	可燃、不燃、容器包装プラ、びん、かん、ペット、小型家電、有害、危険物、粗大	紙類・古布類、せん定枝等		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	663	215	1,762	700	221	693	
				2016年度	654	216	1,645	698	229	694	
				2017年度	634	205	1,694	686	214	660	
				2018年度	594	201	1,717	634	230	646	
				2019年度	567	207	1,632	627	219	600	

福生市	無回答	小型家電、缶、金属、ビン、ペットボトル、プラスチックボトル、硬質プラスチック、容器包装プラスチック、有害ごみ、枝木・葉	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古着・古繊維		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	485	309	1,571	374	187	739	
				2016年度	466	312	1,504	377	193	674	
				2017年度	457	298	1,416	383	180	678	
				2018年度	430	303	1,294	385	197	678	
				2019年度	400	303	1,259	401	190	682	

狛江市	※下部に表貼付け	ビン・缶・ペットボトル	無回答		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	587	186	2,118	740	218		
				2016年度	586	188	2,017	728	217		
				2017年度	577	189	1,944	754	223		
				2018年度	548	191	1,883	766	243		
				2019年度	568	202	1,846	796	244		

東大和市	別添	鉄、アルミ、小型家電、紙類、繊維	粗大ごみについては、鉄類を資源化。		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	該当なし
				2015年度	544	191	1,686	635	182	928	
				2016年度	531	182	1,607	616	183	880	
				2017年度	526	178	1,518	591	157	845	
				2018年度	485	173	1,518	590	164	840	
				2019年度	485	195	1,522	600	144	733	

清瀬市	ごみ分別マニュアル参照 https://www.gomisaku.jp/0015/	エコセメント	鉄類、剪定枝等		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	2,986	1,070	1,221	511	1,256	1,008	
				2016年度	2,907	1,050	1,164	519	1,259	993	
				2017年度	2,874	1,025	1,079	526	976	988	
				2018年度	2,713	1,004	1,110	536	962	973	
				2019年度	2,633	997	1,094	546	979	899	
				※その他のプラスチックは容器包装プラスチック							

東久留米市	無回答	無回答	鉄類、アルミ類、エコセメント		瓶	缶	古紙※	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	1055	356	2536	—	420	1432	
				2016年度	1000	355	2598	—	433	1522	
				2017年度	941	333	3241	—	269	1739	
				2018年度	903	322	3354	—	303	1640	
				2019年度	880	338	3496	—	251	1726	
				※本市の集計は紙・布類となっている							

武蔵村山市	・ごみ収集説明書・ごみ分別辞典（粗大ごみについて抜粋）	・プラスチック、ペットボトル	・古紙、布、枝、ぬいぐるみ、かばん、ベルト		瓶	缶※2	古紙※3	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	465	129	1,677	583	210	748	
				2016年度	462	128	1,564	563	215	729	
				2017年度	439	131	1,445	540	211	764	
				2018年度	411	129	1,423	489	213	794	
				2019年度	401	138	1,430	510	164	670	
				※2 アルミ缶のみ ※3 新聞紙、雑誌・雑紙の合計							

多摩市	無回答	無回答	無回答		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	現時点なし
				2015年度	1144.26	341.23	2304.15	866.15	459.33	955.36	
				2016年度	1127.99	337.49	2077.11	846.56	473.19	970.76	
				2017年度	1099.92	344.05	2025.03	871.41	499.52	985.85	
				2018年度	1021.49	307.69	2071.04	873.78	526.39	981.25	
				2019年度	1014.91	341.23	1957.03	886.09	537.02	1022.09	

稲城市	市HP（ごみ・リサイクルカレンダー）	鉄・アルミ・焼却灰・羽毛布団	古紙（新聞・雑誌・雑紙・ダンボール・牛乳パック）、古布、びん、缶、ペットボトル、金属物、有害物（乾電池・充電池・蛍光管・充電式電池内蔵型小型家電・スプレー缶・ガスボンベ・ライター）、小型家電、発泡スチロール・発泡トレイ		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック:発泡スチロール・発泡トレイ	無回答
				2015年度	624	204	1,384	576	267	6	
				2016年度	620	205	1,341	592	268	6	
				2017年度	605	202	1,284	597	298	6	
				2018年度	594	200	1,218	608	321	6	
				2019年度	597	206	1,226	644	326	6	
羽村市	資料を添付します。確認をお願いします。	缶・瓶・容プラ・硬プラ・金属・紙パック・ペットボトル・白トレイ	紙・古着・古繊維		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	令和8年度までに平成22年度比総資源化率を42.8%にする計画です。
				2015年度	445	202	2,090	419	178	567	
				2016年度	431	196	1,981	400	165	506	
				2017年度	411	190	1,883	389	171	499	
				2018年度	401	187	1,795	384	186	513	
				2019年度	381	188	1,747	384	179	512	
あきる野市	アンケート不参加	アンケート不参加	アンケート不参加	アンケート不参加							アンケート不参加
西東京市	別添「ごみ資源物収集カレンダー」のとおり https://www.city.nishitokyo.lg.gp/kurasi/gomi_recycle/gomi-calebder/gomikarenda-020911.files/kyoutuu020911.pdf 西東京市ホームページ⇒くらし・手続き⇒ごみ・リサイクル⇒ごみ・資源物収集カレンダーを参照ください	びん・缶 等	金属類・廃食用油 等		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	不明	不明	4,873	1,520	不明	2,354	
				2016年度	不明	不明	4,578	1,521	不明	2,367	
				2017年度	不明	不明	4,362	1,544	不明	2,248	
				2018年度	不明	不明	4,096	1,563	不明	2,293	
				2019年度	不明	不明	3,969	1,563	不明	2,415	
瑞穂町	無回答	瓶・缶・ペットボトル・雑がみ・容プラ	ダンボール・雑誌・新聞・紙パック・繊維類		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	247	114	1,162	267	112	354	
				2016年度	227	117	1,096	255	120	356	
				2017年度	233	110	1,040	261	124	374	
				2018年度	229	105	969	261	125	374	
				2019年度	217	110	987	265	112	389	
日の出町	別紙	無回答	古布、古紙、ペットボトル、使用済小型電子機器、白色トレイ		瓶	缶(缶以外の金属も含む)	古紙	段ボール(古紙に含む)	ペットボトル	その他のプラスチック(白色トレイのみ)	無回答
				2015年度	96	80	365	-	15	0	
				2016年度	95	216	391	-	22	1	
				2017年度	85	78	364	-	23	0	
				2018年度	80	145	346	-	25	0	
				2019年度	70	148	355	-	27	0	
檜原村	無回答	スラグ、鉄類、アルミ	鉄類、アルミ		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	2	4	50	28	5	0	
				2016年度	2	5	47	28	6	0	
				2017年度	2	4	47	29	7	0	
				2018年度	2	4	50	30	7	0	
				2019年度	2	4	48	27	7	0	
奥多摩町	無回答	鉄類、アルミ類	紙類、布類、鉄類、アルミ類、びん類、ペットボトル、使用済小型電子など		瓶	缶	古紙	段ボール	ペットボトル	その他のプラスチック	無回答
				2015年度	78	29	226	114	21		
				2016年度	70	33	210	76	17		
				2017年度	58	30	183	70	17		
				2018年度	61	31	183	72	18		
				2019年度	51	26	168	64	18		
				プラスチック類は可燃ごみで回収し、焼却でのサーマルリサイクルを							

行政区名	別添えより抜粋	
港区	資源：プラスチック（汚れは落とす）古紙、ペットボトル、びん、かん　可燃ごみ：生ごみ、汚れが落とせないプラスチック、資源に出せない紙類、ゴム・皮革製品、CD・ビデオテープ等、衣類・紙おむつ等、その他（少量の枝、廃食用油、タバコの吸殻、竹串、粘着テープ、スポンジ、保冷剤）　不燃ごみ：陶磁器・ガラス類、金属類、30cm未満の小型家電製品、カセットボンベ・スプレー缶等、電球・蛍光灯	西東京市
新宿区	別添えなし	日の出町
文京区	可燃ごみ:生ごみ・紙くず・木くず・その他（紙おむつ・凝固剤で固めた油・汚れた衣類・布類）　不燃ごみ: 金属類、ガラス・陶磁器類、汚れの落ちないびん・缶、水銀を含むもの、ライター　資源：新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、【資源として回収できないもの　紙コップ、写真、カーボン紙、感圧紙、感熱紙（レシート）、ちり紙、圧着はがき、ビニールコート紙など→可燃ごみとして出してください。】、【資源として回収できないもの　割れたびん、油などで汚れたびん・缶→不燃ごみとして出してください。油などで汚れたペットボトル→可燃ごみとして出してください。】	資源A：紙類、布類　　B：缶・金属類、びん類、使用済小型電　子機器、ペットボトル、白色トレイ
台東区	燃やすごみ（資源を除く）：　燃やさないごみ（資源を除く）：　資源（再生利用を目的として区が分別して収集するもの）：紙類、びん・缶類、ペットボトル、食品発泡トレイ・カップ、紙パック、乾電池、古布、ビデオテープ類、廃食油、蛍光灯、小型家電、集団回収品目	
墨田区	資源物：古紙【新聞（折り込みチラシ含む。）雑誌（週刊誌・単行本・カタログ・雑紙含む。）段ボール】、紙パック、缶、びん、ペットボトル、食品トレイ　燃やすごみ：生ごみ、リサイクルできない紙類、竹串、プラスチック製品、革・ゴム製品、衛生用品（おむつ・ねこ砂・ペット用シートなど）、食用油、少量の植木の枝・葉など　燃やさないごみ：原則として一辺の長さが30cm以上の物は「粗大ごみ」です。金属類、刃物類、電化製品、ガラス製品、陶磁器、蛍光灯、電球、家庭用水銀体温計・血圧計、金属部分の割合が多くはずせないもの（傘など）、スプレー缶、カセット式ボンベ、ライターなど	
江東区	資源：古紙（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール）、びん、かん、ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロール　容器包装プラスチック：  マークのついたプラスチック製の容器包装　燃やすごみ：生ごみ、木くず、紙くず、製品プラスチック、ゴム、皮革製品、廃食用油、汚れの落ちない容器包装プラスチック・ペットボトル　燃やさないごみ：①蛍光管、乾電池・ボタン電池、水銀体温計・血圧計など（水銀を含む製品）②スプレー缶・カセットボンベなど（燃やさないごみ【発火性】）③陶器、ガラス、小型金属製品など（燃やさないごみ）3種類に分ける。	
品川区	資源【プラスチック製容器包装、ペットボトル・びん・缶（飲食用）、古紙（新聞・段ボール・雑誌類）、蛍光灯、水粗大ごみ銀体温計・水銀血圧計、乾電池】　燃やすごみ：　陶器・ガラス・金属ごみ：　粗大ごみ：	
中野区	資源【古紙（古着・古布も回収）、びん・缶・ペットボトル、プラスチック製容器包装】燃やすごみ:　陶器・ガラス・金属ごみ:	
杉並区	別添えなし	
豊島区	びん・かん・ペットボトル類:　紙・布類:燃やすごみ:　金属・陶器・ガラスごみ:	
町田市	燃やせるごみ: 燃やせないごみ: 粗大ごみ: 落ち葉・草・剪定くず: 有害ごみ: 資源:ビン・カン、古紙・古着、剪定枝、容器包装プラスチック【JR横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで分別収集を実施】、白色発泡トレイ、紙パック、ペットボトル、家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、その他資源化可能物、小型家電　臨時ごみ:	
小平市	資源:ビン、カン、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパン、段ボール、新聞紙、ふとん、雑誌・本・雑がみ、シュレッターくず、古布類、有害性資源	
東村山市	燃やせるごみ:生ごみ、汚れや破損がひどい衣類、ぼろ布、布やわたでできているもの、リサイクルできない紙類、ティッシュペーパーなどの紙くず類、衛生上焼却処分が必要なもの、その他　使い捨てカイロ、保冷剤（簡易用）、乾燥剤など　燃やせないごみ：金属類・ガラス類・陶磁器・ゴム製品・革製品など、プラスチック類（容器包装プラスチック以外）、小型家電製品、その他　スポンジ、ウレタン、カップ、傘など　資源：容器包装プラスチック、ペットボトル、古着、古紙、びん・かん、有害物	
東大和市	別添えなし	
武蔵村山市	燃やせるごみ：　燃やせないごみ：　資源：（使用済小型電子機器、容器包装プラスチック・ペットボトル、かん・金属、ライター・びん・有害物、古紙・布・枝・ぬいぐるみ・かばん・ベルト）	
羽村市	資源A（無料）：新聞・折込チラシ、雑紙、雑誌、ダンボール、古着・古繊維　資源B（無料）：空き缶、空きびん、容器包装プラスチック　硬質プラスチック（無料）：硬質プラスチック　金属（無料）：金属　　ペットボトル（無料）：ペットボトル　拠点回収（無料）：白色トレー、紙パック　燃やせるごみ（有料）：　燃やせないごみ（有料）：　有害ごみ（無料）：有害ごみ　粗大ごみ（有料）：粗大ごみ	

狛江市3-①

一般廃棄物の種類		収集運搬	中間処理		最終処分	
		主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
ごみ	可燃ごみ	市 (委託)	クリーン センター	焼却	東京たま 広城資源	エコ セメント化
	不燃ごみ		多摩川	破砕後 焼却	循環組合	
	廃火物		民間業者に委託			
	有害ごみ		民間業者に委託			
	粗大ごみ		クリーン センター	破砕後 焼却	東京たま 広城資源	エコ セメント化
	持ち込み (可燃ごみ)	一	多摩川	焼却	循環組合	
資源物	ビン	市 (委託)	狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・ 減容	民間業者に委託	
	缶					
	古紙		民間業者に委託			
	古布	市				
	ペットボトル	(委託)	狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・ 減容	民間業者に委託	
	ガラス・陶磁器・金属		民間業者に委託			
	暖水せん 窓材 使用済み 小型家電					

八王子市3-①の表

		主　　　な　　　分　　　類	排　　　出　　　方　　　法
家庭系ごみ	可　燃　ご　み	生ごみ、紙おむつ、草、芝、木の枝葉、プラスチック製品（容器包装以外のもの）、革・ゴム製品等	指定収集袋（青）で排出する。 残は束ねて、黒、黄緑、又は透明又は半透明の袋で排出する。
	不　燃　ご　み	金属・ガラス・せともの類	指定収集袋（黄）で排出する。 （危険な物は厚紙で包む等の工夫をして排出する。）
	有　害　ご　み	乾電池、蛍光管、水銀体温計、ボタン電池、スプレー缶、ガスボンベ、ライター、炭酸ガスカートリッジ	透明又は半透明の袋で排出する。（スプレー缶、ガスボンベ、ライター、炭酸ガスカートリッジは、中身の使い切ったもの）
	粗　大　ご　み	家具、家電製品（家電リサイクル法対象品とパソコンは除く）、自転車等	収集（依頼）又は直接搬入する。
資源物	古　紙	新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック	ひもで十字にしぼる。シュレッター紙は紙袋に入れる。
	空　き　び　ん	飲料や食品の入っていたびん	ふたをとり水ですすぐ。
	空　き　缶	飲料や食品の入っていた缶	水ですすぎ、軽くつぶす。
	古　着　・　古　布	衣類、シーツ、タオル、毛布等	透明又は半透明の袋で排出する。
	容　器　包　装　プ　ラ　ス　チ　ック	プラマークがついているもの	汚れを落とすとして排出する。
ペ　ット　ボ　トル		清涼飲料、醤油、酒、みりん等	キャップとラベルをとり水ですすぎ、軽くつぶす。

問 4. 廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等の測定について、測定者、測定時期、測定回数について教えてください。 【斜字】は補足説明

	行政区名	2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
		測定者	焼却施設	測定回数と時期	測定者	焼却施設	測定回数と時期	測定者	焼却施設	測定回数と時期	測定者	焼却施設	測定回数と時期	測定者	焼却施設	測定回数と時期
1	千代田区	焼却施設は、清掃一部事務組合の所管のため、区にはデータはありません。														
2	中央区	二十三区清掃一部事務組合	中央清掃工場	冬	二十三区清掃一部事務組合	中央清掃工場	冬	二十三区清掃一部事務組合	中央清掃工場	冬	二十三区清掃一部事務組合	中央清掃工場	冬	二十三区清掃一部事務組合	中央清掃工場	冬
3	港区	※港清掃工場は東京二十三区清掃一部事務組合が所管しています。恐れ入りますが、そちらへお問い合わせ願います。※なお港区は区内の港清掃工場からダイオキシン類も含めた環境影響調査について定期的に報告を受け環境基準を超える値を検出していないことを確認しています。														
4	新宿区	※東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理しているため、区では実施していない。 ☒ ☒ ☒														
5	文京区		施設なし			施設なし			施設なし			施設なし			施設なし	
6	台東区	※東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理しているため区では実施していない														
7	墨田区	焼却は、清掃一組にて実施														
8	江東区	※東京二十三区清掃一部事務組合で清掃工場を運営しているため、詳細は一部事務組合にお問い合わせください。														
9	品川区	(測定者について、品川区では把握しておりません。)														
		23区清掃一部事務組合	品川工場	4 回春夏秋冬	23区清掃一部事務組合	品川工場	4 回春夏秋冬	23区清掃一部事務組合	品川工場	4 回春夏秋冬	23区清掃一部事務組合	品川工場	4 回春夏秋冬	23区清掃一部事務組合	品川工場	4 回春夏秋冬
10	目黒区	無回答														
11	大田区	(廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等の測定については)東京二十三区清掃一部事務組合で測定しています。内容はホームページで公開しております。https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/gijutsu/kankyo/toke/chosa/dioxin/kekka.html														
12	世田谷区	サンプル採取：環境技術研究所 分析：ユーロフィン日本環境（入札で決定） 世田谷・千歳 ☒ 4 回（おおよそ春夏秋冬）														
		調査先：23区清掃一部事務組合 施設管理部技術科作況推進係 【注】世田谷生活者ネットワーク調べ】														
13	渋谷区	アンケート不参加														
14	中野区	回答不要														
15	杉並区	工場建替え工事中			同左			(株)環境技術研究所 ユーロフィン日本環境(株)	杉並清掃工場	2 回(下半期)	同左	同左	4 回 四半期毎	同左	同左	同左
16	豊島区	ユーロフィン日本環境株式会社	豊島清掃工場	4 回 春夏秋冬	ユーロフィン日本環境株式会社	豊島清掃工場	4 回 春夏秋冬	ユーロフィン日本環境株式会社	豊島清掃工場	4 回 春夏秋冬	ユーロフィン日本環境株式会社	豊島清掃工場	4 回 春夏秋冬	ユーロフィン日本環境株式会社	豊島清掃工場	4 回 春夏秋冬
17	北区	※清掃工場の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合が行っているため下記HP参照。https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/gijutsu/kankyo/toke/chosa/dioxin/kekka.html 【注】下線部「合」の字はまとめの段階で加筆】														
18	荒川区	アンケート不参加														
19	板橋区	清掃一組所管														
20	練馬区	※焼却施設は東京23区清掃一部事務組合の保有で、測定も組合がおこなっている。2015年から光が丘清掃工場は建て替えに入っています。2015年までは練馬清掃工場が建て替えをしていました。														
			光が丘清掃工場	2 回/年 建て替え		練馬清掃工場	4 回/年 特に決めていない		練馬清掃工場	4 回/年 特に決めていない		練馬清掃工場	4 回/年 特に決めていない		練馬清掃工場	4 回/年 特に決めていない
21	足立区	無回答 東京二十三区清掃一部事務組合で実施 下線：東京ネット加筆														
22	葛飾区	無回答														
23	江戸川区	ユーロフィン日本環境(株)	江戸川清掃工場	4回/年(春夏秋冬)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
		※清掃一組HPより。ただし「測定者（委託先）」は江戸川清掃工場に確認。														
24	八王子市	(株)むさしの計測	戸吹清掃工場	年 2 回(各炉) 春、秋	(株)むさしの計測	戸吹清掃工場	年 2 回(各炉) 春、秋	(株)むさしの計測	戸吹清掃工場	年 2 回(各炉) 春、秋	(株)むさしの計測	戸吹清掃工場	年 2 回(各炉) 春、秋※ 2 号炉のみ改良工事で長期停止のため春 1 回	(株)むさしの計測	戸吹清掃工場	年 2 回(各炉) 春、秋
		ECC	北野清掃工場	年 6 回（隔月）	東京テクニカル	北野清掃工場	年 6 回（隔月）	ECC	北野清掃工場	年 6 回（隔月）	ECC	北野清掃工場	年 6 回（隔月）	ECC	北野清掃工場	年 6 回（隔月）
25	立川市	(株)伊藤公害調査研究所	清掃工場	5 回	同左	同左	5 回	同左	同左	6 回	同左	同左	6 回	同左	同左	7 回

26	武蔵野市	ユーロフィン日本環境(株)東京事業所	武蔵野クリーンセンター(旧施設)	2回 夏と冬	東京テクニカルサービス(株)	同左	1回 秋	東京テクニカルサービス(株)	武蔵野クリーンセンター(新施設)	2回 夏と冬	東京テクニカルサービス(株)	同左	2回 夏と冬	東京テクニカルサービス(株)	同左	2回 夏と冬
27	三鷹市	JFEテクノロジーサーチ株式会社	クリーンプラザふじみ	年2回 夏・冬	同左	クリーンプラザふじみ	同左	同左	クリーンプラザふじみ	同左	同左	クリーンプラザふじみ	同左	同左	クリーンプラザふじみ	同左
28	青梅市	該当なし	西多摩清掃組合環境センター※	3つの炉ごとに重ならないように年3回測定	該当なし	同左	同左	該当なし	同左	同左	該当なし	同左	同左	該当なし	同左	同左
			※青梅市のほか、福生市、羽村市、瑞穂町で構成している焼却施設。下線：東京ネット加筆													
29	府中市	・稲城市、狛江市、国立市と同じ。														
30	昭島市	(株)むさしの計測	昭島市清掃センター	4回/年：春夏秋冬	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
31	調布市	JFEテクノロジーサーチ株式会社	クリーンプラザふじみ	2回 /年 夏と冬	JFEテクノロジーサーチ株式会社	クリーンプラザふじみ	2回 /年 夏と冬	JFEテクノロジーサーチ株式会社	クリーンプラザふじみ	2回 /年 夏と冬	JFEテクノロジーサーチ株式会社	クリーンプラザふじみ	2回 /年 夏と冬	JFEテクノロジーサーチ株式会社	クリーンプラザふじみ	2回 /年 夏と冬
32	町田市	東京テクニカル・サービス(株)	2～4号炉	2号5回（5・7・11・1・2月）3号2回（4・9月）4号4回（6・8・10・3月）	ユーロフィン日本環境(株)	2～4号炉	2号2回（6・10月）3号4回（5・8・12・1月）4号5回（4・7・9・11・2月）	ユーロフィン日本環境(株)	2～4号炉	2号3回（5・8・11月）3号4回（4・6・10・2月）4号4回（7・9・12・1月）	東京テクニカル・サービス(株)	2～4号炉	2号3回（4・10・12月）3号4回（5・7・9・2月）4号4回（6・8・11・1月）	東京テクニカル・サービス(株)	2～4号炉	2号4回（4・5・8・1月）3号3回（7・9・12月）4号4回（6・10・11・2月）
				※別紙 清掃事業概要 資料編P83参照												
33	小金井市	※以下の施設については平成27年度～平成31年度内の広域支援先可燃ごみ処理施設です。														
	(多摩川衛生組合)	むさしの計測	クリーンセンター多摩川	4回春夏秋冬	同左	同左	4回春夏秋冬	同左	同左	4回春夏秋冬	同左	同左	4回春夏秋冬	同左	同左	4回春夏秋冬
	(昭島市)	むさしの計測		清掃センター		年 4 回（5、8、11、1月）										
	(国分寺市)	むさしの計測		国分寺市清掃センター		・月1回実施で2015年度～2018年度は年12回 ・2019年度は1月までの年10回										
	(西多摩衛生組合)	サンプル採取：環境技術研究所 分析：ユーロフィン日本環境（入札で決定） 世田谷・千歳 図4回（おおよそ春夏秋冬）														
	(ふじみの衛生組合)	JFEテクノロジーサーチ株式会社		クリーンプラザふじみ		年2回（7、11月）										
	(柳泉園組合)	帝人エコサイ エンス株式会 社		柳泉園組合		年5回（5、7、9、11、1月）										
34	小平市	帝人エコ・サイエンス株式会社	3号ごみ焼却施設4・5号ごみ焼却施設	各炉1回 3号炉：10月15日 4号炉：10月14日 5号炉：12月17日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3号ごみ焼却施設4・5号ごみ焼却施設	各炉1回 3号炉：6月1日 4号炉：5月31日 5号炉：9月2日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3号ごみ焼却施設4・5号ごみ焼却施設	各炉1回 3号炉：6月27日 4号炉：7月18日 5号炉：2月15日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3号ごみ焼却施設4・5号ごみ焼却施設	各炉1回 3号炉：5月31日 4号炉：6月1日 5号炉：6月29日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3号ごみ焼却施設4・5号ごみ焼却施設	各炉1回 3号炉：6月11日 4号炉：8月6日 5号炉：6月10日
35	日野市	環境管理センター	日野市クリーンセンター	1炉2回×2炉＝4回 次期は運転状況に応じて実施	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
36	東村山市	(株)むさしの計測	秋水園ごみ焼却施設	1回（1号炉7月、2号炉10月）	(株)むさしの計測	秋水園ごみ焼却施設	1回（1号炉7月、2号炉10月）	(株)むさしの計測	秋水園ごみ焼却施設	1回（1号炉7月、2号炉10月）	(株)むさしの計測	秋水園ごみ焼却施設	1回（1号炉7月、2号炉10月）	(株)むさしの計測	秋水園ごみ焼却施設	1回（1号炉7月、2号炉10月）
37	国分寺市	(株)むさしの計測	清掃センター	4回 春夏秋冬	(株)むさしの計測	清掃センター	4回 春夏秋冬	(株)むさしの計測	清掃センター	4回 春夏秋冬	(株)むさしの計測	清掃センター	4回 春夏秋冬	(株)むさしの計測	清掃センター	4回 春夏秋冬
38	国立市		クリーンセンター多摩川	4回 4月、5月、10月、11月		クリーンセンター多摩川	4回 4月、6月、10月、11月		クリーンセンター多摩川	4回 4月、6月、10月、12月		クリーンセンター多摩川	4回 4月、6月、10月、12月		クリーンセンター多摩川	3回 5月、10月、11月
		（年に1炉について2回測定（全3炉））														

39	福生市		西多摩衛生組合			同左			同左			同左			同左	
40	狛江市	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、5 月)と第 3 四半期(10月、11月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、6 月)と第 3 四半期(10月、11月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、6 月)と第 3 四半期(10月、12月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、6 月)と第 3 四半期(10月、12月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(5 月)と第 3 四半期(10月、11月)
		※毎年、焼却炉の 1 号炉から 3 号炉の測定を行っておりますが、各焼却炉の稼働月が異なるため単月、複数月の記載となっています。														
41	東大和市	エヌエス環境(株)	小平・村山・大和衛生組合	2 回／年（夏・冬）	エヌエス環境(株)	小平・村山・大和衛生組合	2 回／年（夏・冬）	エヌエス環境(株)	小平・村山・大和衛生組合	2 回／年（夏・冬）	帝人エコ・サイエンス(株)	小平・村山・大和衛生組合	2 回／年（夏・冬）	エヌエス環境(株)	小平・村山・大和衛生組合	2 回／年（夏・冬）
42	清瀬市	ユーロフィン日本環境株式会社	柳泉園組合	年間 5 回	帝人エコサイエンス株式会社	柳泉園組合	年間 5 回	ユーロフィン日本環境株式会社 住友重機械エンバイロメント株式会社	柳泉園組合	年間 5 回	住友重機械エンバイロメント株式会社	柳泉園組合	年間 5 回	住友重機械エンバイロメント株式会社	柳泉園組合	年間 5 回
43	東久留米市	※一部事務組合（柳泉園組合）で実施														
44	武蔵村山市	帝人エコ・サイエンス株式会社	3 号ごみ焼却施設 4・5 号ごみ焼却施設	各炉 1 回 3 号炉:10 月15日 4 号炉:10月14日 5 号炉:12月17日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3 号ごみ焼却施設 4・5 号ごみ焼却施設	各炉 1 回 3 号炉:6 月 1 日 4 号炉:5 月31日 5 号炉:9 月 2 日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3 号ごみ焼却施設 4・5 号ごみ焼却施設	各炉 1 回 3 号炉:6 月27日 4 号炉:7 月18日 5 号炉:2 月15 日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3 号ごみ焼却施設 4・5 号ごみ焼却施設	各炉 1 回 3 号炉:5 月31日 4 号炉:6 月 1 日 5 号炉:6 月29日	帝人エコ・サイエンス株式会社	3 号ごみ焼却施設 4・5 号ごみ焼却施設	各炉 1 回 3 号炉:6 月11日 4 号炉:8 月 6 日 5 号炉:6 月10 日
45	多摩市				むさしの計測	多摩清掃工場	年 4 回 4 月、7 月、10月、1 月	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
46	稲城市	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、5 月)と第 3 四半期(10月、11月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、6 月)と第 3 四半期(10月、11月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、6 月)と第 3 四半期(10月、12月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(4 月、6 月)と第 3 四半期(10月、12月)	(株)むさしの計測	多摩川衛生組合	1 炉あたり 2 回/年第 1 四半期(5 月)と第 3 四半期(10月、11月)
		※毎年、焼却炉の 1 号炉から 3 号炉の測定を行っておりますが、各焼却炉の稼働月が異なるため単月、複数月の記載となっています。														
47	羽村市	むさしの計測	西多摩衛生組合	8 回:春夏秋冬	むさしの計測	西多摩衛生組合	7 回:春夏秋冬	むさしの計測	西多摩衛生組合	9 回:春夏秋冬	むさしの計測	西多摩衛生組合	9 回:春夏秋冬	むさしの計測	西多摩衛生組合	9 回:春夏秋冬
48	あきる野市	アンケート不参加														
49	西東京市	サンプル採取：環境技術研究所 分析：ユーロフィン日本環境（入札で決定）	柳泉園組合	年間5回	帝人エコサイエンス（株）	同左	同左	ユーロフィン日本環境(株) 住友重機械エンバイロメント（株）	同左	同左	住友重機械エンバイロメント（株）	同左	同左	住友重機械エンバイロメント（株）	同左	同左
50	瑞穂町							むさしの計測	西多摩衛生組合	9 回 春・夏・秋・冬	むさしの計測	西多摩衛生組合	9 回 春・夏・秋・冬	むさしの計測	西多摩衛生組合	9 回 春・夏・秋・冬
51	日の出町	むさしの計測	西秋川衛生組合高尾清掃センター	5、8、11、2 月	中外テクノス上総環境調査センター	西秋川衛生組合高尾清掃センター	同左	むさしの計測	西秋川衛生組合高尾清掃センター	同左	環境未来、むさしの計測	西秋川衛生組合高尾清掃センター	同左	環境未来、むさしの計測	西秋川衛生組合高尾清掃センター	同左
52	檜原村	(株)むさしの計測	熱回収施設	5 月、8 月、12 月、2 月 4 回	同左	同左	4 月、8 月、11 月、1 月 4 回	同左	同左	5 月、7 月、11 月、2 月 4 回	同左	同左	5 月、8 月、11 月、2 月 4 回	同左	同左	5 月、8 月、11 月、2 月 4 回
53	奥多摩町	（詳細な測定結果等必要でしたら、西秋川衛生組合のホームページをご確認ください。）														
		把握していません	西秋川衛生組合組合ごみ処理施設（焼却施設）	4 回 春夏秋冬	同左	同左	4 回 春夏秋冬	同左	同左	4 回 春夏秋冬	同左	同左	4 回 春夏秋冬	同左	同左	4 回 春夏秋冬

	行政区名	問5. 近年プラスチックごみが増え、環境問題になっています。プラスチックごみについて最も問題であると思っていることはどのようなことでしょうか。プラスチックごみの処理や減量について、どのような施策を行なっていますか、また行なう予定ですか。施策に目標数値があれば教えてください。	問6. 災害廃棄物処理計画、資源循環計画は策定していますか。また、していれば策定内容のポイントを教えてください。	問7. 23 区特別区に伺います。最終処分場が逼迫し東京都が示している埋立最終処分量の目標数値をここ数年大幅に超えていることが指摘されています。最終処分場延命のために新たに取り組んでいるごみ減量施策はありますか。また、今後どのような取り組みが必要とお考えですか。	問8. 国は現在、2 年後の 2022 年から容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括資源回収する新たな制度を固めようと迅速に動いています。この新しい制度のどのような点に注目していますか。それに伴って、自治体として新たに整備／拡充する必要がある対策、施策はどのようなものですか。
1	千代田区	当区では、既にプラスチック回収として容器包装プラと製品プラを回収しています。	未策定	不燃ごみ破碎後の可燃物焼却を推進するため、水銀含有物である蛍光灯等の別回収を実施しています。	5.の回答に同じ
2	中央区	プラスチックごみについて、きちんと分別されずに燃やすごみとして出されることが最も問題であると考えます。施策としては、使い捨てプラスチック類の削減を区民に呼びかけたり、排出方法について広報紙やホームページを通して区民への周知を図っています。今後もプラスチック類の削減及び分別の徹底に向け、区民への普及・啓発を行います。	災害廃棄物処理計画は今のところ策定しておりません。資源循環計画に該当するかわかりませんが、本区では一般廃棄物の減量、資源化や適正処理に関する基本的かつ総合的な計画として、一般廃棄物処理基本計画を策定しています。本計画は今年度改定の予定ですが、区民・事業者等とともに新たな生活・事業活動に対応した循環型まちづくりの実現に向けて取り組みます。	最終処分場延命のために、これまで中央防波堤埋立処分場に持ち込み、埋め立て処分を行っていた不燃ごみについて、令和2 年度から民間の廃棄物処理業者に持ち込み全量資源化しています。また、今後については資源分別の徹底や事業系ごみの適正処理と循環利用の促進、多様な資源回収の推進などの取組が必要と考えます。	一括回収することで回収率が上がりリサイクル率が高まる点や、中間処理をどうするのか、品質基準はどうなるのかといった点に注目しています。自治体としては、収集体制の構築や近隣での新たな中間処理施設の確保、区民へプラごみの分別についての普及・啓発に取り組む必要があると考えています。
3	港区	平成 20 年 10 月から、製品プラスチックも含めた全てのプラスチックを集積所から資源として回収し、容器包装はプラスチックの原料に、製品はアンモニアやドライアイスにリサイクルしています。	現在は港区地域防災計画と特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインで処理を行う計画としていますが、より迅速な処理を目指し、災害廃棄物処理計画を早期に策定するよう検討を進めています。なお、本区は「港区一般廃棄物処理計画」で資源循環に関する目標や施策を記載しています。港区は事業所から排出されるごみ量が家庭ごみよりも多いため、事業者に対してもごみの減量と資源化への取組を働きかけるなど、地域特性を踏まえた計画となっています。	不燃ごみや粗大ごみからコード類や金属類をピックアップ回収し、木製粗大ごみ をパーティクルボードにリサイクルしたりするほか、古着の拠点回収などを行い 埋立処分量の削減を推進しています。	港区はすでにこのルールで分別回収をしていますが、この分別ルールが自治体ごと に異なることは、消費者が混乱するため、法令によりルールを統一するべきです。 また、より多くの自治体が参入するためには、収集、運搬、中間処理を自治体任せ にせず全ての経費を事業者が負担とするよう容器包装リサイクル法を改正すべきと 国に働きかけています。
4	新宿区	発生抑制が重要であると考えている。区では、令和元年 8 月に庁内における使い捨てプラスチック製品の使用削減取組方針を策定した。区の多くの会議体においてはこの方針に基づき、ペットボトルでの飲料提供から、紙パック、リユースカップに切り替えるなど、庁内全体で使い捨てプラスチック製品の使用削減に取り組んでいる。プラスチック製品の資源化については、国や都の動向を注視しつつ、施策を検討する。	災害廃棄物処理計画については令和2 年 3 月に策定した。災害時における相互支援体制や組織・配備体制など、本区の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害発生後の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的としている。	区から発生する一般廃棄物のうち約 7 割は事業系一般廃棄物であるため、事業用大規模建築物（事業用途に供する延床面積が 1,000 m ² 以上の建築物）へ立入検査を実施し、建築物所有者や事業者の方へごみの発生抑制、再利用をお願いしている。	分別したプラスチック製品を高度リサイクルすることによる処理費用の変動や、消費者の資源分別を促す方法の例として、区が現状実施していないごみの有料化の徹底が挙げられていること等に注目している。国の制度が具体的に定まった段階で、区として実施すべき施策を検討し、進めていく。
5	文京区	プラスチックによる環境問題については、不適切な処分による海洋汚染や生成時・処分時に排出される CO2 が国際的な課題となっています。消費者側におけるワンウェイプラスチックの使用削減や生産者側における代替製品の開発・提供などが求められています。本区では、現在、回収拠点において、発泡スチロール食品トレイ、プラスチック製ボトル容器の分別回収を実施しています。令和 2 年度に改定する「文京区一般廃棄物処理基本計画」において、プラスチック廃棄物の削減目標について定める予定です。	災害廃棄物処理計画は未策定です。一般廃棄物処理基本計画については、現計画が令和 2 年度で計画期間満了を迎えることから、令和 3 年度を始期とする新たな一般廃棄物処理基本計画を、現在策定しています。	引き続き、食品ロスやプラスチックごみの削減を中心に、ごみの減量に取り組んでまいります。	区民にとっては、容器包装プラスチックとの分別が不要となり、排出が分かり易くなりますが、自治体としては、資源化するまでの過程で、どのような分別等の処理が必要になるのか、技術的な面も含めて注目しています。
6	台東区	排出抑制が重要であると考えている。資源の行政回収に関してもコンテナ設置方式で実施しており家庭から排出される資源はごみ袋を使わないようにしている。また、使用するコンテナも使用不能になった時リサイクルできるものを使用している。プラスチックの資源化については国や都の動きを注視しながら施策を検討する。	災害廃棄物処理計画は策定作業中であり、災害が生じた場合に職員が災害廃棄物を円滑に処理できるような体制や方法などを意識して作成しております。	区内全域で戸別収集を実施して 1 戸当たりのごみ排出量の減を実施している	区民に分かりやすい仕組みになるのか、拡大生産者責任がどこまで担保されるのか注目している。国の制度が見えてきた段階で、それに合致するような施策を検討し進めていく
7	墨田区	プラスチックごみによる海洋汚染。墨田区ではプラスチックごみを削減するため、令和 2 年度より歯ブラシ及びペットボトルキャップの拠点回収を開始した。	災害廃棄物処理計画については、令和 2 年 6 月に策定済み。関連する「特別災害廃棄物処理対策ガイドライン」「墨田区職員災害対策マニュアル」との関連性に留意しながら策定を行った。	令和元年度より、不要になったまだ乗ることのできる自転車を無料で回収し、海外（主に東南アジア）に供与する「自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業」、令和 2 年度から粗大ごみの中で最も多く排出される布団に含まれる羽毛布団を無料で回収しリサイクルする「羽毛布団のリサイクル」事業を開始し、粗大ごみの減量に取り組んでいる。	国の取組の詳細が分からないため、今後も国の動向に注視する。

8	江東区	・プラスチックごみの増加は全体ごみ量やリサイクル経費の増加につながり、清掃リサイクル事業の安定的な事業継続に影響を及ぼしている。 ・本区では、容器包装プラスチックや発泡トレイ・発泡スチロールの資源化の実施によりプラスチックごみの減量に努めている。	・一般廃棄物処理基本計画は令和３年度に改定予定。災害廃棄物処理計画は策定を検討中。	・埋立処分場の延命化を図るため、他自治体より率先して不燃ごみ資源化事業を実施している。 ・新たな施策としては、食品ロス削減の一環でフードドライブの実施や食べきり飲食店を募集し、食品ロス削減を区民へ呼びかけている。 ・これまでは区報やホームページ、区関連施設を利用した周知啓発が主体であったが、今後は飲食店など民間事業者とともにリフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）の取り組みを広く周知することでごみの減量につながると考える。	・国の制度の詳細が不明であるため、回答は控えさせていただきます。
9	品川区	【環境課】プラスチックごみが海洋プラスチックごみとなり、海洋汚染や生態系に影響及ぼすことが問題と捉えています。使い捨てプラスチックごみを削減するため、以下の意識啓発を行っています。 ・イベントでの使い捨てプラスチック製容器類の削減・啓発「しながわ ECO フェスティバル」での飲食提供の際に、環境配慮型容器（モールド容器・紙ストロー・木製スプーン、紙コップ）を使用することで、使い捨てプラスチック製容器類を削減するとともに、来場者への意識啓発を行っています。 - 今後可能な限り、環境配慮型容器等を使用してまいります。 ・エコバッグ配布　レジ袋有料化に合わせてエコバッグを配布し、使い捨てプラスチックの使用を見直すきっかけとなるよう意識啓発を行いました。 その他、今後も啓発物の作成等、区民に対する意識啓発のための施策を行ってまいります。 【品川区清掃事務所】プラスチックの利便性が高いことから、近年様々な物の素材として使われ消費されていることや、100 以上の種類があり、単一素材として集めることが難しいことから、リサイクルしにくい事が問題と捉えています。	災害廃棄物処理については、品川区地域防災計画の中に位置づけています。資源循環計画について、品川区一般廃棄物処理基本計画の中で分別して収集する一般廃棄物の種類および区分等を記載しています。	分別の徹底による、資源化およびリサイクルの推進	制度の具体的スキームはまだ国から示されていないため、今後の動向に注視してまいります。
10	目黒区	海洋汚染、地球温暖化及び限界を迎える最終処分場への負担などが問題と考えています。区の施策として、めぐる買物ルールの推進や、子ども達への環境学習などを通じてプラスチックごみの発生抑制を図っています。今後はそれらに加え、使い捨てプラスチック削減のための普及啓発やキャンペーン事業等について検討していきます。	災害廃棄物処理計画は未策定です。	区民への啓発の基本は「３Ｒの推進」です。今後は、家庭から出る食品ロスの削減やフードドライブの実施等を通じて、埋立量の削減を図ります。	廃棄されていた製品プラスチックを回収することは、分別の簡素化及びリサイクルの向上につながります。今後は、国・都の動向を踏まえ、区の回収体制を整備していく必要があると考えています。
11	大田区	プラスチックごみを含むごみの減量を推進していくためには、３Ｒ、特に２Ｒ（発生抑制・再使用）が重要であると考えます。大田区では、単一素材であるペットボトル、食品トレイ、発泡スチロールを回収し資源化しています。今後は、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの中で、プラスチックの資源化等に関する検討を進めてまいります。	大田区災害廃棄物処理計画は、令和２年３月に策定いたしました。この中では、災害廃棄物の処理の流れ、組織体制、処理対策等について整理しております。	区の全てのごみ減量施策は、最終的には埋立処分場の延命化に寄与すると考えます。現在、粗大ごみが増えていることから、粗大ごみの減量策を検討する必要があると考えております。	国の審議会が令和２年９月に示した「プラスチック資源循環施策の基本的方向性」におけるプラスチックの分別回収については、資源化施設の数、資源化技術の進展等に注目しております。また、法制度上、事業者の拡大生産者責任をどのように規定するかについても関心を持っています。区としては、国・都の今後の動向をふまえて対応を進めてまいります。
12	世田谷区	・プラスチックはリサイクルしても各段階において二酸化炭素を排出すること。 ・拠点回収（ボックス方式、回収員手渡し方式）により、ペットボトル、白色発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイの回収を行っている。 ・プラスチックスマートプロジェクトとしてプラスチック削減に取り組む店舗を支援する「エコフレンドリーショップ」事業を実施予定。	災害廃棄物：平成 31 年 3 月に作成したマニュアルに基づき、令和元年 10 月の台風第 19 号等の水害への対応や令和 2 年 4 月 1 日付で 23 区、東京二十三区清掃一部事務組合、関係事業者と締結した災害時協力協定の内容を反映させて、令和 2 年 6 月に策定。 一廃計画：発生抑制「リデュース」と再使用「リユース」の 2 R に重点を置き、①区民・事業者主体による取り組みの推進、②拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制の推進、③環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業の展開を基本方針として、環境に配慮した持続可能な社会の実現を図る。	2 R を中心とした普及啓発を継続実施。事業用大規模建築物排出指導基準を引き下げ、指導対象を拡大。 不燃ごみ・粗大ごみの資源化、可燃ごみの 3 割を占める生ごみ減量施策が今後必要。	国は今年度末までに新たな制度の整備案をまとめるとしているため、その内容に注視しながら、環境負荷や費用対効果等について調査・研究し検討していく予定です。その先は未定です。
13	渋谷区	アンケート不参加			

14	中野区	中野区では、容器包装リサイクル法に沿ってプラスチック製容器包装を資源として回収しているが、燃やすごみの中には資源化可能なプラ容器が混入して捨てられているのが現状である。プラスチックは軽くて丈夫で衛生面にも優れた材料であり、今年は新型コロナ禍の外出自粛の影響もあり食品のテイクアウトやデリバリーにも活用されて利用が増えているが、一方で簡単に捨てられやすいことから、特にワンウェイプラスチックの安易な利用の削減（発生抑制）を図り、使った場合はできるだけ再使用や再生利用に努めるなど、環境配慮行動を呼び掛けている。（プラスチックに限定した目標数値は設定していない）なお、プラスチック製品については、中野区では燃やすごみとして収集しており、区民にとっては分別ルールが分かりにくい面がある。国によりプラスチックの一括回収についての検討が行われていることから、その動向にも注視していく予定である（後述の8）。	災害廃棄物処理計画については、令和2年度中に策定する予定である。 資源循環計画は策定していない。	燃やすごみの減量対策の一つとして、食品ロス削減を進めている（令和2年度は新規にフードドライブを開始）。なお、陶器・ガラス・金属ごみについては、平成31年度から全量を対象に資源化を行ったことにより、ごみの量が大幅に減少した。	今後の動向を注視していく。
15	杉並区	当区では平成20年4月から、プラスチック製容器包装を資源として回収し、再商品化を実施しており、今後もこの取組を着実に進めていきます。	災害廃棄物処理計画は策定しています。策定内容のポイントは、廃棄物の発生量を推計したこと、平常時、初動期、応急復旧期のタイムラインに分けて、それぞれにやるべきことを整理したことがあげられます。	新たに取り組んでごみ減量施策は、事業系食品ロス削減対策として、食品ロス削減に積極的に取り組む「食べのこし0応援店」の登録の奨励と飲食店等の余剰食品を消費者にマッチングする「フードシェアリング」サービスを提供する民間事業者と新たに協定を締結し、応援店も含め相互に連携して取り組むこと等を通して、区民意識の向上を図っています。今後は、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践していくとともに、中でも、ごみとなるものの発生を抑制するリデュースに重点的に取り組む必要があると考えております。 ※質問にある「最終処分場が逼迫し東京都が示している埋立最終処分量の目標数値をここ数年大幅に超えている」ことはなく、「廃棄物等の埋立処分計画」で計画した計画量を埋立処分量は下回っていると東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課に確認しました。	容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括資源回収に関して、自治体として新たに整備／拡充することについては、動向を注視しつつ、慎重に判断していく必要があります。
16	豊島区	リサイクルルートに確実に乗せること、排出抑制を行うことが重要と考える。現在は、プラスチック容器の一部とトレーの回収を行っている。 なお、現在開催しているリサイクル・清掃審議会にて「プラスチック製容器包装について分別収集導入に向けた検討を行うこと」、「発生抑制・排出抑制に取り組むこと」と中間まとめが出されている。	災害廃棄物処理基本計画は令和2年度末に策定予定。 今後発生が予想される大規模災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理するための計画を策定する。	平成30年度から不燃ごみの資源化事業を開始し、年間約1800tの不燃ごみの資源化を行い、埋め立て処分場の延命に寄与している。今後は、更なる資源化の検討や、発生・排出抑制の啓発を引き続き行っていく。	「市町村とリサイクル事業者で重複する選別等の中間処理を一体的に実施することが可能となる環境を整備」とあるが、新たにプラスチック製容器包装の分別収集を行うにあたり指定保管施設を確保することが困難な状況であり、実際にどのようになっていくか、動向を注視している。当区としては、容器包装プラスチックの分別収集導入の検討を行うが、製品プラスチックの動向も注視している。
17	北区	一般廃棄物処理基本計画に基づき、プラスチックのリサイクルを検討しているが、現在、行っているサーマルリサイクル（熱回収）と比較して、多くの収集運搬費や中間処理費がかかることや、区民にとって分別が複雑になることが課題と考える。 【考えらるとの記載のらを削除した】	平成30年度に災害廃棄物処理計画を策定しているが、より実効性を高めるため、現在、風水害対策も含めて具体的な内容を検討しているところである。資源の循環については、一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ減量、資源循環に取り組んでいる。	北区では、可燃ごみの中に資源化可能な紙類が約17%含まれていることから、雑がみ（新聞・雑誌・段ボール以外のリサイクル可能な紙類）の回収に力を入れている。また、プラスチックの資源化についても、現在検討中である。	現状のまま、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括資源化を行っても、中間処理施設が不足することが考えられる。また、収集運搬経費や中間処理経費の負担も大きいことから、何らかの形で補助を行う制度が必要と考える。
18	荒川区	アンケート不参加			
19	板橋区	プラスチックごみに関する施策については、国や都の状況を踏まえて適切に対応していきたいが、現状として板橋区は以下の施策を行っている。 ・ペットボトルの分別回収 ・食品用トレイ及びプラスチック製ボトル容器の拠点回収	災害廃棄物処理計画は策定中。 「資源循環計画」がどのようなものを指しているのか不明だが、法定の一般廃棄物処理計画は策定している。	新たに取り組んだ施策ではないが、平成28年度から不燃ごみの資源化事業を実施している。今後の取組としては、区の一般廃棄物処理基本計画の中で古紙類の分別回収の徹底を重点的取組としており、可燃ごみに含まれる紙類の削減が必要となる。	国の新たな制度については、市町村とリサイクル事業者の中間処理を一体的に実施する環境整備の具体的な情報に注目しており、区としては、都のプラスチック削減プログラムに基づく都の補助事業などの動きも踏まえ情報を整理していきたい。
20	練馬区	ワンウェイプラスチックの発生抑制が課題と考える。平成20年10月から容器包装プラスチックの分別回収を実施。	未策定	パンフレットや環境学習、本年3月から運用を開始したごみ分別アプリなどで適正な分別について周知を図っている。引き続き、3Rについて周知・啓発が必要と考える。	現在、法に基づき容器包装プラスチックを資源回収している。新たな制度については詳細が不明であるため、国の動向を注視していく。

21	足立区	各自治体において、プラスチックの収集や可燃ごみでの収集を行っており、ルールに沿った排出を個々に行っていれば、決して大きな環境問題とはならない。一方で、不法投棄等によるプラスチックによる海洋汚染等の課題もあるため、使い捨てプラスチックを使用しないことが重要と考える。	災害廃棄物処理計画については、災害時における緊急仮置場や一時仮置場の具体的候補地を明記している。	家庭ごみの排出にあたっては、特に可燃ごみに多く含まれている「ざつ紙」の分別の徹底や、未利用食品を始めとする食品ロスの徹底を図ることで、更なるごみ減量に大きな効果がある と考える。事業系一般廃棄物については、紙類やプラスチック類の分別を徹底することが重要である と考える。	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括資源回収する新たな制度については、法整備も含め、どのようなプラスチックを、どの回収ルートに任せ、誰が費用負担するのか等の具体的方策が示されていないが、国の方針に沿った施策を検討していく。																																																												
22	葛飾区	容器包装プラスチックが汚れ等により、リサイクルされずに廃棄されている。 ごみ減量キャンペーン等のイベントを通じた啓発活動により正しいごみの分別について周知している。	災害廃棄物処理計画は策定中。	燃やさないごみの資源化によるごみの減量について検討する。 最終処分場の現状や長期利用が重要であることについて広く区民に周知し、さらなるごみの減量・資源化を進める。	容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法に則り処理している。一括資源回収 を実施した場合、製品プラスチックもプラスチックとして回収することとなるため、 回収されたプラスチック類の分別やリサイクル等にかかる費用についても検討が必 要と考える。																																																												
23	江戸川区	プラスチックについての課題は第一に不法投棄やポイ捨てであると考えています。風などにより河川や海を汚し、生態系へ影響を与えています。そのため、分別を徹底し適正な排出を行いリサイクルにつなげることが大切です。区では容器包装プラスチックの回収、資源化を行うとともに、3Rを推進し、排出抑制や再利用、再生利用を促しています。	災害廃棄物処理基本計画（令和元年10月）策定 発災時に大量に発生することが想定される災害廃棄物を適正に処理することにより、区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止するとともに早期の復旧・復興を目指します。	最終処分場の延命のためには、資源となるものの分別を促し、ごみとなるものを減らすよう啓発しています。このことは子どもたちにも知ってもらえるように、小学校4年生全生徒に配布する環境教育冊子にも掲載しています。また、粗大ごみに準ずるものを必要とする方に譲り再利用してもらうことでごみとしての排出を減らす「リサイクルバンク」も実施しています。	分別や回収、資源化、経費負担について国の方針に着目しています。それにより区民一人ひとりに行っていたく分別の変更、回収方法の変更や必要車両の確保、処理施設の整備や拡充など、資源回収事業全般へ影響を及ぼすと考えています。																																																												
24	八王子市	・海洋プラスチックごみの問題は、日常生活での行動が原因の1つと認識する必要がある。容器包装プラスチックについては、分別収集後に本市の選別施設で手選別を実施し、その後資源化している。プラスチックはその利便性からリデュースは困難であり、処理量は年々増加している。 ・本市では、平成20年度に10月を「マイバック利用促進月間」、10月5日を「マイバックの日」と制定し、イベント等でマイバックの利用促進の実施や令和2年8月に広報はちおうじ海洋プラスチックごみ削減特集号を発行し、全戸配布した。また、市民への啓発や出前講座の実施等、適正排出等について周知しているものの、容器包装プラスチックへの小型充電式電池といった不適物の混入が課題となっている。	・一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）について4つの基本方針に基づいた基本施策を実施し、「循環型都市八王子」の実現を目指す。 基本方針1：市民及び事業者と市の協働した取り組みの推進 基本方針2：3Rの取り組みによる家庭系ごみ減量・資源化の推進 基本方針3：さらなる事業系ごみ減量・資源化の推進 基本方針4：安定・継続的なごみ・資源物処理体制の確立 ・災害廃棄物処理計画について以下の7つの方針を定めている。 1、市民の生活環境の保全、2、早期処理の実現、3、市内処理の徹底、4、埋立削減、再資源化の促進、5、市内雇用の創出、6、処理費削減努力、7、国、東京都、他の区市町村、国関係機関等との協力連携体制の構築。		・製品プラスチックも含めて一括回収した場合の選別主体、選別方法、収集も含めた費用負担等について、自治体でどこまで役割を担うのか。 ・また、現在容器包装プラスチックは、プラスチック資源化センターで選別できているが、製品プラスチックを選別できる設備でない。製品プラスチックもプラスチック資源化センターで選別するとすると、日量20t以上増えることから、製品プラスチック分が処理オーバーとなってしまう。そのため、新たに設備を立て直すか、大規模改修をしないと対応できない。加えて、選別人員を増やす必要もあるため、運転管理業務費が増加する。 <table><tr><th colspan="6">八王子市における家庭から排出される製品プラスチック（少量事業系含む）</th></tr><tr><th colspan="6">下記より算出</th></tr><tr><th></th><th>収集量 (t)</th><th>持込量 (t)</th><th>総量 (t)</th><th>サーマル 対象割合</th><th>製品プラスチック 想定量(t)</th></tr><tr><td>家庭系可燃ごみ(※1)</td><td>83,691</td><td>1,501</td><td>85,192</td><td>4.48%</td><td>3,817</td></tr><tr><td>家庭系不燃ごみ(※1)</td><td>4,604</td><td>622</td><td>5,226</td><td>8.84%</td><td>462</td></tr><tr><td>事業系可燃ごみ(※1)</td><td>—</td><td></td><td>26,478</td><td>3.47%</td><td>919</td></tr><tr><td colspan="4">※1:令和元年度組成分析結果よりサーマル対象割合を使用</td><td>年間合計</td><td>5,197</td></tr><tr><td colspan="6"></td></tr><tr><td colspan="6">プラスチック資源化センターの運転日数259日（令和2年度実績）で除すると</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>20 t/日</td><td></td><td></td></tr></table>	八王子市における家庭から排出される製品プラスチック（少量事業系含む）						下記より算出							収集量 (t)	持込量 (t)	総量 (t)	サーマル 対象割合	製品プラスチック 想定量(t)	家庭系可燃ごみ(※1)	83,691	1,501	85,192	4.48%	3,817	家庭系不燃ごみ(※1)	4,604	622	5,226	8.84%	462	事業系可燃ごみ(※1)	—		26,478	3.47%	919	※1:令和元年度組成分析結果よりサーマル対象割合を使用				年間合計	5,197							プラスチック資源化センターの運転日数259日（令和2年度実績）で除すると									20 t/日		
八王子市における家庭から排出される製品プラスチック（少量事業系含む）																																																																	
下記より算出																																																																	
	収集量 (t)	持込量 (t)	総量 (t)	サーマル 対象割合	製品プラスチック 想定量(t)																																																												
家庭系可燃ごみ(※1)	83,691	1,501	85,192	4.48%	3,817																																																												
家庭系不燃ごみ(※1)	4,604	622	5,226	8.84%	462																																																												
事業系可燃ごみ(※1)	—		26,478	3.47%	919																																																												
※1:令和元年度組成分析結果よりサーマル対象割合を使用				年間合計	5,197																																																												
プラスチック資源化センターの運転日数259日（令和2年度実績）で除すると																																																																	
			20 t/日																																																														
25	立川市	プラスチックが資源であることを再認識いただくため、平成31年1月から、収集品目としてのプラスチックを容器包装プラスチックと製品プラスチックに改めました。	災害廃棄物処理計画は平成27年度に策定していますが、その後東京都からガイドラインが出ています。都のガイドラインに基づき改定をしていきたいと考えています。		国の方針等に基づき、市の対応を検討していきたいと考えています。																																																												
26	武蔵野市	・レジ袋削減について：2010年以来、市内スーパーマーケット11社と協定を締結。コンビニ6社と連携。レジ袋削減の取り組みを進めている。 ・毎年10月の3R推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、主な商店街にフラッグを掲げるなど、啓発活動に取り組んでいる。 ・数値目標は特に定めていない。	・令和元年7月に策定した。（災害廃棄物処理計画を含む。資源循環計画は含まない） ・策定のポイント：条例に基づいて設置される「廃棄物に関する市民会議」で市民参加で内容を検討している。		・現時点では、市に環境省から直接の通知がないため、環境省ホームページに掲載されている審議会等での議論を注視している。 ・中でも中央環境審議会循環型社会部会資料にある、9月1日付「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」において、市町村による分別回収について触れられているが、具体的方法については示されていない。 ・23区と異なり、既に容器プラを分別収集している本市において、製品プラの一括回収を実施することになった場合、新たな分別収集及び選別の体制創設が必要となり、また収集量の増加に伴う経費増大が見込まれるため、実効性の確保には課題が大きい。 ・中間処理事業者についても、処理能力の確保には時間を要すると考えられる。また、事業系プラについての対策をどう取ればいいのかもまだ見えてきていない状況である。 ・また、リサイクルの実現可能性や効果（温室効果ガスの削減量など）については、具体的なデータが示されておらず、明確でないため、今後の国等における調査及び公表が求められる。 ・今後、市としてどのような制度とするか十分に検討し、決定に至るまでに踏まえるべき過程を経た上で、制度を変更することとなった場合は、その実施に合わせて変更すべき様々な事項への対応が必要となる。 ・また市民への周知に一定の時間を要する。 ・以上のことから、国の方針等が明らかになってから少なくとも2年以上の準備期間が必要ではないかと思われる。																																																												

27	三鷹市	汚れたプラスチックの混入が問題であったため、平成 29 年 4 月から汚れたプラスチックは燃やせるごみで排出するよう分別を変更し、市民に周知した。	・ごみ処理体制や将来人口、市民の協力率を考慮した計画の策定 ・ごみの発生抑制に向けた市民、事業者、市の役割分担の明確化 ・調布市、ふじみ衛生組合と連携した分別収集見込量等の算定		分別も分かりやすく、収集を分けて行う必要がない点に一括回収のメリットを感じているため、三鷹市ではすでに一括回収を実施している
28	青梅市	海洋プラスチックごみ問題 令和元年度には、市民のエコバックの利用を促進し、家庭ごみの排出量削減に繋げることを目的に、市内のスーパー等でエコバックの配布を行い、今年度も実施予定	策定していない		容器包装リサイクル法との関係性、具体的な実施時期と自治体の立場（努力義務か義務） 対策、施策については、分別が変更となることの市民への周知
29	府中市	世界的な環境問題という観点では、海洋プラスチック問題が挙げられます。より身近な問題であれば、容器包装プラスチックと製品プラスチックの分別区分などが自治体ごとに違っていることも挙げられます。プラスチックごみの処理や減量についての施策としては、容器包装プラスチックを分別回収していること、マイバッグ持参運動を推進し、レジ袋削減の呼びかけ、スーパーマーケットにおける店頭回収の促進及びペットボトル店頭回収機の設置などを行っております。	府中市災害廃棄物処理計画は、令和 2 年 1 月に策定しています。 策定内容としましては、首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）資料に基づく「立川断層帯地震」の発生を前提として、地震災害が発生した結果としての災害廃棄物発生量を 61 万トンと推計していますが、その災害廃棄物対策として、平常時（発災前）、初動期（発災後約 1 か月まで）、応急対策期（～3 か月）、災害復旧・復興期（～3 年）の各期間にそれぞれ実施すべきことを記載することで、災害廃棄物の処理にかかる必要な事項を整理しています。 資源循環計画という計画は策定しておりませんが、本市におきましては、再生利用推進計画を、一般廃棄物処理実施計画に含めて策定しており、ごみの発生抑制及び再生利用に関する施策を具体的に定めることで、より実行性のあるものとしています。		この制度により、製品プラスチックについても容器包装リサイクルルートを活用したりサイクルを行う方針が示されておりますが、プラスチック資源として分別回収する品目の範囲や、市町村に求められる選別工程等に注視しております。 これに伴い、家庭ごみの分別収集の変更や中間処理施設での対応を検討する必要があると考えております。
30	昭島市	毎年 800 万 t 以上のプラスチックが不適切に処理され海洋に流出し、地球規模での環境汚染が引き起こされていること。施策については、昭島発「プラスチック－1（マイナスいち）運動」を展開し、生活や活動のあらゆる場面でプラスチックを一つ減らすことにより、市全体で大きな減量につなげていけるよう取り組んでいます。	災害廃棄物処理計画は未策定です。資源循環計画については、昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を定め、その基本方針中に「3R の推進、資源化の推進」を掲げています。		容リプラ以外のプラスチックの処理がどのようになるのか。例えば、容リ協会がこうしたプラも取り扱うのか、また、処理費用はどこが負担するのかなどに注目しています。新たな制度の具体的な方向性が示された段階で、必要となる対策、施策等について検討します。
31	調布市	問題点・・・プラスチックごみの減量や適正排出。 施策・・・市ホームページや広報誌などを活用した広報 CHOFU プラスチック・スマートアクション※の取組（令和 2 年 4 月以降） ※職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量やプラスチックごみの海洋流出防止に繋がる取組を積極的に実施していくもの。	「調布市災害廃棄物処理マニュアル」を平成 25 年度に策定。大規模な災害時の災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的としている。		費用負担や分別方法の詳細について注目している。新たな収集方法や、処理施設の整備・拡充、広報周知などを図る必要がある。
32	町田市	リサイクルしてもすべてを資源化できない。海洋プラスチック問題。 製造するときも燃焼するときも CO2 が排出される。かさばるため輸送効率が悪い。 2016 年から市の南部の地域の容器包装プラスチックの回収を始めた。2020 年度から他の地域も回収を行う計画はあったが、中間処理施設を作る地域の関係者との協議調査中であり、2025 年度、2027 年度の稼働を目指している。施設整備が終了すれば 6700 トン資源化できる。 2011 年 4 月策定一般廃棄物資源化基本計画には、2020 年度の容器包装プラスチックの資源化量 6700 トン（2009 年度実績は施設がないため、ゼロトン）。	●町田市災害廃棄物処理計画 2019 年 3 月策定 多摩直下型地震を想定して、家財などの片づけごみ、解体建築物、被災住宅や避難所のトイレからのし尿などを、迅速的に、衛生的に、環境に配慮し、作業の安全性を確保する。 ●町田市一般廃棄物資源化基本計画 2011～2020 年度（2011 年 4 月策定） ごみとして処理する量を 40％（2009 年度基準）削減。 2009 年度ごみの量 9 万 9 千トン⇒2020 年度のごみ量約 6 万トン。そのために家庭からの生ごみ 100％資源化。プラスチックごみの減量・資源化。次世代型のリサイクル施設を整備。		考え方が示された段階なので、国の動向を注視していく。具体的に実施となった場合、収集を行う事業者を確保するだけでも <u>2 年</u> かかる。
33	小金井市	海洋 マイクロプラスチックによる生態系への影響は甚大であると認識している。昨今の新型コロナウイルス感染症 拡大により、在宅勤務等の新しい生活様式 の影響がごみ量の増加の一因となっており、今年度は昨年度に比べプラスチックごみは増加傾向にある。市ではリデュース（発生抑制）を最優先課題とした 3R の推進や、リユース食器の活用、コンタクト レンズ 空ケースの回収、リサイクル推進協力店の認定制度等により、プラスチックごみの削減に取り組んでいる。	平成 31 年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定した。 巨大地震 や土砂災害などで発生した災害廃棄物処理体制の確保、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害の防止による、早期の復旧、復興を目的としている。		小金井市では容器包装プラスチックと製品プラスチックを分別せず、「プラスチック ごみ」として一括収集している。どこまでを製品プラスチックとして収集するのか、再 商品化までの処理についてどのような設備が必要なのか等の指針が示されていないため、 国や東京都より具体的な施策が示された後、市で収集・資源化処理方法等を検討していく。

34	小平市	問題としては、レジ袋など、ワンウェイの容器包装・製品の使用削減が大きいと感じています。処理・減量の施策としては、具体的な目標数値は定めているものではないですが、収集ごみを排出する際の使用削減として、レジ袋の代わりに「かご出し」を推奨しています。	災害廃棄物処理計画は平成 30 年 3 月に策定しており、策定の際には市民説明会やパブリックコメントを実施するなど、広く意見を募集して策定しました。 なお、資源循環計画という名称の計画は策定しておりません。		現在、容器包装のプラスチックは全量資源化を実施しているところですが、製品プラスチックについては、そこまで至っていないため、まずは中間処理施設の受入能力の点がクリアできるかがカギになると考えています。また、容器包装プラスチックの全量資源化については、最近、分別変更により実現に至ったばかりであり、再度、分別変更を行うとなると、相応の市民説明の必要が生じると考えます。なお、ハード面での整備を伴う場合は、施設整備に対しての補助金等の支援体制が整わないと、実現が困難ではないかと併せて思っています。
35	日野市	プラスチックは、容器包装は資源化処理費用の 99% が製造・使用する事業者が負担しているが、製品プラスチックは全額市町村負担で処理しなければならない。また、収集運搬費や製品プラスチックの処理費用を市町村及び市民（指定収集袋による収集）が負担している。拡大生産者責任のもと、事業者負担していただきたい。日野市ではトレーやペットボトルなどは、購入したお店の回収容器に返却する「容器包装お返し大作戦」を実施し、市民に協力をお願いしている、目標数値はなし。	災害廃棄物処理計画及び資源循環計画は未策定		日野市では令和 2 年 1 月より、プラスチック全体を回収する形でスタートしており、新たな取り組みはありません。
36	東村山市	不要な使い捨てプラスチックの減量が課題と考えます。プラスチックごみの減量については、様々な機会を通じた啓発やレジ袋削減に向けて協力店舗数の増に取り組んできました。令和 2 年度までを計画期間とする現行の東村山市一般廃棄物処理基本計画では、レジ袋削減協力店舗数を数値目標としており、目標 33 店舗に対し令和元年度実績で 32 店舗となっています。また、令和 3 年度を始期とする次期東村山市一般廃棄物処理基本計画では、新たな個別施策の一つに使い捨てプラスチックごみの削減を位置付ける方向で検討を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途がでてきていることを十分に踏まえた対応とする必要があると考えます。	災害廃棄物処理計画は平成 30 年度に策定済で、災害廃棄物を迅速・円滑かつ適正に処理するための基本事項を定めています。なお、資源循環計画という名称の計画は策定していません。		現状の容器包装リサイクル協会を通じた再資源化の仕組みに、製品プラスチックの再資源化をどのように取り入れていくのか、容器包装プラスチックを製造・利用する事業者に課される義務と同等のものを製品プラスチックの製造・利用事業者に課することが可能なのか、各利害関係者にとって公平感のある制度設計により持続可能な取組としていけるのかといった点に注目しています。 東村山市では現在、「燃やせないごみ」として製品プラスチックを収集し、民間処理施設で再資源化しています。一括回収に関しては、環境負荷への配慮、収集及び処理体制の確保、コスト面等について慎重に検討していく必要があると考えます。
37	国分寺市	ごみの増加に伴う国内再資源化施設のひっ迫及び処理費用の高騰。プラスチックごみの多種多様化。 ペットボトル・食品トレーなど販売店への返却及び分別の徹底を啓発 (仮称)リサイクルセンターにおいて、中間処理後の再資源化の向上	災害廃棄物処理計画は、令和 2 年度に策定予定		収集方法や、自治体による選別・排出方法がどのように変更となるのか注視しています。特に選別・排出方法が変更になる場合は (仮称)リサイクルセンターを整備するにあたり、改めて検討する必要があると考えています。
38	国立市	不法投棄されたプラスチックごみ等が海洋汚染の原因の一つとなっていること。 製品プラスチックの資源化や E P R（拡大生産者責任）の推進を行っている。	災害廃棄物処理計画は策定中（令和 3 年度に策定予定）。 循環型社会形成推進計画は平成 28 年度に策定。5 R の推進によるごみの減量を掲げている。		容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で排出、収集することができれば、住民の利便性と収集の効率性が向上すると考えられる。容器包装プラスチックと製品プラスチックをどのように中間処理し、再生するかにより、中間処理施設の工程の見直しや、施設の整備が必要になるかもしれない。
39	福生市	バイオマスプラスチックを配合したボランティア袋を作製する予定	策定していない		正式な通達等がないためお答えできません
40	狛江市	容器包装プラスチックについては、ペットボトルのみ資源化している。	災害廃棄物処理計画は策定済。仮設置場等を具体的に定めている。		現在市では、容器包装プラスチックは可燃ごみ、ハンガー等の製品プラスチックは不燃ごみで収集している。以上のプラスチック類について市町村に資源化が義務化されるか否かを注視している。
41	東大和市	問題：プラスチックごみの適正排出と適正処理 施策：適正排出を推進するための戸別収集の実施。収集後については、容り法に基づき処理。 目標数値：プラスチックに特化した数値目標は持っていない。	災害廃棄物処理計画について策定。 【概要】当該計画は、被害想定のもと、地震災害及び風水害を対象とし、①対象とする廃棄物 ②発生量の予測 ③処理の流れなどを示し、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の取り扱い、避難所での廃棄物・し尿の発生量や処理等の対策マニュアルを併せ持っている。		現在、容器包装プラスチックと製品プラスチックについては、それぞれを分けて回収し、資源化と焼却により処理を行っている。法の体系が別であること。また、製品プラスチックも一括回収となると、新たな受入施設を設置する必要が生じるが、現状、新たな施設の設置については、用地の確保をはじめ、財政的に困難な状況である。
42	清瀬市	容器包装プラスチックの分類方法についての理解が市民へ行き通っていないと感じています。指定収集袋の価格改定価格時にも容器包装プラスチックは据え置きにし令和 2 年 10 月より戸別収集実施を開始する等分別・減量の促進に取り組んでいます。	災害廃棄物処理計画は令和 4 年 3 月策定を目指しています。 資源循環計画は一般廃棄物処理基本計画に含めています。		現状では容器包装プラスチックの収集をしているが、製品プラスチックを分別収集するには搬入している容器包装リサイクル協会、中間処理施設である柳泉園組合と調整の上、収集方法や資源化方法について検討を行う必要がある。
43	東久留米市	容器包装プラスチックの回収が増えており、分別回収が進んでいるという結果が出ているが、それだけ社会に出回っていると実感している。	分別収集計画は策定済。3R に係る優先順位に基づく処理の推進。 災害廃棄物処理計画については、令和 4 年 4 月策定に向けて準備をしている。		本市は容器包装プラスチックの収集を実施しており、資源化している製品プラスチックを混ぜると資源化に支障がないのか不明である。
44	武蔵村山市	プラごみ（容器包装プラスチック）が分別されず可燃ごみで排出されると、再資源化できず焼却されてしまう。 令和元年度から小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設エコプラザ・スリーハーモニーが稼働しており、円滑な再資源化に寄与している。	災害廃棄物処理計画については、平成 31 年 3 月に策定済。策定のポイントとしては、被災時には、時間経過により行う業務が大幅に変わることから、時系列で被災時に行う業務についてまとめている。		市民に H P や市報、ごみ分別アプリ等を用いた広報を行い、分別の徹底を図る。

45	多摩市	プラスチックごみをまずは適正に処理されるようにしていきたい。R5に多摩市一般廃棄物処理基本計画を改定するので、その時にプラスチックごみの目標数値をつくりたいと考えている	災害廃棄物については、多摩市地域防災計画に記述がある資源循環計画のポイントは資源化を高めること		有料指定のプラスチック用の袋で容器包装と製品プラスチックを一緒に回収して、エコプラザ多摩で選別をしている。
46	稲城市	河川から海に流れるプラスチックごみが生態系に与える影響について、近年問題視されている。当市においても市民と協働しつつ、清掃活動を行うとともに、プラスチックごみ削減の啓発として、令和2年7月からのレジ袋有料化に合わせて、より一層のマイバッグの推進を実施していく。	令和2年3月に策定【策定内容のポイント】 ・対象とする災害：自然災害（地震災害、風水害及び火山災害） ・被害想定：稲城市地域防災計画が想定する多摩直下地震（プレート境界多摩地震）の被害想定を用いる。 ・首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正且つ迅速に処理することにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。さらには、災害を克服した後も、市の持続性を確保する。 ・発災後に想定される事態を平常時に予め想定しておくことにより、発災初動期の混乱を最小限に留める。 ・災害廃棄物処理期間を3年と設定し、発災後の取り組むべき事項を経過期間毎に整理 ・災害廃棄物の排出段階からの分別と選別を徹底し、リサイクルを推進する。 ・仮置場における分別・保管に際しては、搬入時の交通、仮置場の周辺住民等の生活環境の悪化、環境への影響が出ないよう、配慮する。 ・仮置場の管理においては、品目毎に置場を分けて設けるレイアウトを想定 ・生活ごみ・避難所ごみ・し尿・処理困難物の各処理方法や発生量、注意点等を品目毎に整理		・新しい制度における回収方法、並びに回収後の処理・リサイクル方法について注視していく。 ・新たに整備・拡充する必要がある対策、施策については、今後、国の動向・制度の在り方に注目するとともに、多摩川衛生組合構成市や近隣市の動向も見ながら、研究していく。
47	羽村市	・プラスチックごみについて最も問題だと思っていること：プラスチックごみが増加することにより収集運搬費、選別・圧縮・梱包等の中間処理及び容器回収に係る住民への周知啓発等に要する費用が市負担となっているため、市の財政状況を圧迫していること。 ・プラスチックごみ処理や減量について行っている施策：プラスチックごみのリサイクルを推進するため、分別品目を細分化している。 ・目標数値：令和8年度までに平成22年度比総排出量を16.2%減とする。（プラスチックごみ単体の目標数値がないため総排出量とする。）	今後、策定する予定あり。		・新しい制度の注目している点：一括資源回収に伴う、地方自治体における負担額等。 ・自治体として新たに整備／拡充する必要がある対策、施策：ごみ処理施設の設備を適正に維持管理するために、施設や設備の長期的な改修計画を具体的に立案し、計画的な整備を図っていく必要がある。
48	あきる野市	アンケート不参加			
49	西東京市	容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）に基づく資源化処理を実施。 レジ袋削減のための周知・啓発	未設定		詳細な内容が不明であり、現時点での回答は難しい。今後も国の情報等を注視していきます。
50	瑞穂町	可燃ごみへの混入を減らし、適切に資源化すること。瑞穂町では、事業系一般廃棄物について、焼却施設で展開検査の実施及び多量排出事業者に対して立入り検査を行い、排出指導を実施。	一般廃棄物処理基本計画改定に合わせて策定予定		選別作業や収集作業員への影響が心配されるため、中間処理施設の環境整備や収集運搬業者との調整が必要。また、分別区分の変更、ごみ手数料の見直し、計画や分別関連印刷物の全面改定など。
51	日の出町	可燃ごみとして集収し、熱エネルギー化	無回答		無回答
52	檜原村	無回答	なし		ごみの回収方法の変更に伴う住民周知
53	奥多摩町	組合（西秋川衛生組合）では、プラスチック類は全て焼却から発生する高熱を利用し、サーマルリサイクルを行っています。発電用のタービンの駆動や焼却灰を溶融し、路面材（スラグ）として再利用するなどです。 町民への周知としましては、マイバックの持参や正しいごみの分別方法などを広報等を利用し、実施していく予定です。	奥多摩町地域防災計画の中に災害廃棄物処理について謳っていることから、この計画をもって災害廃棄物処理計画との位置づけです。都からの聞き取り調査でも、その旨を伝えてあります。 <u>【ありあすとの記載をまずにした】</u> 資源循環計画は、当町としては策定しておりません。また、組合としても、現状、策定は無いとおもいます。今後、都策定の循環計画を基に、一般廃棄物処理計画などの策定をしていくことになるのではとおもいます。		上記、現状のプラスチック処理は、焼却を行うことでのサーマルリサイクルとなっています。今後、焼却でのリサイクルが不可能になるような場合には、組合・構成市町村とが、検討をおこなうこともありうるのではないのでしょうか。

編集後記

●私自身長年ごみ問題に取り組み、ダイオキシン類や水銀など重金属類その他多種多様な有害化学物質が清掃工場の排ガスから大気に出ていることが心配だった。「空気には壁はない！」から自分たちが暮らす区だけでなく都内の他の自治体のことが知りたかった。私たち23区南生活クラブで今回はじめて行ったアンケート調査で、回答を得た都内50自治体の清掃事業の全体像が不完全ではあるものの浮かび上がった。見れば見るほど各自治体の姿勢が見え興味深い。(植田靖子)

●6年前、23区南生活クラブの情報紙を通して「市民の手により松葉を採取し、大気中のダイオキシン類や重金属類の濃度を調査している組織」があることを知り、喘息児を持つ親として目に見えない空気の汚染が気になっていたので松葉のダイオキシン調査実行委員会のメンバーになり調査を行い、引き続き「考える会」のメンバーとして今回のアンケート調査にも関わってきた。都内50自治体のごみ処理全般に関する実情や方針の違い、プラスチックごみ問題解決への取り組みや計画などがわかった。今後ごみ問題や環境問題に取り組むおぜいの人たちにとってこの報告書が貴重な資料となると確信している。(西山恵美)

●このアンケート調査は私たち23区南生活クラブの「松葉のダイオキシン調査」活動をする上で、自治体の廃棄物処理の実態と今後の政策を知っておく必要がある、いや知らなければならぬ、のではないかという想いを結実させ、しかも、専門機関に委託して行うのではなく、私たち自身で行うことにした。調査設計、調査票作成、調査依頼、回答の集計、まとめ、報告書作成・・・、大変な作業であった。メンバー全員がこの活動に専従しているわけではなく、それぞれが他にさまざまな役割を持ちながら、忙しい中で時間を割き、それぞれの持ち味をいかし、分担作業で報告書としてまとめあげた。編集後記はメンバー全員に書いてもらいたかったが、文章を書くことが苦手だったり、原稿〆切に間に合わなかったりというわけで、3人のみの編集後記となった。この報告書が私たちの活動の“あがり”ではなく、新たな活動のはじまりになる。ごみ問題、環境問題のさまざまな課題解決のために、この報告書を活かしていきたいと思う。(古川久美子)

●松葉で環境を考える会メンバー

2020年度：植田靖子(代表/まち・玉川)・柴田尚子(会計/まち江東)・黒田康子(まち大田)・千野昭江(まち・玉川)・鶴島佳子(まち江戸川)・西山恵美(まち江東)・吉田由美子(まち品川)・古川久美子(担当理事)

2021年度：植田靖子(代表/まち・玉川)・柴田尚子(会計/まち江東)・黒田康子(まち大田)・鶴島佳子(まち江戸川)・西山恵美(まち江東)・古川久美子(まち江戸川)・吉田由美子(まち品川)・安藤真子(担当理事)

東京都基礎自治体の廃棄物処理の現状と今後の施策に関する調査報告書

発行日：2023年2月27日

編集：23区南生活クラブ生活協同組合「松葉で環境を考える会」

発行者：23区南生活クラブ生活協同組合

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-13-13

電話 03-3426-9914 FAX 03-3426-9911

©無断転載禁止